

建設経済常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	小田原市観光戦略ビジョン(概要版)	経済部 観光課
2	小田原市観光戦略ビジョン(案)に対する市民意見の募集結果について	
3	お城通り地区再開発事業について	都市部 拠点施設整備課
4	小田原駅東口お城通り地区再開発事業 広域交流施設ゾーン整備実施方針	
5	公の施設を利用する権利に関する処分に 係る審査請求の裁決について	建設部 土木管理課
6	小田原こどもの森公園わんぱくらんどに おける遊具事故について	建設部 みどり公園課
7	小田原こどもの森公園わんぱくらんど事 故発生箇所	
8	小田原こどもの森公園わんぱくらんどに おける遊具事故への対応について	
9	小田原こどもの森公園わんぱくらんど及 び辻村植物公園の管理に関する基本協定書	

平成28年 4月20日

小田原市観光戦略ビジョン【概要版】

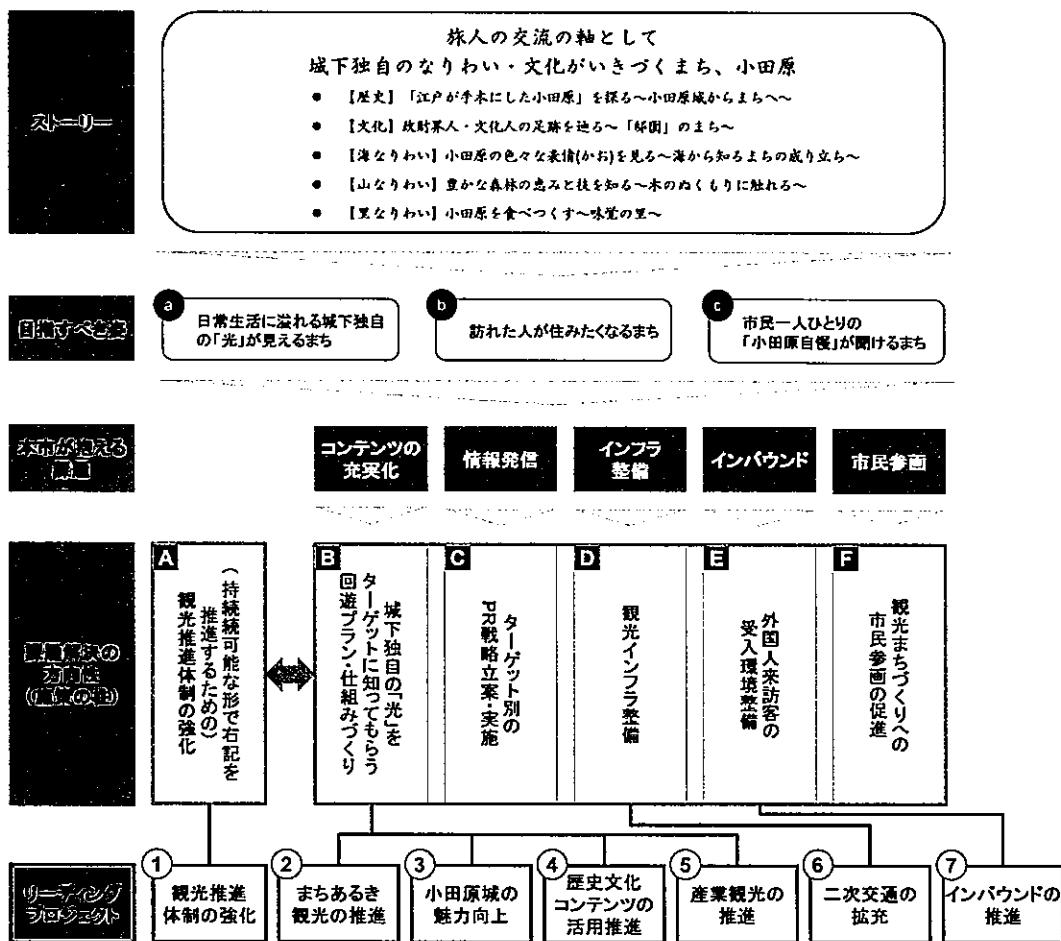
～小田原ファン倍増宣言～

■はじめに

このたび平成34年度までを対象期間とし、本市の観光振興の指針となる「小田原市観光戦略ビジョン」を策定いたしました。本ビジョンでは「小田原ファン倍増宣言」として、平成41年度までに現在451万人の入込観光客数を倍以上の1,000万人とすることを目指します。

本市には、小田原北条氏の時代から脈々と受け継がれてきた歴史や文化、なりわいなど、様々な「光」にあふれています。一方で本市ならではの「光」が、本市を訪れる多くの方々にまだ認知されておらず、魅力を十分に生かし切れていないのが実情です。本ビジョンにおいては、それらを組み合わせ、物語に仕立て上げることによって、魅力を来訪者に伝えるための「ストーリー」を設定します。また、観光振興を通じて「目指すべき姿」や本市が抱える課題を解決する方向性を明確にし、施策の柱を定義します。さらにその柱に基づきビジョン期間中ににおいて重点的に実施していく「リーディングプロジェクト」を明確にします(図1参照)。

図1 体系図



序章 観光戦略ビジョン策定の趣旨

図 背景

「観光」とは各地域にある「光を觀る」という意味で、本市は戦国北条氏の時代から脈々と受け継がれてきた歴史・文化・なりわいを小田原の城下独自の「光」として、また、首都圏からの日帰り観光地、箱根や伊豆といった温泉観光地への玄関口として、年間約 450 万人の来訪客を受け入れています。しかし、今後さらに多様化する観光ニーズに応え、来訪客の滞在時間延長やリピーターの増加を図るためにには、恵まれた地理的環境を活かしながら、小田原ならではの産業・文化・食などの地域資源を新たな「光」として活用していく必要があります。

図 目的

本ビジョンは、観光が雇用創出効果など地域経済に対する波及効果が大きく、地域経済の振興には重要な施策の一つであることから、交流人口の拡大とそれに伴う消費による観光を通じた経済振興の指針になることを目的としています。本市の観光振興の方向性を明確にし、中短期の目標を掲げ、市と観光関連団体が共通の理念のもと、計画的に事業を展開し、地域資源を生かしきりながら、交流人口の最大化を図り、観光を通じた資金の獲得と地域内循環につながるような戦略ビジョンを策定します。

図 各種計画との関係

平成 22 年に策定された「おだわら TRY プラン(第 5 次小田原市総合計画)」では、政策分野として、『地域経済』が設けられ、各産業の振興やものづくりの振興、観光まちづくりなどが謳われています。また、政策分野『地域経済』を補完し、小田原の経済を活性化するための基本方針や具体的なアプローチ、その推進体制、各セクターの役割を示した「地域経済振興戦略ビジョン」が平成 24 年に策定されました。

また、平成 27 年 10 月には、「おだわら TRY プラン」を実現するため、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題を解決することを目的とした「小田原まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本ビジョンはこれらを上位計画・ビジョンとし、これらを観光分野から実現するための戦略ビジョンとして策定するものです。

図 2 観光戦略ビジョンの位置づけ

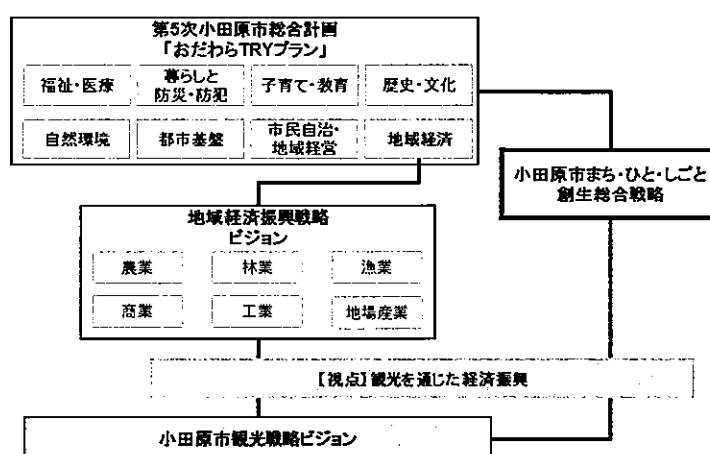


図 対象期間

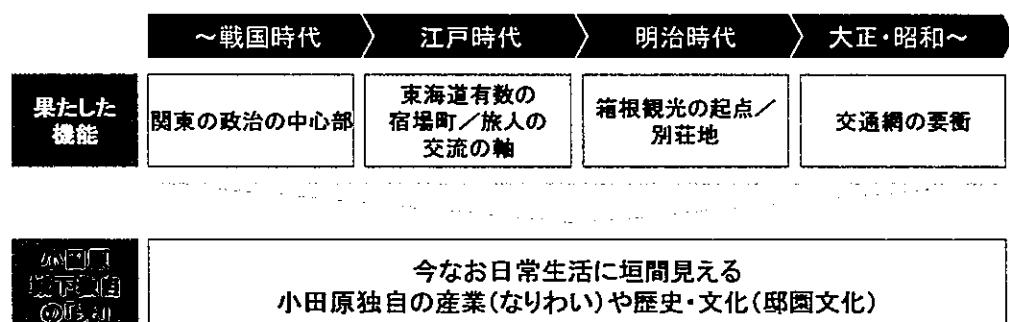
本ビジョンは、平成 28 年度から平成 34 年度までの 7 年間を対象期間とします。(入込観光客数及び観光客消費総額の目標に関しては、対象期間後も引き続き観光振興を図った上で、14 年後に目指すものとして設定しています。)

第1章 小田原の特性と現状の課題

■ 小田原のまち

小田原は、住みよい地形と自然を生かしながら、城下町・宿場町・別荘地として栄え、その過程で小田原独自の「なりわい」や「邸園文化」などが発展し、今なお小田原のまちには当時の産業や文化が息づいています。本ビジョンでは、これまで観光資源として認識されてこなかった、これらの城下独自の「光」にも焦点を当てていきます(図3参照)。

図3 小田原独自の「光」の考え方



■ 観光の課題

本市における観光の課題は図4のように分類できます。

図4 本市が抱える課題(一覧)

課題の分類	課題の詳細
コンテンツの充実化	<ul style="list-style-type: none">■ 小田原城周辺の「間口」で、小田原の「奥行」を伝えられる仕組みの整備■ 城下独自の「光」を活用し、来訪客が楽しめる方法の提案<ul style="list-style-type: none">✓ 城下独自の「光」の再評価・発掘✓ 小田原の「間口」のみならず、「奥行」を感じられる仕組み・回遊プランづくり■ 小田原城など主要観光地において、消費を促す仕組みづくり
情報発信	<ul style="list-style-type: none">■ 各来訪客が用いる媒体への情報発信の見直し■ 箱根などと広域連携を進め、小田原を「観光地」として認識してもらうための情報発信
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none">■ 来訪客が負担なく来訪し、回遊するためのインフラの整備■ バス駐車場や宿泊施設の整備
インバウンド	<ul style="list-style-type: none">■ 外国人来訪客の受入環境の整備
市民参画	<ul style="list-style-type: none">■ 市民が城下独自の「光」を観光資源として認識し、理解を深めるきっかけづくり<ul style="list-style-type: none">✓ 市民が小田原を「観光地」として認識できるような情報発信■ 市民を観光へ巻き込む仕組みづくり<ul style="list-style-type: none">✓ 市民が小田原の良さを見つめ直し、小田原の紹介の仕方について改めて考え方の提供✓ 市民参画型の誘客サイクルの検討✓ 市民と来訪客の交流の質を向上させる仕組みづくり

第2章 観光戦略ビジョンの基本的な方針

■ 目標

「入込観光客数 1,000 万人」「観光消費総額 440 億円」

本市は最終的には「入込観光客数 1,000 万人」「観光消費総額 440 億円」を目標とし、14 年後の平成 41 年度を達成目標年度とします。そのためにまず、足元で来客の多い日帰り来訪客を中心とした誘客・消費を促すことで、ビジョン対象期間最終年度の平成 34 年度までに、「入込観光客数 700 万人」(+250 万人)、「日帰り消費単価 3,500 円」(+1,000 円)を目指し、来訪客が小田原を「主目的観光地」として選び、小田原で観光を完結してもらえるような観光まちづくりを目指します(表 1 参照)。

表 1 具体的な数値目標

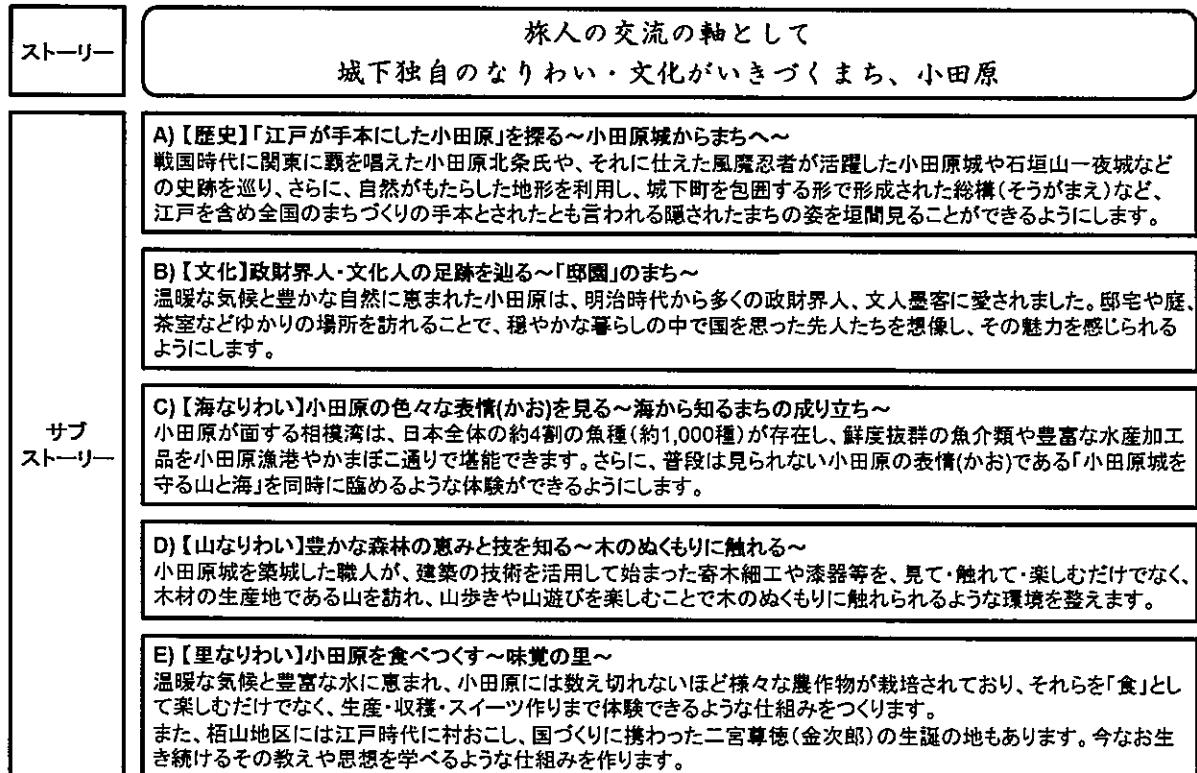
	現在 (平成 26 年)	ビジョン最終年 (平成 34 年度)	14 年後 (平成 41 年度)
ターゲット	—	日帰り来訪客 宿泊客	日帰り来訪客 宿泊客
入込観光客数	451 万人	700 万人	1,000 万人
日帰り観光客数	428 万人	665 万人	950 万人
宿泊客数 (割合)	23 万人 (5.2%)	35 万人 (5%)	50 万人 (5%)
一人あたり観光消費額	3,033 円	3,900 円	4,200 円
一人あたり日帰り消費額	2,500 円	3,500 円	4,000 円
一人あたり宿泊消費額	10,731 円	11,000 円	11,000 円
観光客消費総額	137 億円	280 億円	440 億円

出所:神奈川県入込観光客調査(各年)より推計

□ 小田原として提供する価値・ストーリー

本ビジョンにおいては、小田原のなりたちや日常生活に埋もれていた城下独自の「光」に注目し、ストーリーを設定します。「ストーリー」とは 城下独自の「光」を組み合わせ、物語に仕立て上げることによって地域全体の魅力やブランドを高め、小田原を訪れる来訪客の関心や注目を集めることができます。また、小田原の「間口」や「奥行」を周遊するイメージを明確にするために、「サブストーリー」もあわせて設定します(図 5 参照)。

図 5 ストーリーとサブストーリー



■ 観光振興を通じて目指すべき方向

本市が提供するストーリーをより多くの来訪客に実感していただくために、本市が観光振興を通じて目指すべき姿として以下の3つの方向性を定めます。

a

日常に溢れる城下独自の「光」が見えるまち

- 歴史・文化・なりわいといった城下独自の「光」を活かした「まち歩き観光」を大きな柱としていきます。
- 首都圏からの良好なアクセスを生かし、来訪客に城下独自の「光」を組み合わせた本市の楽しみ方を提案することで、入込観光客数の増加と消費の促進を目指します。
- 小田原城周辺を小田原観光の「間口」とし、城下独自の「光」を見て・触れて・買って手元に残るような仕組みを作り、小田原の「奥行」を感じていただくきっかけを作ります。

b

訪れた人が住みたくなるまち

- 訪れた人が何度も本市を回遊し、小田原のよさを多く発見することによって、最終的に本市へ「住みたい」と思う来訪客を増やし、定住の人口増加につながる観光まちづくりを目指します。

C

市民一人ひとりの「小田原自慢」が聞けるまち

5. 市民が城下独自の「光」を認識し、理解を深め、自らが発見した小田原の「光」を主体的に広められるような観光まちづくりを目指します。

■ 観光振興を通して目指す将来像

本ビジョンをもとに、なりわいや歴史・文化を城下独自の「光」として生かし、来訪客が小田原城のみならず小田原の「奥行」を感じ、小田原に住みたいと思えるようなまちを目指します。それを実現するためにも市民一人ひとりが小田原は「光」溢れる観光地であることを認識・発信できるようなまちづくりを進めます。

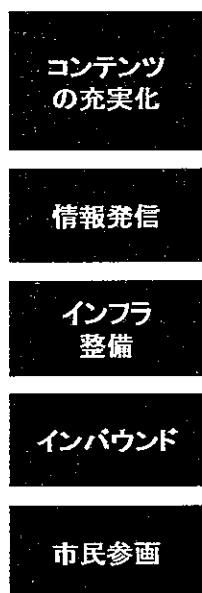
■ 課題解決の方向性(全体像)

前章で示した課題や「目指すべき姿」を踏まえ、本市としてそれらの課題を解決する方向性を図6のように定めました。特にコンテンツの充実化や情報発信に関する課題を解決する方向性としては、本市として誘客に力を入れる「ターゲット」を明確にした上で、ターゲットとなる来訪客向けの回遊プランやPR戦略を実施することとします。

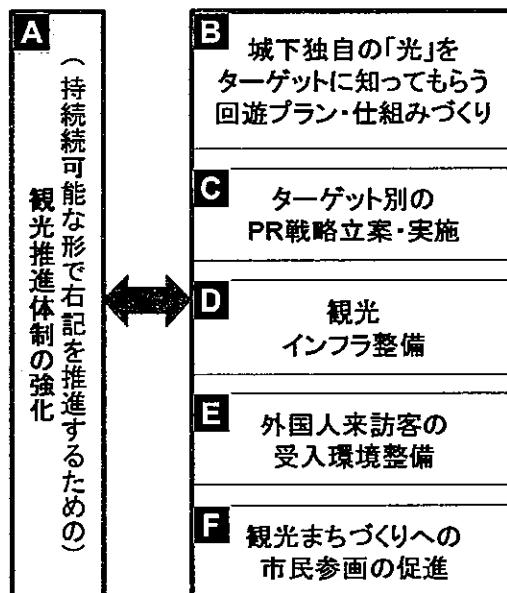
また、各課題に対応する解決の方向性に加え、各観光関連団体が個々で観光に取り組んでおり、活動にはばつきがあるという現状の課題を踏まえ、「観光推進体制の強化」を掲げます。これらの方向性を本ビジョン対象期間中に実施する施策の柱ととらえ、施策の詳細を検討していきます。

図6 課題及び解決の方向性のイメージ図

課題の分類



解決の方向性(施策の柱)



第3章 観光戦略ビジョンに基づく施策

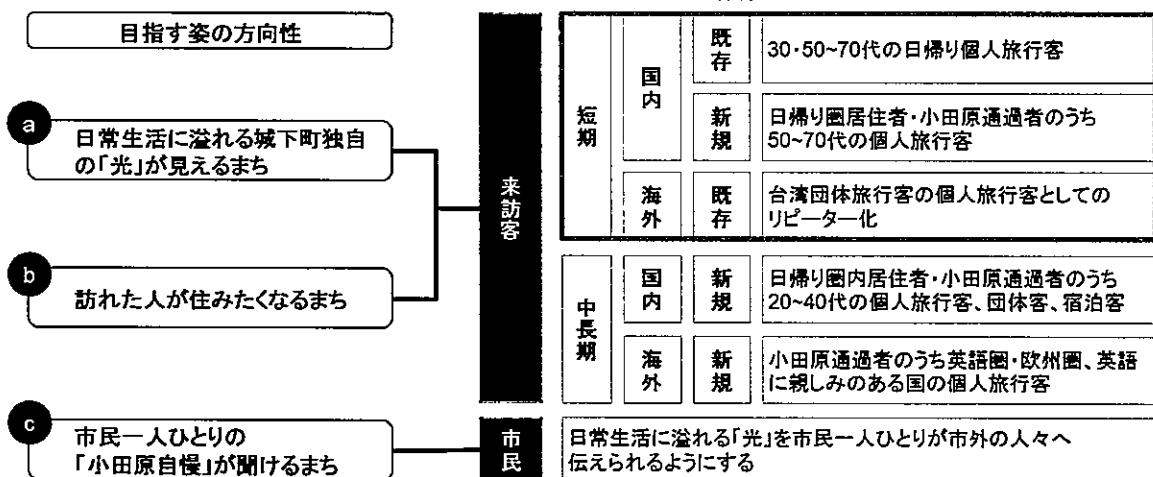
■ 観光戦略ビジョンにおける優先ターゲット

本ビジョンでは、来訪客の誘客はもちろんのこと、市民の「小田原自慢」が聞ける観光まちづくりも目指すため、城下独自の「光」を市民に認知してもらうとともに、市民の観光振興への積極的な参加を狙います。

来訪客については、前節で掲げた本市の目指す姿である「訪れた人が住みたくなるまち」を実現するために、まずは既存来訪客¹をリピーター化させ、住みたいと思うファンへ近づけます。

さらに、気軽に立ち寄れる新規来訪客²として箱根や東京を目的として小田原を通過している「小田原通過者」や、日帰り圏内に住む「日帰り圏内在住者」³の誘客を目指します。また、その中でも来訪人数が多く、観光消費額が大きいと推測される層を特定し(図7参照)、それらの層を優先ターゲットとします。

図7 優先ターゲットの全体像



■ リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトとは、ビジョン対象期間中に、本市の観光に関与する観光協会・民間事業者・観光関連団体・市民・行政が、特に力を入れて取り組む事業のことです。

①

観光推進体制の強化(「観光プラットフォーム(地域DMO)」)

平成28年度より実施する施策の中でも、特に重要な施策が「観光プラットフォーム(地域DMO)」の設置・運営です。本ビジョンが目指す観光地域づくりを実現するために、これまで本市の観光振興において中心的な役割を果たしてきた(一社)小田原市観光協会の機能強化を図り、新たにマーケティングやプロモーションに長けた人材を配置し、平成29年度を目途に「観光プラットフォーム(地域DMO)」を設置します。今後、観光関連団体を交え、担うべき役割や持つべき機能について、広域連携も視野に入れながら研究や検討し、合意形成を進めていきます。

1 既に小田原を訪れている来訪客を「既存来訪客(既存)」とする。

2 これまで小田原を訪れたことがなく、新しく誘客する来訪客を「新規来訪客(新規)」とする。

3 関東および静岡県、長野県の居住者と設定。

2

まちあるき観光の推進

市内各所に点在する観光資源をつなぎ、普段、何気ない日常の中での地域の魅力を再発見できるような城下独自の「光」を組み合せた楽しみ方を提案し、まち歩き観光を推進します。事業の推進にあたっては、来訪客の多様なニーズに対応できるよう各種パンフレット・マップの発行や、案内板・説明板などを効果的に設置するとともに、小田原ガイド協会や小田原まちづくり応援団などの市民団体に協力を仰ぎ、来訪客の回遊性向上を図ります。

3

小田原城の魅力向上

近年、空前の歴史ブームの影響もあり、小田原城址公園を訪れる来訪客は増加傾向にあります。現在、天守閣については、更なる魅力アップを図るため平成28年5月のリニューアルオープンに向けて整備しているところですが、今後は魅力が向上した天守閣を活用しつつ、城址公園の適正な管理を行い、歴史観光の拠点として、何度も訪れたくなるような公園づくりに取り組んでいきます。

4

歴史文化コンテンツの活用推進

これまで本市では、「北條五代祭り」「忍者の里・風魔まつり」や「邸園めぐり」など、本市が有する歴史や文化コンテンツを活用した取組を行い、多くの来訪客から好評を得てきました。今後も引き続き、「北条五代」「風魔忍者」「邸園文化」など、数多くの歴史文化コンテンツを有効活用したハード・ソフトにわたる取組を進めます。

5

産業観光の推進

本市には地勢的・歴史的に多種多様な産業が息づいており、旧東海道筋周辺で脈々と受け継がれてきた「なりわい」が、その代表例となっています。それらを観光資源として積極的に活用し、磨き上げ、小田原ならではの魅力を創出していきます。

6

二次交通の拡充

これまでレンタサイクル事業「ぐるりん小田原」や、「小田原宿観光回遊バス」など各種事業を実施してきましたが、今後はレンタサイクル貸出拠点の拡充や、回遊バスの運行規模の充実を図り、小田原駅周辺に集中する来訪客の利便性や回遊性を高め、小田原城周辺の「間口」から「奥行」へと広がる城下独自の「光」への動線を整備します。

7

インバウンドの推進

外国語版パンフレットの作成などのこれまでの取組に加え、外国人に向けたコンテンツの充実、Wi-Fi環境の提供、多言語対応の看板の設置や、まち歩きアプリケーション開発を行い、外国人来訪客にとって訪れやすい環境を整えていきます。

小田原市観光戦略ビジョン（案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市観光戦略ビジョン（案）
政策等の案の公表の日	平成28年2月1日（月）
意見提出期間	平成28年2月1日（月）から平成28年3月1日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	102件（11人）
インターネット	0人
ファクシミリ	0人
郵送	11人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

（総括表）

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、ビジョンに反映したもの	7
B	意見の趣旨が既にビジョンに反映されているもの	74
C	今後の検討のために参考とするもの	12
D	その他（質問など）	9

〈具体的な内容〉

(1) 序章 観光戦略ビジョン策定の趣旨 に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「方針を明らかに共有する」ことが目的であり、読み手がわかる具体的な言葉、定義が必要ではないか。	B	本ビジョンでは、策定の背景と目的を記載しており、説明が必要な語句等については、各項下段に補足説明を記載するなど、趣旨を反映しています。
2	小田原は観光側面を無理やり大きくし、観光によって雇用創出・地域活性化ににわかにつながるようなことを考えない方が良い。	D	本ビジョンは、交流人口の最大化を図り、観光を通じた資金の獲得と地域内循環につながることを目的としています。
3	ビジョン策定後、具体的施策や実行計画を作ることと思うが、いつどの様なものが作られていくのか。	D	平成28年度に本ビジョンの上位計画である総合計画の後期基本計画が策定される予定ですので、ビジョンに位置付けられた観光施策も総合計画の実施計画の中で取り組んでいきます。
4	何の事業にどのくらいの金、人、ものを使用したのか明確にすべきである。	D	事業予算については、上位計画である総合計画の実施計画において定められるですが、過去の事業についても、総合計画のローリングの際に評価がされています。
5	中心市街地のまちづくり、景観づくりを最優先におこなうべきである。	B	中心市街地のまちづくりについては、中心市街地活性化基本計画、景観づくりについては、景観計画が策定されており、当ビジョンもその方向で取り組んでいきます。
6	お城までの道を城下町の風情にすべき。	C	建物等の景観については、商店など民間の理解と協力が不可欠であり、都市計画の視点で検討していきます。
7	白壁や格子戸、瓦屋根等の古の情緒を醸し出している町並み整備が良いのではないか。	D	中心市街地のまちづくりについては、中心市街地活性化基本計画、景観づくりについては、景観計画が策定され、今後もその中で取り組んでいきます。
8	小田原漁港周辺の駐車場が不足しているため、水産卸売市場を改築し、施設屋上に駐車場を設けるなど早急な対策が必要。	B	小田原漁港周辺の整備については、提案の方向で上位計画である総合計画の中で検討していきます。

9	観光課を部に昇格させるとか、増員するなど、行政側の組織、体制を明示すべきではないか。	C	本ビジョンは、総合計画や地域経済振興戦略ビジョンを上位計画とした個別計画として位置付けており、観光に関わる多様な主体が同じ方向を向き、観光分野から地域経済の活性化を実現していくための指針として策定するものであるため、行政組織内の体制については、庁内の組織機構の中で総合的に検討していきます。
10	市民の声をさらに取り上げて作成することが必要ではないか。	D	市内の観光関連団体をはじめとする多様な主体が参加する、観光まちづくり懇話会において意見を伺うとともに、市民からも意見をいただくため、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しています。

(2) 第1章 小田原の特性と現状・課題 に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	観光スポットやイベントの記載に抜け漏れがあるのではないか。	B	観光スポット・イベント等の観光資源は抜粋であり、全てを網羅した記載を意図したものではありません。
2	これまで小田原市として、何をやってきたのか、それに対する反省点は何かを追記すべきである。	B	本ビジョンでは、観光の現状と、観光の課題として整理しています。

(3) 第2章 観光戦略ビジョンの基本的な方針 に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	羅列された取組事案で果たして年5.7%の観光客増、消費単価年4.5%は達成できるか疑問である。	D	目標の値は、小田原市観光戦略ビジョン策定会議において、観光に関する多様な団体からの意見を反映したものです。また、羅列した取り組み内容は、経済を観光の視点で整理したものであり、民間の取り組みも含め、事業としては今後も増えていくものと考えています。
2	本当に小田原を好きで来訪してくれる潜在的なりピーターにターゲットを絞って、一人あたり観光消費の拡大を図ることが望ましい。	B	本ビジョンの目標値として、一人あたりの観光消費の拡大を記載し、その中で進めていきます。

3	目標の観光消費額 440 億円、これを達成するとことで私たちの生活がどのように変わらるのか。	D	交流人口の拡大により、現状よりも地域経済の活性化につながると考えます。
4	エリア別の目標も入れるべきである。	C	本ビジョンは、市域全体の指針であるため、エリア別の目標は定めない考えです。
5	小田原をどのようにしたいのかイメージが湧かない。具体的な小田原のイメージを記載する必要がある。	A	本市が目指す将来像として、サブストーリーを設定し、追記しました。
6	すべての施策を、「観光は、非日常の創出である。」という観点から、作成すべきではないか。	B	本ビジョンでは、本市として提供したい価値を含めた「ストーリー」と、観光振興を通じて「目指すべき姿」を設定し、非日常の創出を含めた視点で施策の柱としています。
7	城内において散発的に大小のイベントが開催されているものの、常設の観光資源、誘客対策として更に施策を打つことが必要ではないか。	B	観光振興を通じて、目指すべき3つの方向性の一つに、なりわいや歴史・文化といった城下独自の光を活かした「まち歩き観光」の推進を大きな柱としていきますと定め、今後、日常の観光を進めていくこととしています。
8	短期間の行事に加え、年間を通して大勢の方々にお越しいただき、経済効果を上げることが大切ではないか。	B	観光振興を通じて目指すべき3つの方向性の一つに、なりわいや歴史・文化といった城下独自の光を活かした「まち歩き観光」の推進を掲げ、今後、日常の観光を進めていくこととしています。
9	市民の意識を変えていく戦略が必要ではないか。	B	本ビジョンでは、目指すべき方向性の一つとして、市民一人ひとりの「小田原自慢が聞けるまち」と定め、ロードマップに施策を位置付けています。
10	もっと積極的に市民に「小田原は「観光地」であると発信すべき。	B	観光まちづくりへの市民参画の促進として、施策の柱に位置付けています。
11	地域の子供たちが、小さいうちから地域の文化や歴史、偉人たちを学べる機会を創出し、地域愛を底上げする。	B	観光まちづくりへの市民参画の促進として、施策の柱に位置付けています。

(4) 第3章 観光戦略ビジョンに基づく施策 に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	オリンピックまでに新規ファンを増やし、オリンピック後の苦しい期間を、リピーターでカバーする作戦が必要ではないか。	B	本ビジョンでは、対象期間後も見据えて、各観光コンテンツの充実化を図り、また、優先ターゲットをリピーター化し、ひいては本市に住みたいと思うファンを増やしていくことを記載しています。
2	ビジョンの華（柱）となるコア事業の明示、概算投資（予算）計画が必要ではないか。	B	本ビジョンでは、課題等を整理し、優先的に取組む施策をリーディングプロジェクトとして位置付けています。また、概算投資（予算）については、上位計画である総合計画の後期基本計画で検討していきます。
3	何を、どのように、いつまでに、事業規模（予算的裏付けも含め）、強弱、特に何を強調したいのか、訴えたいのか、それがなぜ必要なのか謳うことが必要である。	B	事業予算については、上位計画である総合計画の後期基本計画の中で検討するとともに、事業規模等については、総合計画の実施計画の中で明記していきます。 また、重要な取り組み等については、リーディングプロジェクトに位置付けています。
4	具体的事業については、最重要・重要・3番手といった色分けが必要ではないか。	B	本ビジョンでは、取り分け重要な取り組みをリーディングプロジェクトとして位置付けています。
5	ファン倍増の達成責任と評価はビジョン作成者にあるので、責任体制の明確化も必要ではないか。	B	本ビジョンの記載内容についての最終的な責任は、作成者である小田原市にあります。また、本ビジョンに掲げる施策や進捗管理等については、官民行政が連携した「観光プラットフォーム（地域DMO）」を創設し、その観光推進体制の中で行っていく考えです。
6	市としてDMOにどう関わるのか、観光課だけでなく、環境、文化、教育、インフラの各セクションとそれをまとめる体制を明記する必要があるのでないか。	C	官民が連携した「観光プラットフォーム（地域DMO）」を創設していくますが、まずは観光課が行政側の窓口となり、庁内の連携を図り対応してまいります。
7	地域DMOの人員規模を盛り込むべきではないか。	A	リーディングプロジェクトの項（①観光推進体制の強化）の詳細に、地域DMOに新たに配置が必要な人材要件の例を追記しました。 なお、具体的な人員規模については、地域DMO創設の準備期間（平成28年度）の中で、検討していく考えです。

8	観光地域づくりの担い手の中核となり得る人材育成を実施すべき。	B	「観光プラットフォーム（地域DMO）」の持つべき機能として、位置付けています。
9	ターゲットとなる年代ごともその構成となる要素を加味する必要があるのではないか。	B	「観光プラットフォーム（地域DMO）」によるマーケティング調査、分析を今後行い、世代構成なども加味していく考えです。
10	「営業・広報の強化」とあるが、その前にマーケティング系統の能力開発が必要ではないか。	A	リーディングプロジェクトの項（①観光推進体制の強化）に、地域DMOに新たに配置が必要な人材要件の例として、マーケティング系統の専門性を追記しました。
11	小田原駅の観光案内所のリニューアルと拡大強化が必要ではないか。	B	今後創設される「観光プラットフォーム（地域DMO）」の中で、観光案内所の機能強化等については検討していく考えです。
12	回遊プランを用意し、誘客につなげるようすべき。	B	まち歩き観光の推進として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
13	一日そこに居ても楽しめるようなストーリー性がある体験型観光スポットが必要。	B	まち歩き観光の推進として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
14	高齢者でも楽しめるウォークラリーの整備が必要。	B	まち歩き観光の推進として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
15	国内外に関わらず、年齢層に応じた観光スポットを作る観光環境整備が必要。	B	まち歩き観光の推進として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
16	各スポットで歴史や文化の情報が携帯で取れると良い。	B	まち歩き観光の推進として、リーディングプロジェクトに位置付け、まち歩きアプリの開発・運用をコードマップに記載し、その中で進めています。
17	小田原城址公園及びその近隣に梅林を増やす。	B	小田原城の魅力向上はリーディングプロジェクトに位置付けていますが、城址公園内の新たな樹木の植栽については、このビジョンとは別に植栽計画を策定する予定です。
18	小田原城址内に植栽は必要なないのではないか。	B	小田原城の魅力向上はリーディングプロジェクトに位置付けていますが、城址公園内の新たな樹木の植栽については、このビジョンとは別に植栽計画を策定する予定です。

19	天守閣や城址公園内の広場の使用条件を緩和し、世界的なスポーツイベントや天守閣で結婚式など、他の街ではできないことを実施する。	C	小田原城の魅力向上はリーディングプロジェクトに位置付けており、天守閣や城址公園内の利活用については今後の取組の中で検討していきます。また、観光振興に資するものであれば、より積極的な利用を図っていきます。
20	小田原城天守閣内でのパーティー利用の貸し出しができると良い。	B	小田原城の魅力向上として、リーディングプロジェクトに位置付けており、その中で今後検討していきます。
21	城郭のある自治体とタイアップし、それぞれの城郭入場券の半券で他の城郭を無料する。	B	小田原城の魅力向上として、リーディングプロジェクトに位置付けています。 これまでも、他の城郭と連携し、スタンプラリーを実施しています。
22	学橋に正規登城ルートへの効果的な誘導看板や、馬出門が正規登城ルートである一目でわかるものが需要。	B	小田原城の魅力向上として、リーディングプロジェクトに位置付け、案内板の充実としてロードマップに記載し、その中で進めています。 なお、平成27年度事業として設置したところです。
23	本丸広場中央付近にある木々も記念撮影するには邪魔になる。	B	小田原城の魅力向上として、リーディングプロジェクトに位置付けています。また、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」にも位置付けられています。 なお、本丸広場の植栽については、平成27年度に整理したところです。
24	元々あった「小田原城」、「かまぼこ」、「寄木細工」、「神社仏閣」「浜・海岸・漁港」「山里」の観光資源になるものをブラッシュアップすることが必要ではないか。	B	小田原城の魅力向上や歴史・文化コンテンツの活用推進など、リーディングプロジェクトに掲げ、観光資源のブラッシュアップに努めています。
25	神社仏閣を巡るツアーを充実させてはどうか。	B	歴史・文化コンテンツの活用推進として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
26	城下町の文化を示す文化財の大多数は倉庫で眠っているため、これらを展示する施設の整備を行政で行い、運営はDMOで行う。	C	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けており、保管している文化財の展示等の利活用については今後の参考とします。

27	城址公園周辺に忍者の拠点を整備する。	B	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けており、忍者の拠点整備については、ロードマップに記載し、その中で進めています。
28	先進事例を参考に、忍者屋敷など忍者の拠点を整備すべき。	B	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けており、忍者の拠点整備については、ロードマップに記載し、その中で進めています。
29	板橋の「山月」を買い取り、旅館・食事・観光の名所として活用する。	C	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けていますが、歴史建造物の利活用については今後の参考とします。
30	歴史認識に基づく建造物の早期復活をすべき。	B	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けていますが、歴史建造物の復元については今後の取組の参考とします。
31	旧保健所跡地、石垣山一夜城などに東京からのアクセスの優位性を活かし、市内に時代劇のロケができる場所を整備する。	B	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けており、撮影所等の施設整備についてはその中で進めています。
32	幕末から明治、大正の時代にわたり、なぜ政財界人や文士などがこのエリアに住処を求めたかを掘り起こすべき。	B	歴史文化コンテンツの活用推進はリーディングプロジェクトに位置付けており、邸園文化コンテンツの活用として今後の取組の中で検討していきます。
33	小田原城、寄木細工、かまぼこ、邸園文化など、100年以上続き、残ってきたものこそ「本物」であり、光を当て、活かすべき。	B	産業観光の推進として、提案の方向でリーディングプロジェクトに位置付けています。
34	観光スポットが点在しているため、観光回遊バスの増便は欠かせない。	B	二次交通の拡充として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
35	石垣山一夜城や小田原漁港などを回遊するバスの停留所を人が集まる城址公園本丸広場に設けて、利用促進を図る。	C	二次交通の拡充として、リーディングプロジェクトに位置付けていますが、公園内にバス停留所を設けることは、安全確保の観点などから難しいと考えています。

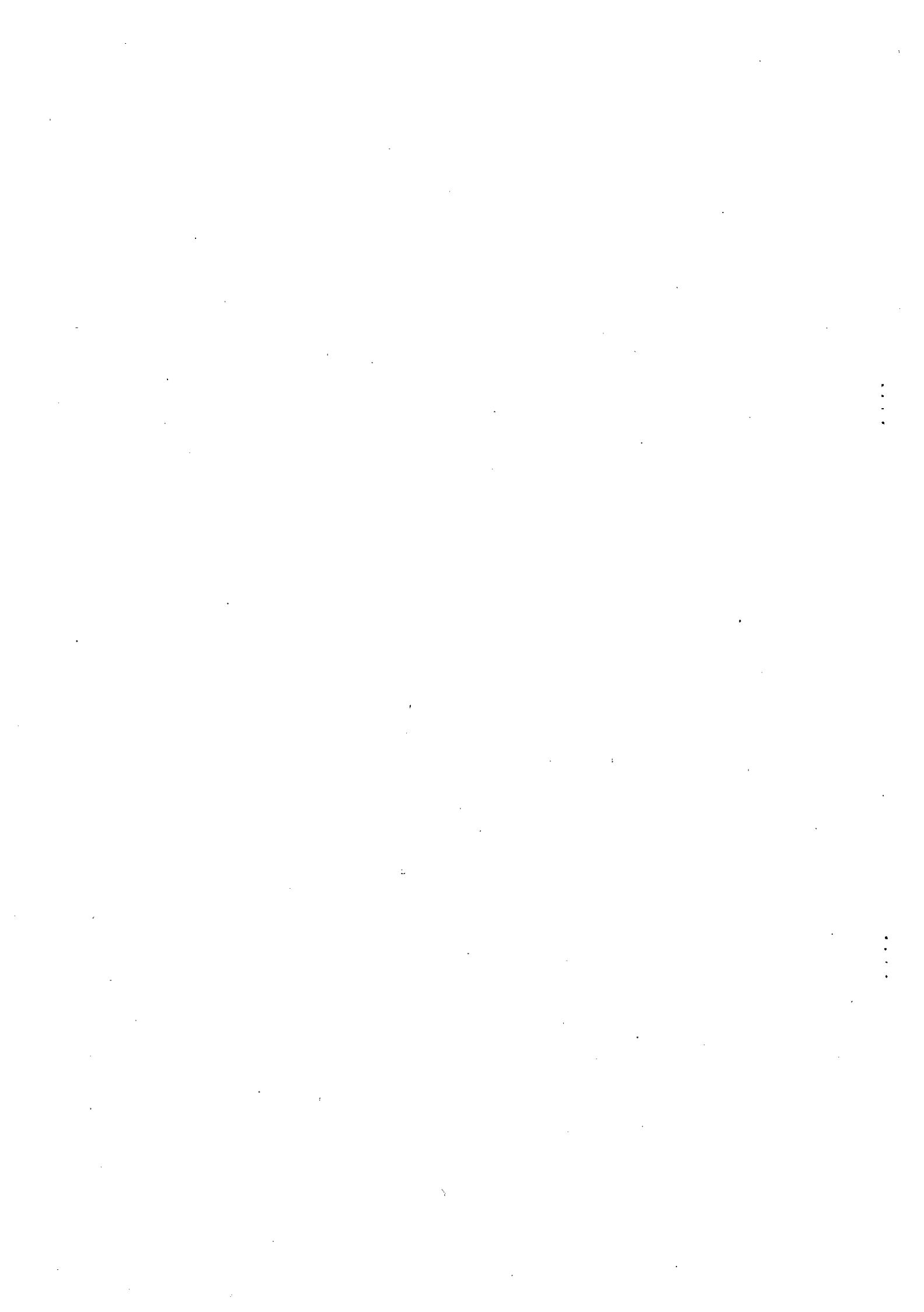
36	「ぐるりん小田原」の事業拡充に合わせ、自転車専用レンも整備促進し、自転車で巡る観光プランニングを用意し、回遊性が高まる。	B	二次交通の拡充として、リーディングプロジェクトに位置付けています。
37	蒲鉾の食べ比べや目利き大会などがあると面白い。	B	産業観光の推進として、リーディングプロジェクトに位置付けています。 なお、イベント等の際には、食べ比べなど実施しています。
38	観光外のジャンルとの融合も記していくべき。	B	産業観光の推進として、多種多様な産業を観光資源に積極的に活用し、磨き上げ、小田原ならではの魅力の創出を行っていくことをリーディングプロジェクトに位置付けています。
39	ロードマップについては前期後期だけでなく1年毎にすべきではないか。	C	主体が様々であり、ある程度の期間の中で、できるものから着手していくという考え方により、「前期」・「後期」という区分としています。 その中でも取り分け重要な取り組みをリーディングプロジェクトとして位置付けています。
40	倍増するためのインフラ整備のビジョンを明示すべきではないか。	C	本ビジョンでは、事業熟度が高く、進捗が見込まれるインフラ整備を記載しています。その他のインフラ整備については、今後策定される総合計画の後期基本計画の中で検討していきます。
41	城址公園本丸広場に長屋風の店舗を市が整備し、小田原おでん、片浦みかん関連、小田原漁港関連、伝統工芸関連の店舗を民間が定期借家契約で運営してはどうか。	B	国指定史跡内である本丸広場にご提案の店舗を整備することは国の許可の面で難しいと考えますが、物産館等の開設については、ロードマップに記載しており、具体的な内容については、開設場所等を含め今後の検討課題と考えています。
42	小田原競輪が開催していない間に、飲食店を使ってのパーティーができると良い。	D	費用対効果、実施主体などを勘案し、実施の可能性も含めて検討します。
43	小田原の特産を利用した茶屋やアンテナショップなどの整備が必要。	B	「間口」に小田原の「光」が見える仕組みづくりとして、ロードマップに記載し、その中で進めています。
44	平成34年度までに大外郭を整備し、観光ルートとして活用できるようにする。	B	大外郭の整備については、八幡山古郭・総構整備事業に位置付けられ、文化財保護活用の視点で整備を進めています。 また、回遊プランの作成については、ロードマップに記載し、その中で進めています。

45	来訪客に小田原駅周辺や小田原城周辺以外のスポットへ足を延ばしてもらうために大々的なPRを打つ。	B	回遊プランの作成や広域かつ一元的な情報発信として、ロードマップに記載し、その中で進めていきます。
46	小田原駅から小田原城への回遊ルートを数種類作成が必要ではないか。	B	回遊プランの作成として、ロードマップに記載し、その中で進めていきます。
47	御幸の浜で食事、体験型スポットの設営があると良い。	B	海、山、里なりわいを活用した旅行商品の開発と、小田原ならではの食の推進として、ロードマップに記載し、その中で進めていきます。
48	駅前商店街での共通ランチ券の導入した方が良い。	B	小田原ならではの食の推進としてロードマップに記載しており、商店街の意向も確認しながら今後検討していきます。
49	小田原の文化を力いっぱい発信していくと良い。	B	ターゲット別のPR戦略立案・実施として施策の柱に位置付け、戦略的な情報発信をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
50	ネットを含め、広告媒体の重要性を認識し、情報発信するべき。	B	ターゲット別のPR戦略立案・実施を施策の柱として位置付けており、提案の方向で戦略的な情報発信をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
51	海外からの認知度向上（旅行先に小田原を選択してもらう）のための事業を追加するべきではないか。	B	外国人来訪客の受入環境整備として、施策の柱に位置付け、海外プロモーションの実施をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
52	台湾、韓国、香港へ小田原キャラバンとしての合同営業活動が必要ではないか。	B	海外プロモーションの実施として、ロードマップに記載しており、その中で今後検討していきます。
53	エージェントを呼び込み、ファムツアーハイカウントの毎月開催が必要ではないか。	B	海外プロモーションの実施として、ロードマップに記載しており、その中で今後検討していきます。
54	マリンリゾートが楽しめるマリーナを建設してはどうか。	B	マリンツーリズムの研究として、ロードマップに記載しており、その中で今後検討していきます。
55	海の交通を強化して、別のゴールデンルートを作る取り組みが必要ではないか。	B	マリンツーリズムの研究として、ロードマップに記載し、その中で今後検討していきます。

56	「海の観光資源を活かしたマリンツーリズムについても研究を進める」とあるが、たき台となる具体案はないのか。	B	マリンツーリズムの研究として、今後検討していきます。
57	早川漁港で団体への朝食提供があると良い。	B	小田原漁港交流促進施設整備推進、海なりわいの朝定食の提供をロードマップに記載し、その中で進めています。
58	ペロタクシー、セグウェイのレンタルも楽しくまち歩きができる方法ではないか。	B	観光インフラ整備として施策の柱に位置付け、二次交通の拡充として新たな移動手段の研究をロードマップに記載し、その中で進めています。
59	新幹線「ひかり」の増便や、「のぞみ」の小田原駅停車などを提言すべきではないか。	C	新幹線の増便等については、周辺市町とともにJR東海へ毎年要望活動をおこなっていますので、今後の参考とします。
60	宿泊施設の充実を図るのであれば、ビジョン内でもすぐに取り掛かるべきではないか。	B	宿泊施設の誘致促進はロードマップに記載し、その中で進めています。
61	宿泊施設の整備に関して、小田原駅周辺に高さ制限は必要ないのではないか。	D	小田原駅周辺地区における高さ制限については、都市計画の視点から判断されるものと考えています。
62	回遊してほしいエリア毎に観光バス用・一般車用の駐車場を整備し、小田原を訪れる前に観光ルートを選定できるようにする。	B	観光バス駐車場整備の推進として、ロードマップに位置付けています。
63	藤棚臨時バス駐車場に代わる駐車場の候補地等はあるのか。	B	観光バス駐車場整備の推進として、ロードマップに位置付けています。 候補地等については、今後、小田原駅周辺において進められる各種事業による機能配置の中で検討していきます。
64	一般車用の駐車場が不足しているため、城址公園に至近の場所に一般車用の駐車場を設けるべき。	C	小田原市駐車場整備計画が策定され、その中で位置付けられています。
65	空き家、空き物件を外国人観光客のバックパッカーなどが素泊まり出来る宿泊施設にしてはどうか。	B	観光まちづくりへの市民参画の促進として施策の柱とし、民泊の研究をロードマップに記載し、その中で進めています。

66	観光案内所の言語対応は不十分ではないか。	B	外国人来訪客の受入環境整備として施策の柱に位置付け、観光案内所の言語対応についてロードマップに記載し、その中で進めていきます。 なお、現在の観光案内所は、観光庁の外国人案内所の認定を受けています。
67	より広範囲で統一的なWi-Fiの整備、運用が必要ではないか。	B	Wi-Fiスポットの設置として、ロードマップに記載し、その中で進めていきます。
68	インバウンド対策の一環として、指差し英会話表を小田原駅周辺の商店に設置する。	B	多言語案内シート等の活用推進として、ロードマップに記載し、その中で進めていきます。
69	小田原の特産物・特産品などがある免税店が出来れば外国人観光客が購入するのではないか。	B	外国人来訪客の受入環境の整備を施策の柱とし、免税店舗活用講座の開催事業をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
70	地域のプロフェッショナルのガイドツアーを市民の方が活用する仕組みがあると良い。	B	観光まちづくりへの市民参画の促進として施策の柱に位置付け、市民が参加するモニターツアーなどロードマップに記載し、その中で進めていきます。
71	小田原で住み暮らすメリットを中高生時代から教養として知識化させる必要があるのでないか。	B	観光まちづくりへの市民参画の促進を施策の柱に位置付け、次世代を対象とした参画組織等の創設をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
72	多くの学生を観光まちづくりへ巻き込めるような仕組みづくりが必要ではないか。	B	観光まちづくりへの市民参画の促進を施策の柱に位置付け、次世代を対象とした参画組織等の創設をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
73	小田原検定や学生ボランティアなどの活用を検討すべき。	B	小田原検定については、観光資源の再評価・発掘を行える体制づくりとして、ロードマップに記載し、その中で進めていきます。また、学生ボランティアなどの活用については、次世代を対象とした参画組織等の創設としてロードマップに記載し、今後検討していきます。
74	小田原（近隣）在住の外国人の方々に、観光案内所やガイド等を担ってもらう。	B	外国人来訪客の受入環境整備として施策の柱に位置付け、外国語対応ガイド育成をロードマップに記載し、その中で進めていきます。
75	小田原市が行政として具体的に取組むことと、民間がやることの具体的なイメージを示すべきではないか。	A	本ビジョンでは、ロードマップの各事業に実施主体を明記していますが、平成34年までのロードマップの項に、「観光に関する役割」を追記しました。

76	どこが主体となって取組みを始めるといった記載があつても良いのではないか。	A	平成34年までのロードマップの項に、「観光振興に関する役割」として追記しました。
77	平成28年から各施策が動き出せるように書かれているが、誰が動きださせるかが、不明である。	A	平成34年度までのロードマップの項に、「観光振興に関する役割」として追記しました。
78	民間企業を含む「事業所」、行政、商工会議所との連携をさらに進めるべき。また、周辺地域との連携も図るべき。	A	観光振興に関する役割として、連携・協力の必要性を追記しました。周辺地域との連携については、地域DMOの機能の1つ（「広域連携」）として記載しています。
79	「歴史文化コンテンツを有効活用した取り組み」とあるが、具体的にどのように取り組むのか。	B	個別事業の詳細として記載し、その中で進めています。



お城通り地区再開発事業について

【広域交流施設ゾーン整備に係る今後の基本的な考え方】

「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン整備実施方針」に基づき、整備を着実に進めていくものとする。

主な実施方針の内容等

- 1 広域交流施設ゾーン整備に係る設計、建設、及び管理・運営については、事業施行者が担うものとする。
- 2 公共・公益施設に係る費用（建設費の一部、賃借料、維持管理費、運営費等）については、市が負担するものとする。
- 3 事業施行者の選定については、提案競技（プロポーザル）方式にて公募を行う。
- 4 提案協議参加資格及び提案書を審査するため、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会」を組織する。なお、要望・意見聴取等を目的として、選定委員会の附属組織を別途設置する。
- 5 事業施行者は、事業者選定委員会の審査により、優先交渉権者として選定後、事業協定の締結により決定する。
- 6 事業施行者の選定作業は、平成28年度中の事業協定締結を目指し、速やかに進めるとともに、施設整備は、平成31年度半ばの完了を目指す。
- 7 広域交流施設ゾーン内の市有地及び民有地については、事業施行者と事業用定期借地契約を締結する。なお、民有地については、公有地化が望ましいことから、地権者からの買い取り申し出等に基づき、市が用地取得に努めるものとする。

資料 4

**小田原駅東口お城通り地区再開発事業
広域交流施設ゾーン整備**

実施方針

平成 28 年 4 月

小田原市

1 策定にあたって

(1) この方針の位置付け

- ・この実施方針は、「広域交流施設ゾーンの基本的な事業化方針の骨子」の内容をもとにモデルプランを作成、事業採算性の検証結果を反映し策定したものである。
- ・ここに示したモデルプランは、事業成立性を検証するためのプロセスとして作成したものであり、事業施行者の提案にあたって、その基礎資料としてこの方針を定める。

(2) これまでの経緯

- ・小田原駅東口お城通り地区再開発事業については、平成22年10月に策定した「小田原駅東口お城通り地区再開発事業基本構想」に基づき、整備、検討を進めている。
- ・富士・箱根・伊豆地域における広域交流の玄関口である小田原駅に近接し、市民、観光客等の来街者にとって重要な拠点地区であることから、小田原市景観計画に基づくペデストリアンデッキ上からの小田原城天守閣への眺望に配慮する。
- ・小田原の顔としてふさわしい土地利用を図ることとし、緑化歩道、駐車場施設ゾーン、広域交流施設ゾーンの3つに区分して、段階的な整備を進めているところであり、平成27年11月には、駐車場施設ゾーンの供用を開始した。

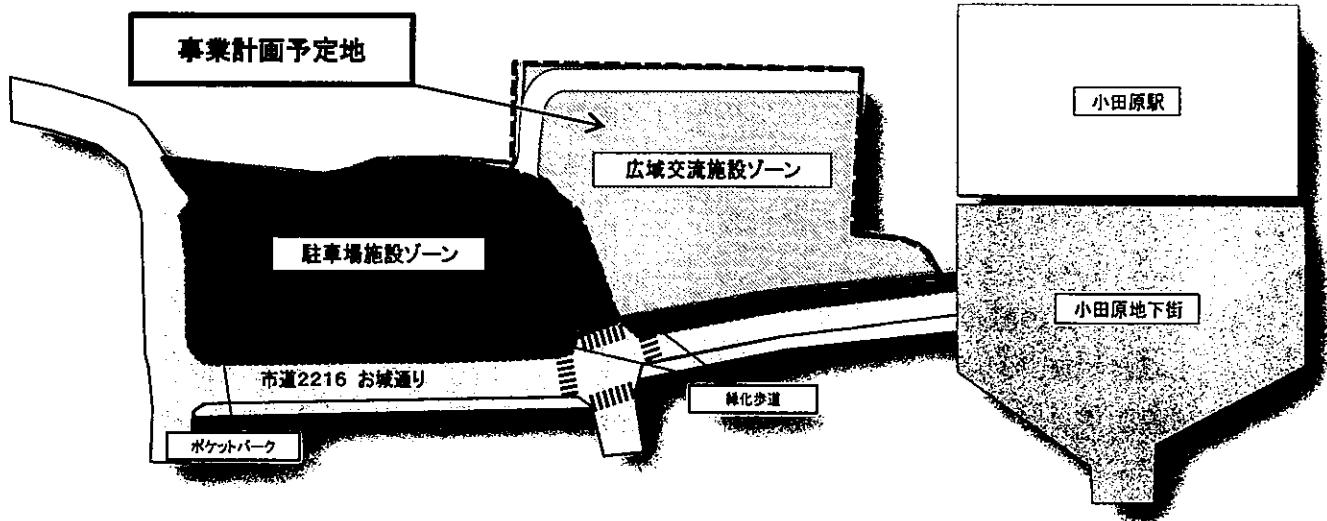
(3) 整備にあたっての基本的な考え方

- ・整備にあたっては、広域交流拠点にふさわしいゾーンとするため、商業・業務施設と公共・公益施設を配置し、人々の交流、憩い、待ち合いなどの適切な規模の広場を確保して、複合集客施設と広場を一体的に整備する。
- ・急速な人口減少と少子高齢化を背景として、商業施設や医療・福祉施設、教育施設、公共施設等、生活利便施設にアクセスしやすいまちづくりが求められていることを踏まえ、公共交通のネットワークが充実している小田原駅の特性を生かして、質の高い公共的空間を創造し、中心市街地の活性化と地域経済の振興を目指すものとする。

(4) 国の施策

- ・人口減少と少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とされている。
- ・このため、平成26年8月に、都市再生特別措置法の改正に伴い、各種補助制度が拡充されたことから、立地適正化計画の策定により、都市全体の構造を見渡しながら、施設誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトシティ+ネットワークの実現を図る。

2 事業場所



(1) 所在地

神奈川県小田原市栄町一丁目地内（代表地番 625-5）

(2) 面積

約 5,986 m² (図上計測)

(3) 用途地域

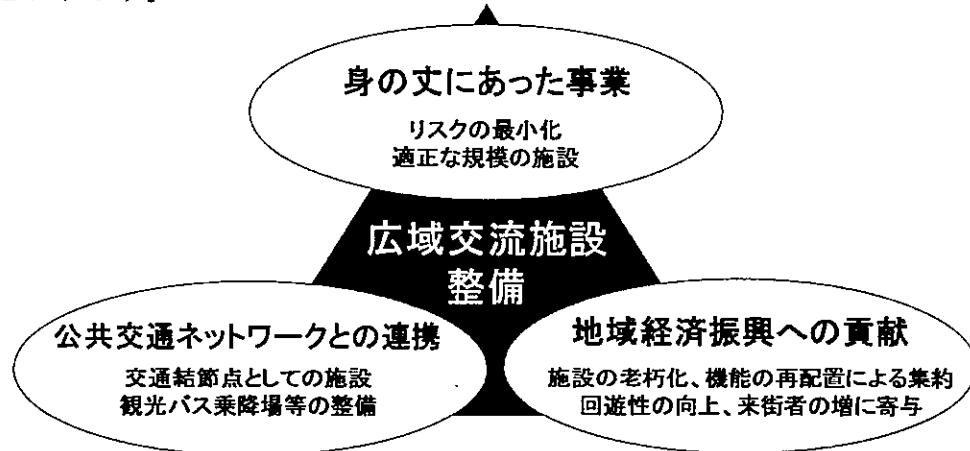
防火地域、商業地域（建ぺい率 80%、容積率 500%）

(4) その他の地域地区等

第4種高度地区(最高高さ 31m)、駐車場整備地区、景観計画重点区域
(高さについては緩和措置あり)

3 整備方針

これまでに行ったアンケートや各種意見、現状調査等を踏まえ、整備に係る方針を次のとおり示す。



(1) 身の丈にあった事業

- ・現状の社会経済情勢を正確に把握し、事業の採算性や将来的な費用負担を考慮のうえ、市及び事業施行者のリスクを最小化させ、適正な規模の施設とする。

(2) 公共交通ネットワークとの連携

- ・小田原駅前の持つ公共交通ネットワークを最大限に活かすとともに、歩行者ネットワークの充実を図るため、周辺施設との連続性に配慮し、駅周辺における利便性の向上に寄与する機能の配置を目指す。

(3) 地域経済振興への貢献

- ・ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫っている好機を捉え、公共・公益機能の再配置による集約や、更なるにぎわいを創出するため、迅速かつ着実に施設整備を進めていく。

4 施設の目的と内容

(1) 目的

①神奈川県の西の「玄関口」としての広域交流拠点施設

- ・交通結節点である小田原駅前の特性を活かした施設
- ・景観に配慮した質の高い公共的空間を創出する施設

②羽田から一番近い城下町である「小田原の顔」を形成する施設

- ・外国人観光客を含む来街者の増に寄与する施設
- ・公共交通ネットワークの利便性向上に資する施設

③中心市街地の活性化と地域経済の振興に貢献

- ・人々の交流、憩い、待ち合いなどの場を提供し、にぎわいを創出する施設
- ・中心市街地はもとより、市域全域への回遊性の向上を目指す施設

(2) 内容

機能（施設）	内 容
ライブラリー機能	<ul style="list-style-type: none">・施設面積は1,000 m²～1,300 m²程度を想定する。・「図書館施設・機能整備等基本方針」の内容を十分に考慮した施設とする。・アンケートでニーズの高かった、学習支援、インターネット利用などの機能提供を考慮する。・子育て支援機能や商業・業務機能と相互に連携し、にぎわいの創出を目指す。
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none">・施設面積は200 m²～300 m²程度を想定する。・「おだびよ子育て支援センター」の機能移転を前提として配置し、更なる利用率向上を目指す。
商業機能	<ul style="list-style-type: none">・交通結節点である小田原駅前の特性を生かし、にぎわいの創出を図るものとする。・お城通りにふさわしい、外国人観光客を含む来街者の増に資する業種の誘致を期待する。・テナントの誘致にあたっては、中心市街地や周辺商店街との調和に配慮する。・アンケートでニーズの高かった飲食店、土産物店などの機能配置を考慮する。
業務機能	<ul style="list-style-type: none">・民間企業や地元民間団体等に供する事務所の需要に対応する。・アンケートでニーズの高かった金融機関の機能配置を考慮する。

コンベンション機能	<ul style="list-style-type: none"> 施設面積は 300 m²～400 m²程度を想定する。 飲食を伴う会合や会議の開催が可能な施設として配置する。 商業・業務施設との連携により、多様な用途に対応できるものとし、民間事業者の運営経験やノウハウを活かした業務運営を目指す。 ホテル利用者にも配慮した、利便性が高いサービスを提供する。
ホテル機能	<ul style="list-style-type: none"> 外国人を含む観光客や出張等のビジネス需要をターゲットとして、シングルユースを考慮した宿泊施設を誘致する。 レストランやカフェの併設による一体的なサービス提供を希望する。 交流人口の拡大や地域経済振興のため、企画力あるホテル事業者の誘致を目指す。
広場機能	<ul style="list-style-type: none"> 東口広場やハルネ小田原、駐車場施設ゾーンとの連続性を兼ね備えた歩行空間を創出する。 各種イベント等の利活用によるにぎわいを創出する広場を配置する。 市民や来街者の休憩等を想定したやすらぎの空間を提供する。 歩行者動線については、安全を確保しつつ、公共交通機能との連携を考慮する。
交通機能	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺における利便性の向上を図るため、東口広場に不足する観光バスや一般車両の乗降機能を補完する。 観光客を含めた来街者の回遊性高め、東口、西口広場の機能分担や、駅周辺を含めた機能向上に資するものとする。

5 想定モデルプラン

身の丈にあった施設、公共交通ネットワークとの連携、地域経済への貢献の課題と対応を踏まえ、公共交通ネットワークを最大限に活かすため、施設構成に検討を重ね、想定モデルプランとして、検討案1、2に加え、観光バス及び一般車両の乗降場を配置した検討案3を作成した。

なお、ここに示したモデルプランは、事業成立性を検証するためのプロセスとして作成したものであり、施設整備は、民間事業者に委ねて進めることとし、事業施行者の提案にあたって、その基礎資料としてこの方針を定めるものである。

(プランの詳細については、参考添付の想定モデル及びモデルプラン図を参照)

6 事業スキーム

- ・事業施行を民間事業者に委ねるものとし、設計、建設、管理、運営等を行う。
- ・事業者は、公募に応じた者の中から選定する。
- ・公募に応じた事業者は、広域交流施設ゾーンの提案を行う。
- ・選定方法は、提案競技（プロポーザル）方式とする。
- ・事業用地は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に定める定期借地権（事業用定期借地権）を設定し、市が事業者に貸付けるものとする。
- ・事業運営期間は、事業者の提案による。ただし、提案する期間は事業用定期借地権の存続期間内とする。

7 費用の負担

(1) 市の負担

- ①公共・公益施設及び供用部分の建設に係る費用について、暮らし・にぎわい再生事業に加え、都市再構築戦略事業も併用し、国交付金の活用を図る。
- ②整備完了後は、協議のうえ、公共・公益施設及び供用部分における賃借料、維持管理費、運営費等を負担

(2) 事業者の負担

- ①事業提案に係る費用の負担
- ②事業期間中の借地料の負担
- ③施設の設計、建設、維持管理費、運営マネジメントに係る費用の負担
- ④その他、事業に関し市が負担すべきもの以外のもの

8 事業者の選定

(1) 選定委員会の設置

- ・事業者から受付けた提案書の審査のため、公正及び公平性を確保することを目的として、有識者を中心とした各分野の専門家で構成する選定委員会を設置する。

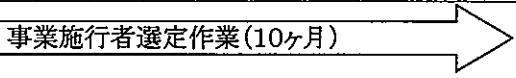
(2) 審査方法及び選定

- ・選定委員会は、提案内容の審査における評価項目の検討及び応募者から提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ・提案書の審査は、あらかじめ定めた事業者選定基準に基づき実施する。
- ・選定委員会は、提案事業費のほか、本施設の設計、建設、維持管理、運営の提案内容、市の要求水準との適合性及び資金計画並びにリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性など、総合的に評価する。
- ・市は、選定委員会の審査に基づき、優先交渉権者を決定する。
- ・具体的な事業者選定基準は、募集要項等で提示する。

9 公募に関する事項

- ・事業者が行う業務の範囲は、「別表1 業務範囲一覧」のとおりとする。
- ・市と事業者とのリスク分担は、「別表2 リスク分担表」のとおりとする。
- ・本事業の実施にあたっては、提案内容に応じて関連する各種法令、条例、規則および要綱等を遵守するとともに、各種計画、基準、指針等についても適宜参考にするものとする。
- ・応募に際し、事業者の構成員の数は任意とするが、設計、建設、工事監理、維持管理、民間施設の所有および民間施設等に係るマネジメントの各業務を行うことができる事業者とする。なお、地域経済の振興や地元雇用の創出といった観点から、構成員の中に市内事業者（小田原市内に本社を構える事業者）を含めることが望ましい。
- ・応募者は、事業用地ないしその一部を定期借地し、本施設を設計・建設し、事業運営期間中安定して事業を運営できる企画力、技術力および経営能力を有するものとする。
- ・本施設の設計、建設、工事監理、維持管理、施設の所有および施設等のマネジメントの各業務に関するサービス水準については、要求水準書において示す。
- ・市は、事業者が実施する施設の設計、建設、工事監理、維持管理の各業務の実施状況について、モニタリングを行い、契約で定める性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の作成について協力するものとする。
- ・事業運営期間終了後、事業者は本施設を解体・撤去のうえ、市有地を更地にして返還することを原則とする。ただし、市と事業者との間で、事業運営期間終了前において事業運営期間終了後の施設の活用方法について協議し、合意に達した場合はこの限りではない。

10 想定スケジュール

項目＼月数		H28	H29	H30	H31
事業施行者の選定作業	実施方針	<p>事業施行者選定作業(10ヶ月)</p>  <p>第1回選定委員会(募集要項等の検討) ● ■ 募集要項等公表・提案協議参加表明(1.5ヶ月) ■ 参加資格等の書類審査 ■ 質疑応答、提案書受付(2ヶ月)</p> <p>第2回選定委員会(提案内容の確認) ●</p> <p>第3回選定委員会(優先交渉権者の選定) ● ■ 基本協定詳細協議(2ヶ月)</p> <p>基本協定締結 ●</p>			
設計作業			1年3ヶ月		
整備工事				1年6ヶ月	

※選定委員会については、必要に応じ、適宜開催するものとする。

別表 - 1

業務範囲一覧

業務分類	業務内容	市	事業者
設計業務	本施設の設計業務		
	事前調査 （現況測量） （埋蔵文化財調査）	○	○
	基本設計、実施設計		○
	本施設整備に伴う各種申請		○
建設業務	本施設の建設業務		
	近隣調査・準備検査など		○
	建設工事		○
	完了検査・完了確認		○
工事監理業務	本施設の工事監理業務		○
維持管理業務 (保守管理、 清掃等)	市施設の維持管理業務 （備品部分）	○ (備品部分)	(○) (建物部分)
	共用施設（外構含む）の維持管理業務		○
運営業務	市施設の運営業務	○	
民間施設の 所有業務	民間施設の所有業務		○
民間施設等の マネジメント 業務	民間施設の開発・賃貸・管理業務		○
	広場の運営業務、トータルマネジメント業務		○
モニタリング	各業務実施状況のモニタリング	○	

別表 - 2

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクの負担者	
			市	事業者
共通	計画変更リスク	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	施策変更リスク	市の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
	法令変更等リスク	本事業に直接関係する法令（税制度を除く）の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令の新設・変更によるもの		○
	税制変更等リスク	市の支払う対価に係る消費税の変更によるもの	○	
		事業者の利益に課される税の変更によるもの		○
		上記以外の税制度の新設・変更によるもの	△	△
	環境問題リスク	設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出・漏洩など、環境保全に関わるもの		○
	許認可取得遅延リスク	事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの	○	
		上記以外の事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	第三者賠償リスク	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故・騒音・振動・地盤沈下などの発生によるもの		○
		市が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生によるもの	○	
	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施すること、および市からの提示条件に関する住民対応	○	
		上記以外の調査・工事等の事業者の業務に関する住民対応		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	公募書類リスク	公募書類の誤りによるもの	○	
	契約締結リスク	市の責めにより、事業者と契約が締結できない場合（議会の否決を除く）	○	
		事業者の責めにより、事業者と契約が締結できない場合		○
		上記以外の理由により、事業者と契約が締結できない場合	△	△
	契約解除リスク	事業者の事業放棄、破綻などによるもの		○
		市の債務不履行、当該サービスが不要となった場合	○	
		戦争、暴動、天災などの不可抗力による場合	△	△
		法令の新設、変更による場合	△	△
	民間施設リスク	民間施設の設計、建設、所有、維持管理、運営に関するもの		○
計画・設計	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更リスク	市の提示条件・指示の不備や変更によるもの	○	
		事業者の指示や判断の不備、変更によるもの		○

<負担者の凡例>
 ○ : リスクが顕在化した場合原則として負担する
 △ : リスクが顕在化した場合に限定期的に負担する
 空欄 : 原則としてリスク負担がない

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクの負担		
計画・設計	資金調達リスク	事業者の資金調達に関するもの	○		
		市の資金調達に関するもの	○		
建設	物価変動リスク 工事遅延・未完工リスク	設計・建設期間中のインフレーション・デフレーション	○		
		市の責め（提示条件、指示の不備や要求水準の変更など）による工事の遅延や未完工のリスク	○		
		不可抗力による工事の遅延や未完工のリスク	△ △		
		上記以外の要因による工事の遅延や未完工のリスク	○		
建設コストリスク	建設コストリスク	市の責め（提示条件、指示の不備や要求水準の変更など）による工事費の増大	○		
		不可抗力による工事費の増大	△ △		
		上記以外の要因による工事費の増大	○		
	性能リスク	市の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク	○		
	施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害	○		
	施工監理リスク	施工監理に関するもの	○		
用地リスク	用地リスク	市が事前に公表した資料に明示されているもの	○		
		予見できない地中障害物等が発見された場合	○		
		建設に関する仮設、資材置場の確保に関するもの	○		
維持管理・運営	性能リスク	市の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するリスク	○		
	維持管理・運営コストリスク	市の責めによる事業内容・用途の変更に起因する維持管理費・運営費の増大・減少	○		
維持管理・運営		不可抗力により起因する維持管理費・運営費の増大	△ △		
		上記以外の要因による維持管理費・運営費の増大（物価変動によるものは除く）	○		
		物価変動リスク	事業運営期間中のインフレーション・デフレーション	△ △	
		施設瑕疵リスク	市施設、共用施設の瑕疵	○	
維持管理・運営	施設・備品の損傷・盗難等リスク	市の責めによる損傷等	○		
		不可抗力に起因する損傷等	△ △		
		第三者の責めによる損傷等	△ △		
		上記以外の要因による損傷等	○		
	支払遅延・不能リスク	市の事由による支払遅延・不能	○		
終了時	移管手続リスク	施設移管手続に伴う諸費用発生等	○		

<負担者の凡例>
 ○：リスクが顕在化した場合原則として負担する
 △：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する
 空欄：原則としてリスク負担がない

想定モデルプラン

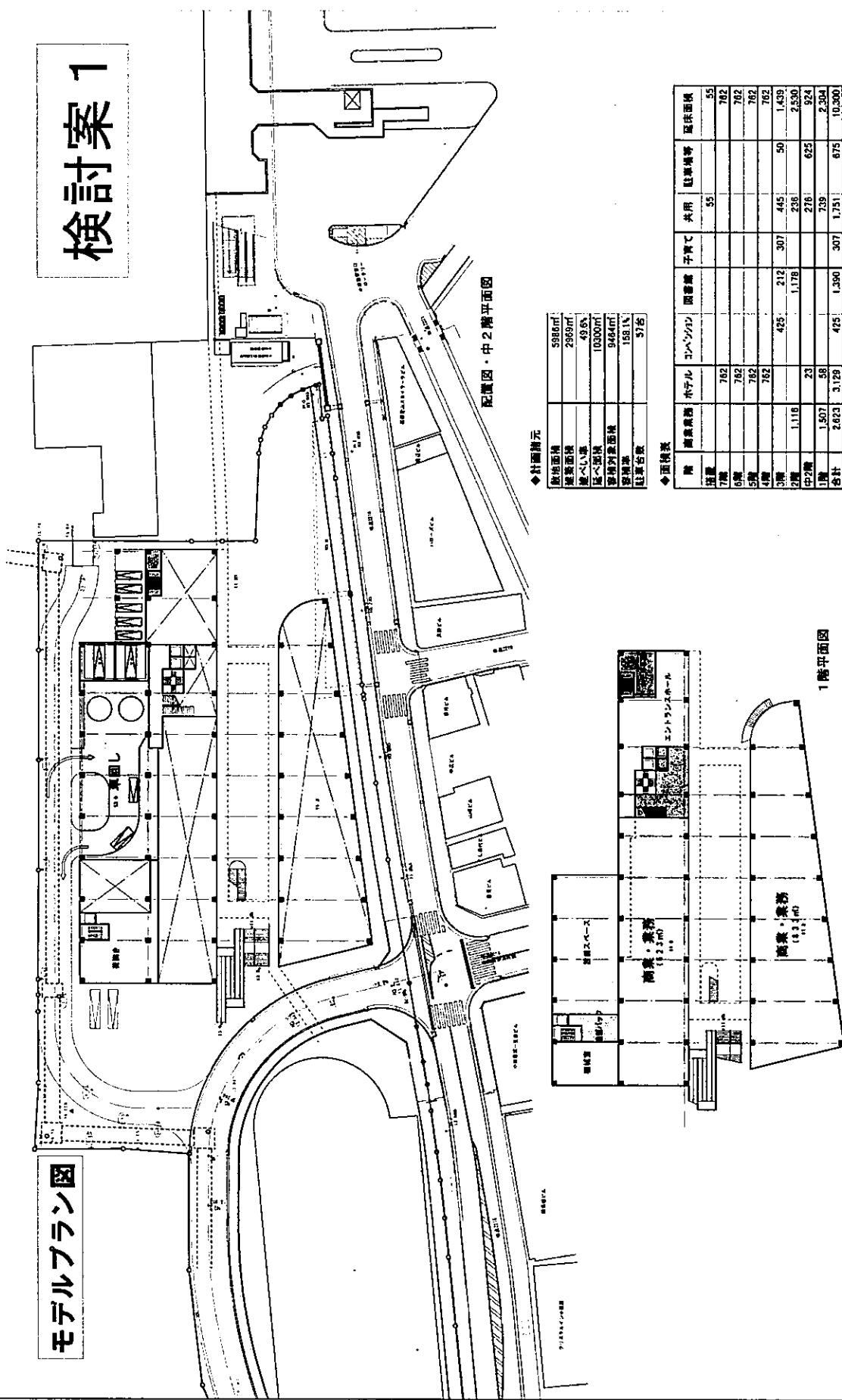
検討案 1	
プラン図	
整備費等	<p>建物延床面積 : 10,300m² 公共・公益施設 : 3,400m² (共用部分1,400m²を含む) 民間施設 : 6,900m² (共用部分1,200m²を含む)</p> <p>公共・公益施設 : 2,000m² ライブライリー機能 : 1,300m² 子育て支援機能 : 300m² コンベンション機能 : 400m²</p> <p>民間事業者 : 5,700m² 商業・業務機能 : 2,600m² ホテル機能 (136室) : 3,100m²</p> <p>総事業費 : 3,750百万円 補助額 : 1,200百万円 (国: 600百万円) (市: 600百万円) 市年間負担額 : 45百万円 (運営費を除く)</p> <p>土地貸付面積 : 4,500m² N O I 利回り : 7.95%</p>

※小田原市などの一般的な都市においては、7%以上のN O I 利回りが求められている。

※モデルプランは、事業成立性を検証するためのプロセスとして作成したものである。

モデルプラン図

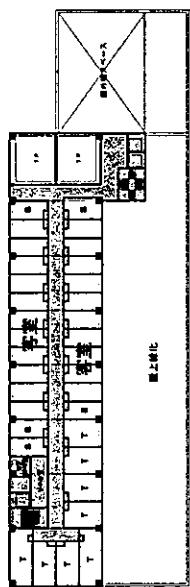
1-1 檢討案



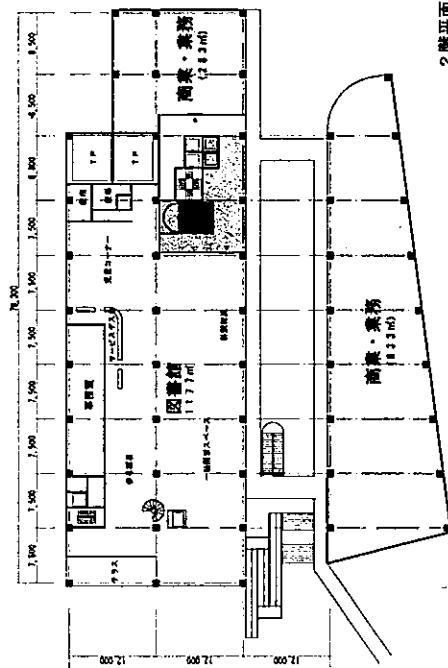
小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 案討案1 配置図・1階、中2階平面図 S=NS

検討案 1

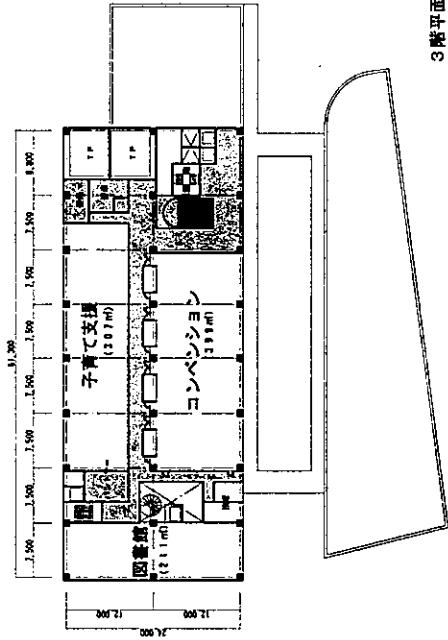
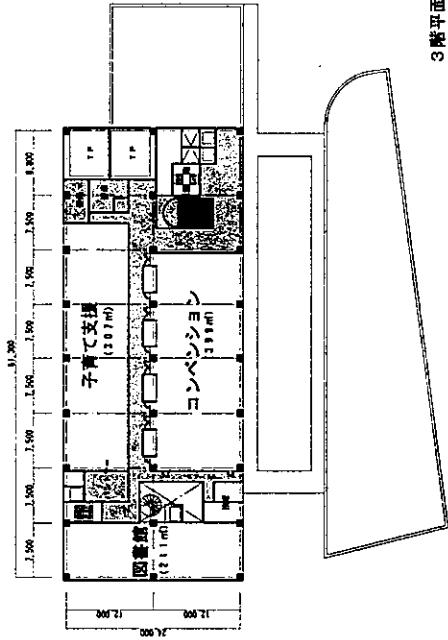
客室 シングル：2.6畳×4層＝104畳
ツイン：8畳×4層＝32畳
合計 136畳



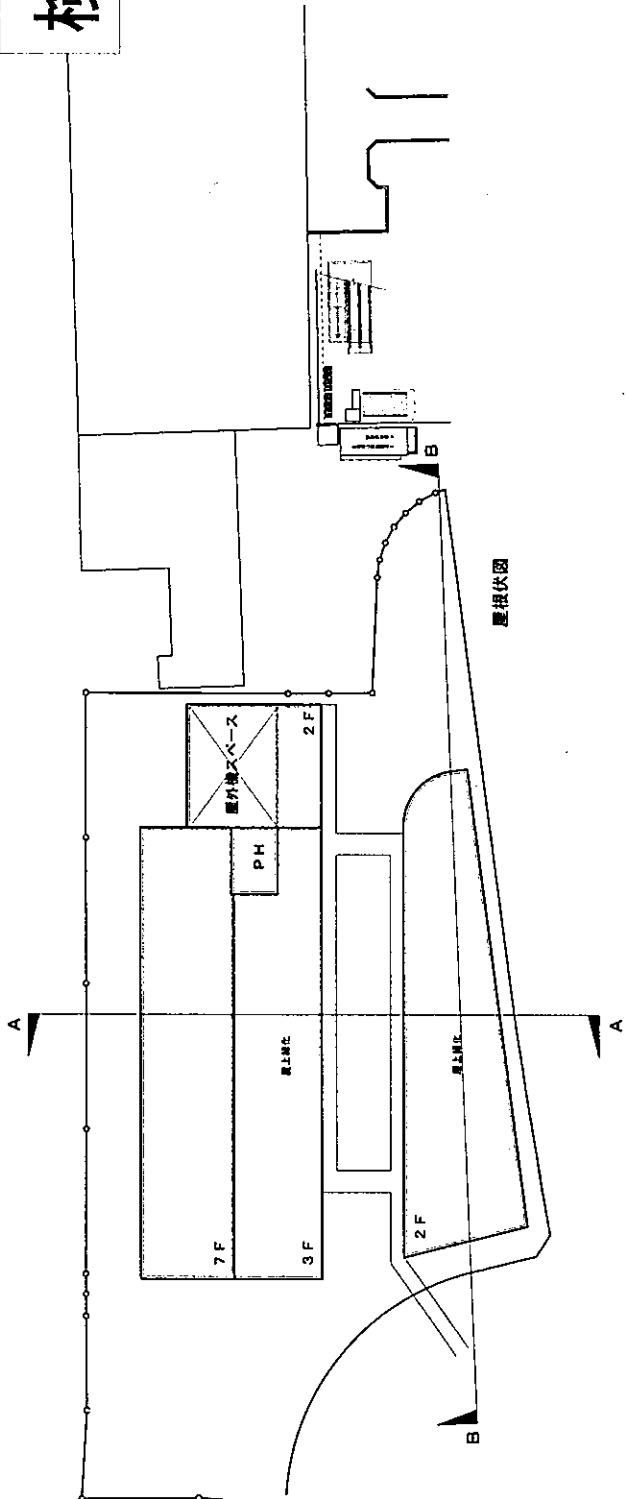
4～7階平面図



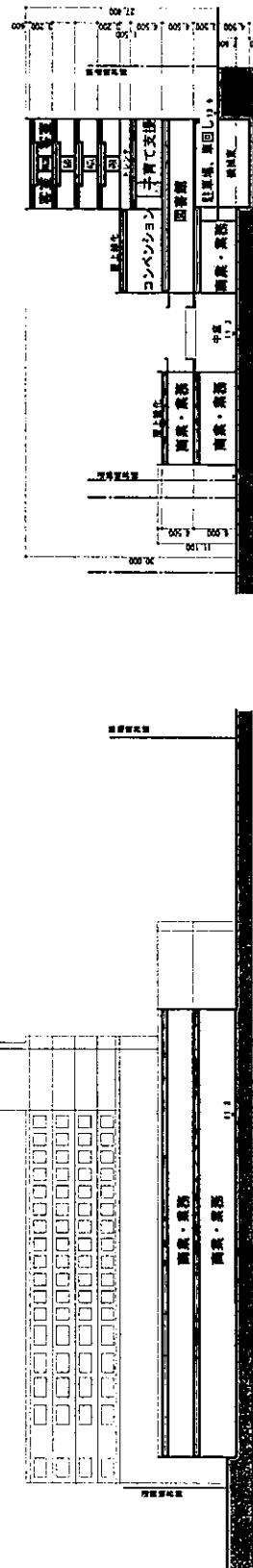
4～7階平面図



検討案 1



■根状図

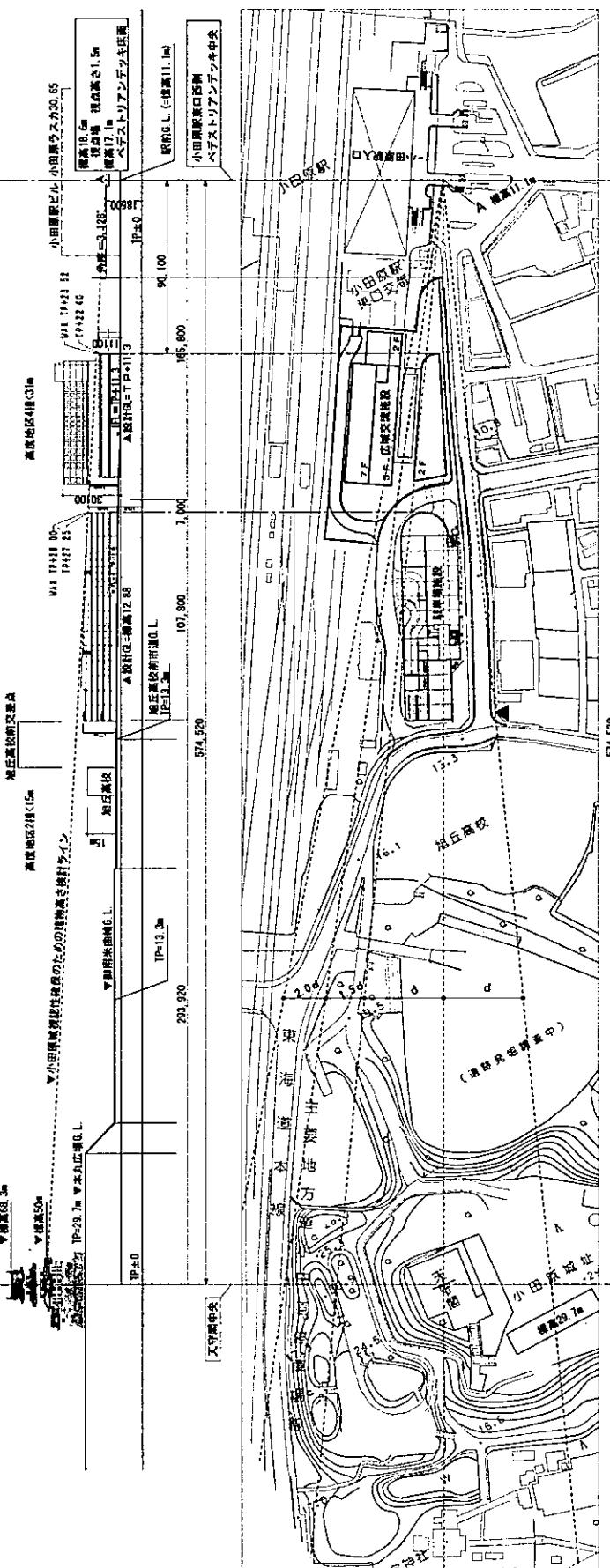
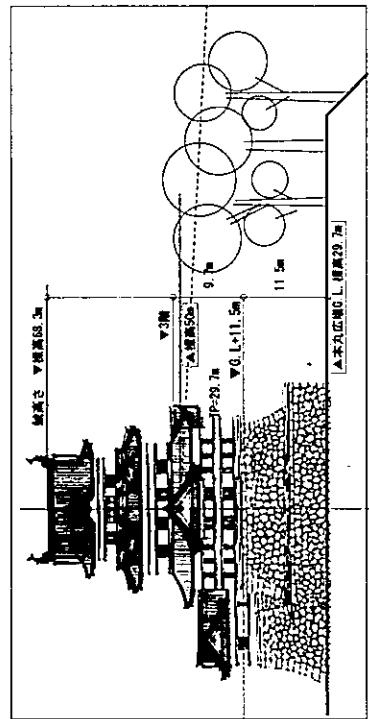


A-A 断面図

B-B 断面図

小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 検討案 1 屋根状図 断面図 S=N S

1 檢討案



小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 検討案1

๖๒

検討案2

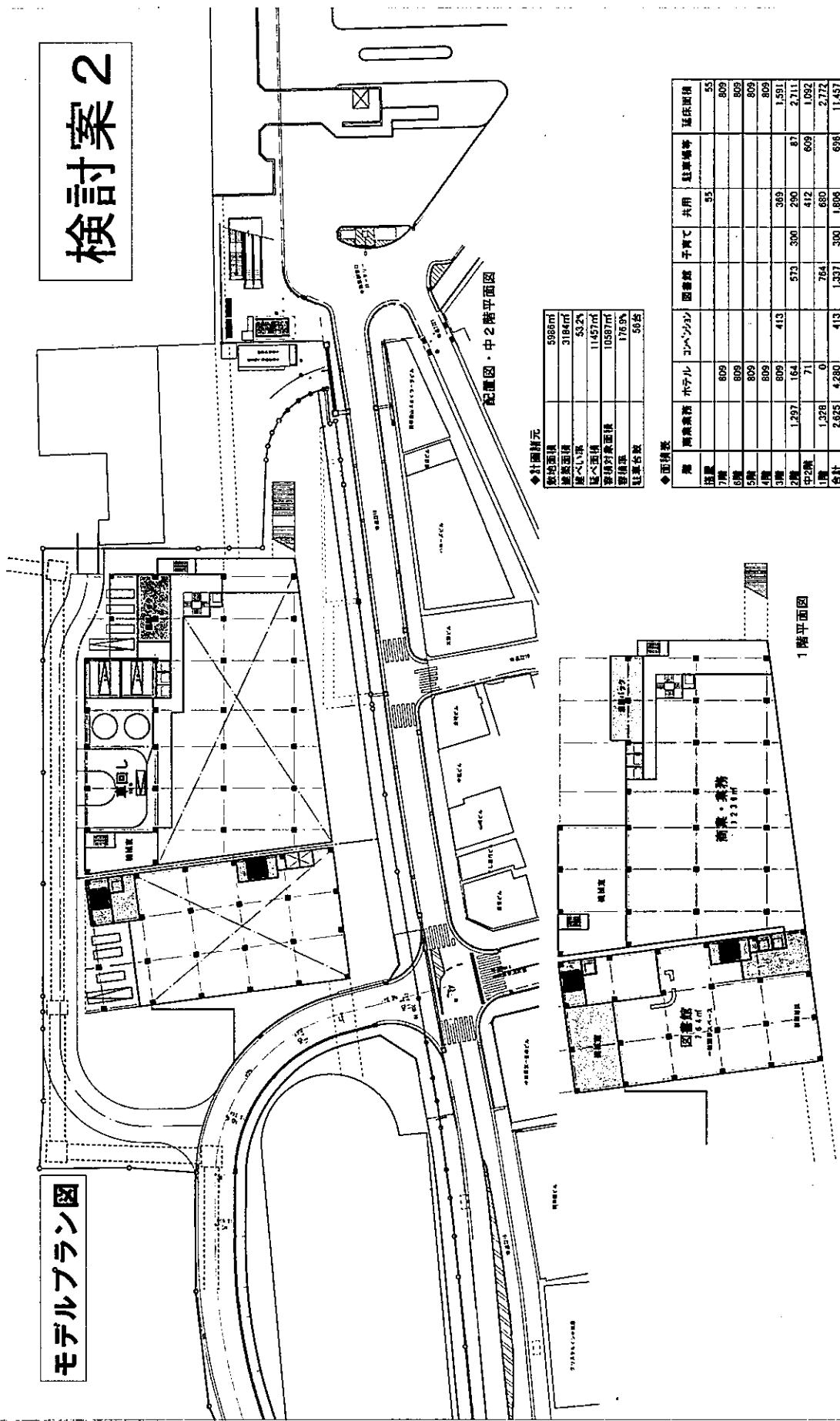
プラン図	
整備費等	<p>建物延床面積 : 11,400m² 公共・公益施設 : 3,000m² (共用部分1,000m²を含む) 民間施設 : 8,400m² (共用部分1,500m²を含む)</p> <p>公共・公益施設 : 2,000m² ライブライ一機能 : 1,300m² 子育て支援機能 : 300m² コンベンション機能 : 400m²</p> <p>民間施設 : 6,900m² 商業・業務機能 : 2,600m² ホテル機能 (175室) : 4,300m²</p> <p>総事業費 : 4,350百万円 補助額 : 1,100百万円 (国: 550百万円) (市: 550百万円) 市年間負担額 : 47百万円 (運営費を除く)</p> <p>土地貸付面積 : 4,500m² N O I 利回り : 7.09%</p>

※小田原市などの一般的な都市においては、7%以上のN O I 利回りが求められている。

※モデルプランは、事業成立性を検証するためのプロセスとして作成したものである。

モデルプラン図

検討案 2

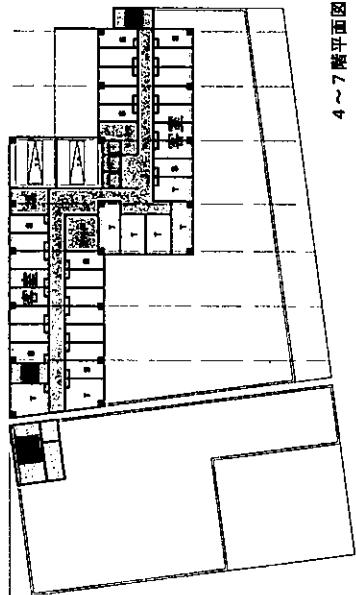


小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 検討案 2 配置図・1階、中・2階平面図

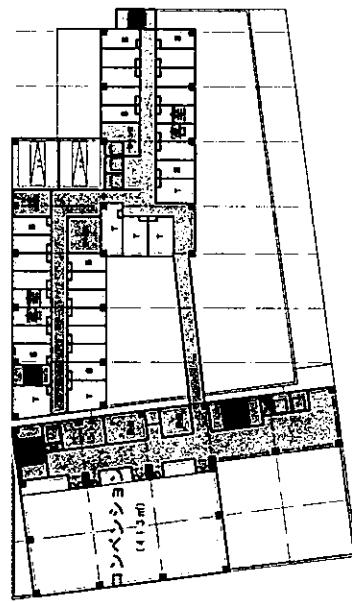
S = N S

検討案 2

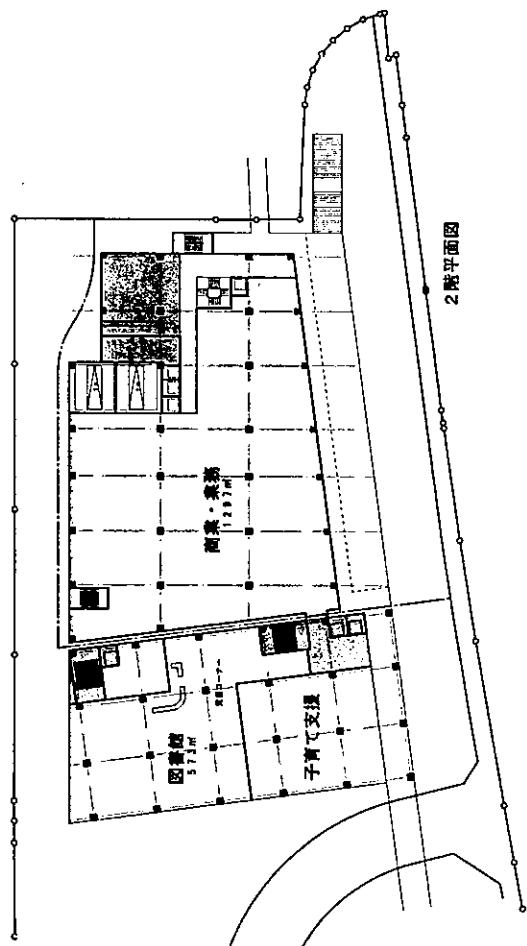
客室 シングル：28室×5層=140室
 ツイン：7室×5層=35室（3階のみ6室）
 合計 175室



4～7階平面図



3階平面図

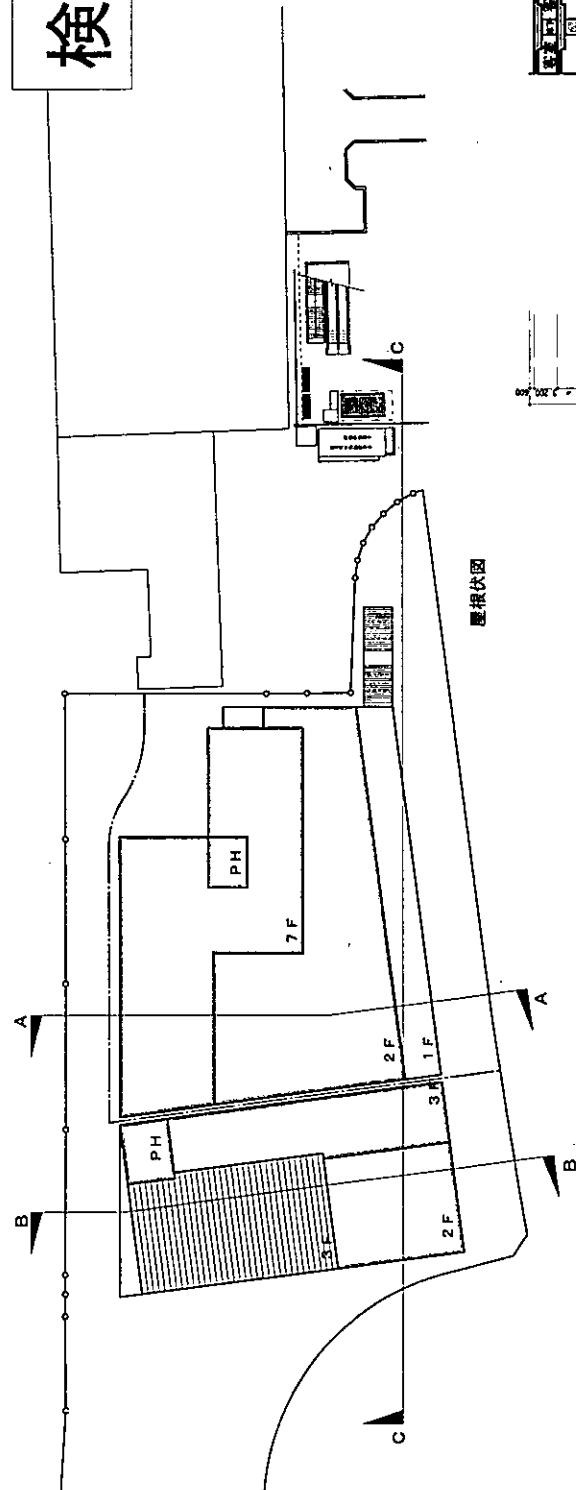


2階平面図

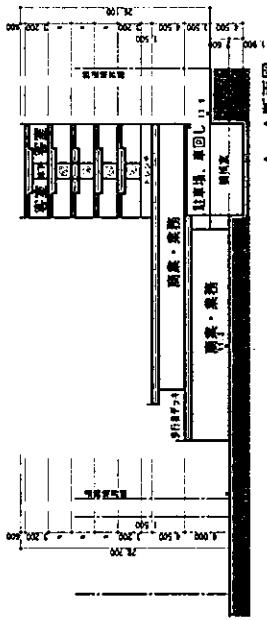
小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ソーン 基本計画 検討案 2 2階～7階平面図

S = NS

2 計案検



歷根錄



A-A断面图

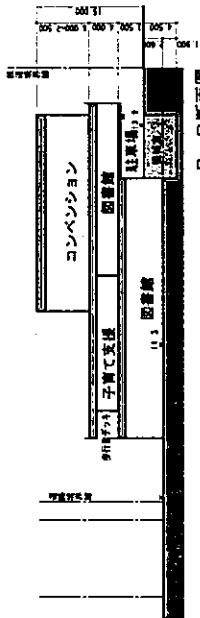
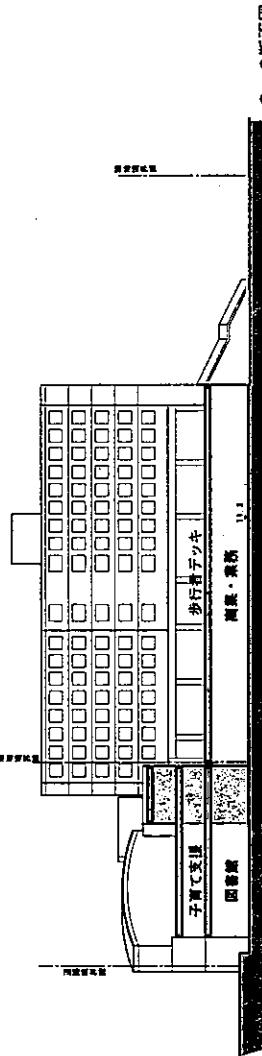


图 B-1B 断面图



C-C断面図

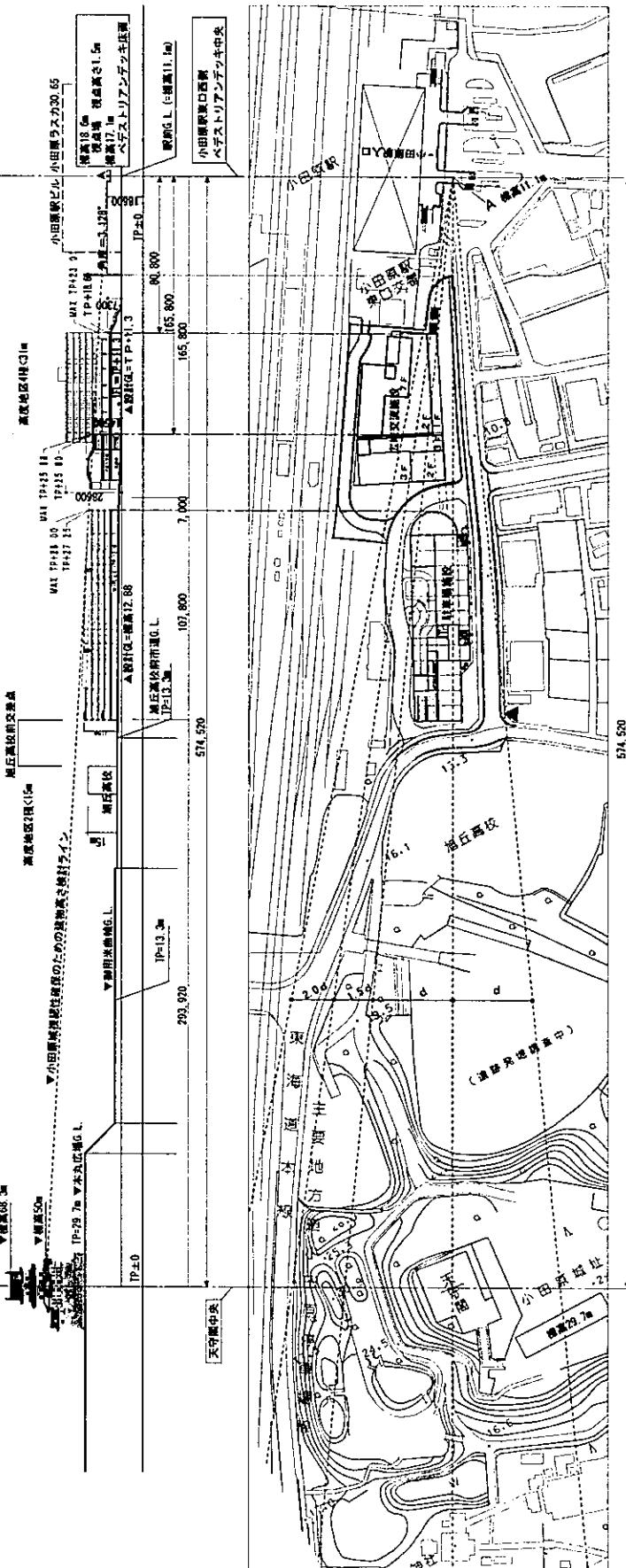
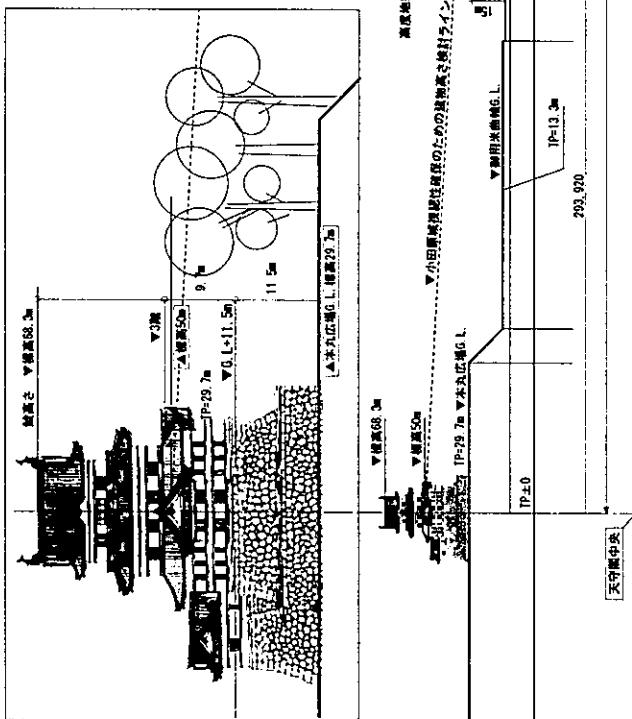
小田原駅東口を境て、地区は文津郷・猪路・三ツ井の3つのゾーンに分かれ、基本計画は「接種率2層根状図」で示されています。

屋根伏図・断面図

四

52

2 案討検

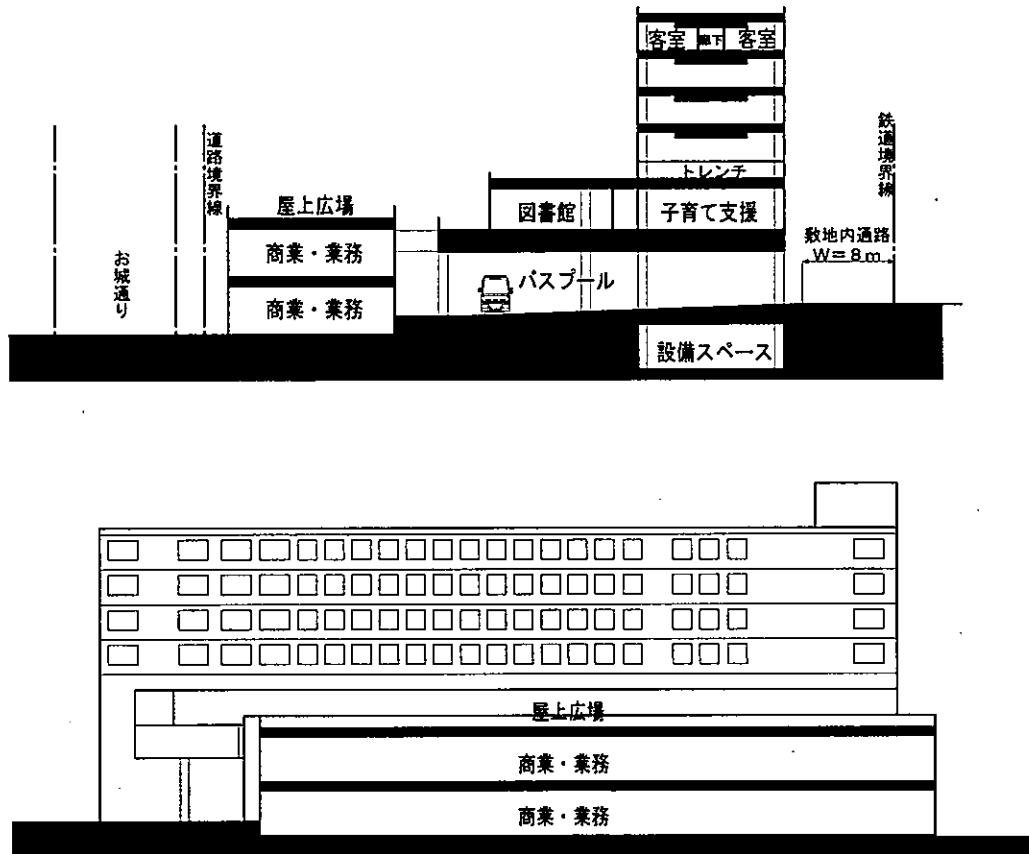


小田原駅東口お城通り地区区域交遊施設ゾーン 基本計画 検討案 2 小田原城への賛否 S=NS

四

検討案3

プラン図



整備費等

建物延床面積 : 10,200m²
 公共・公益施設 : 3,800m²
 (共用部分1,000m²を含む)
 民間施設 : 6,400m²
 (共用部分1,100m²を含む)
 公共・公益施設 : 2,800m²
 ライブラリー機能 : 900m²
 子育て支援機能 : 200m²
 コンベンション機能 : 300m²
 バス乗降場機能 : 1,400m²
 民間施設 : 5,300m²
 商業・業務機能 : 1,650m²
 ホテル機能 (148室) : 3,650m²

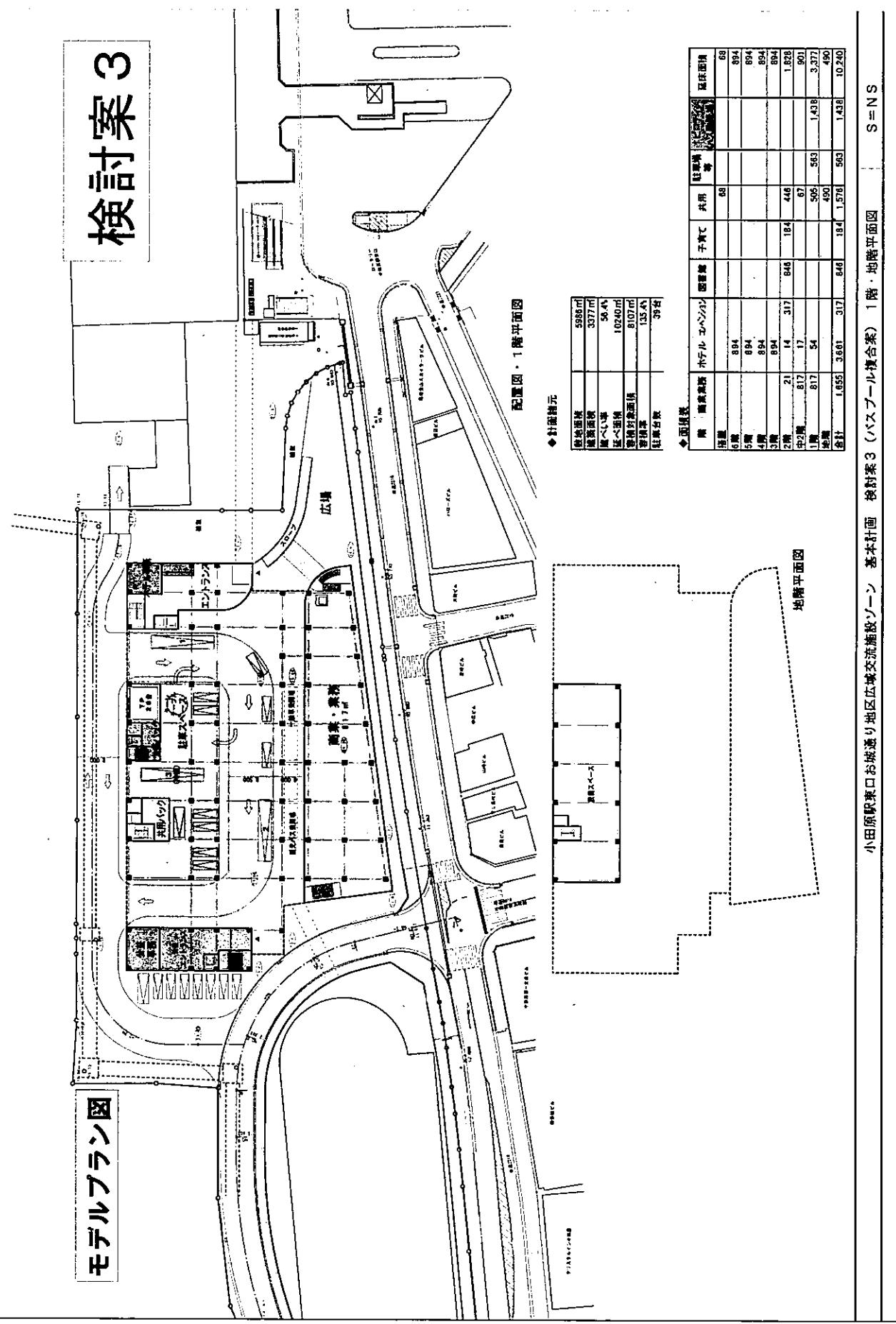
総事業費 : 3,150百万円
 補助額 : 900百万円
 (国: 450百万円)
 (市: 450百万円)
 市年間負担額 : 23百万円
 (運営費を除く)
 土地貸付面積: 4,500m²
 N O I 利回り: 7. 27%

※小田原市などの一般的な都市においては、7%以上のN O I 利回りが求められている。

※モデルプランは、事業成立性を検証するためのプロセスとして作成したものである。

モデルプラン図

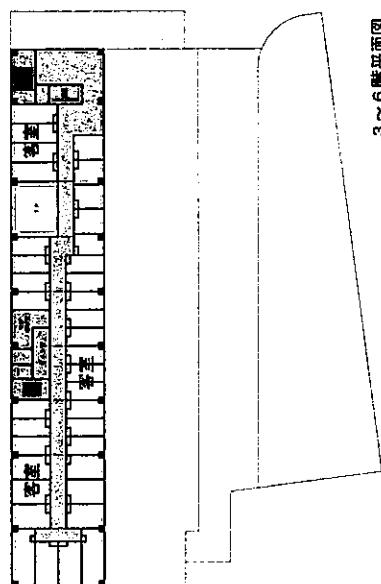
検討案 3



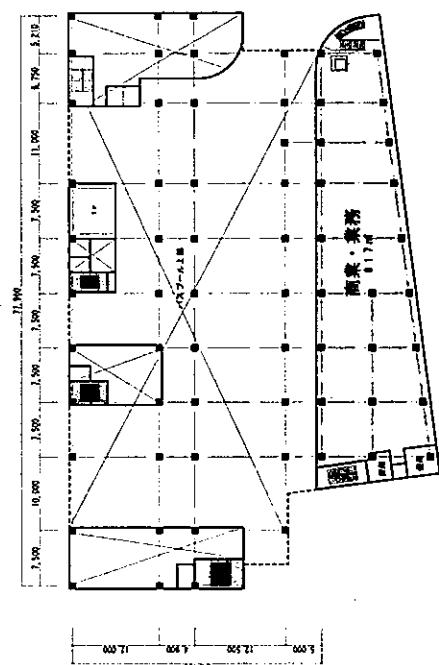
小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 検討案 3（バスプール複合案） 1階・地階平面図 S = N S

検討案 3

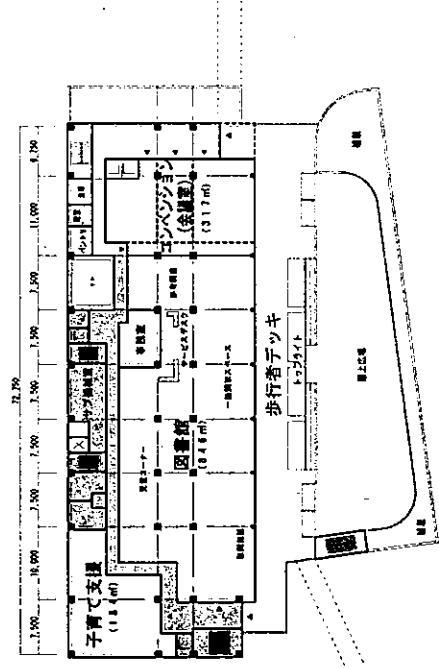
客室 シングル：27室×4層＝108室
ツイン：10室×4層＝40室
合計 148室



3～6階平面図



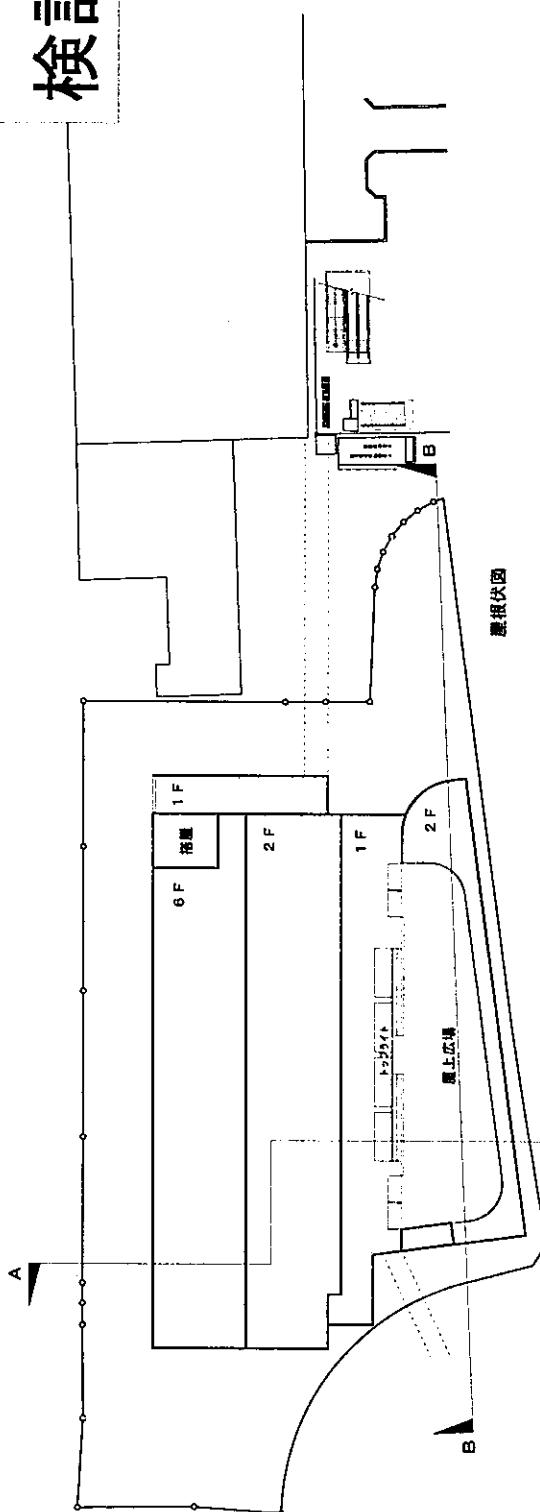
M.2階平面図



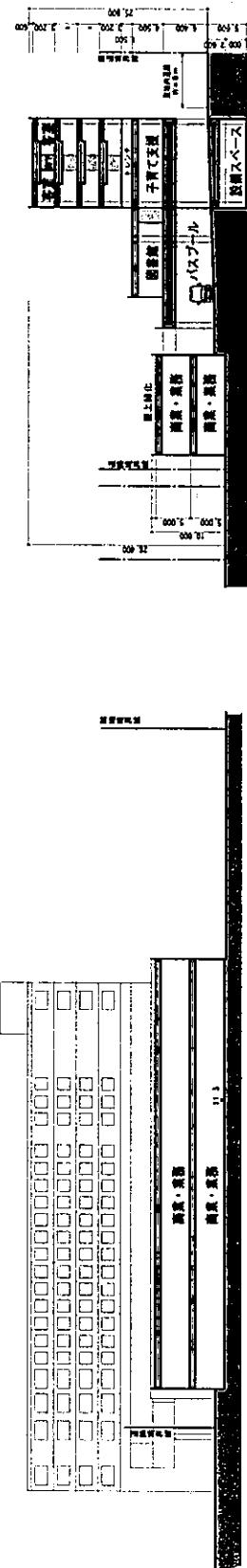
1階平面図

小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 検討案3（バスホール複合案） 中2階～6階平面図 S=NS

検討案 3



概ね状況図



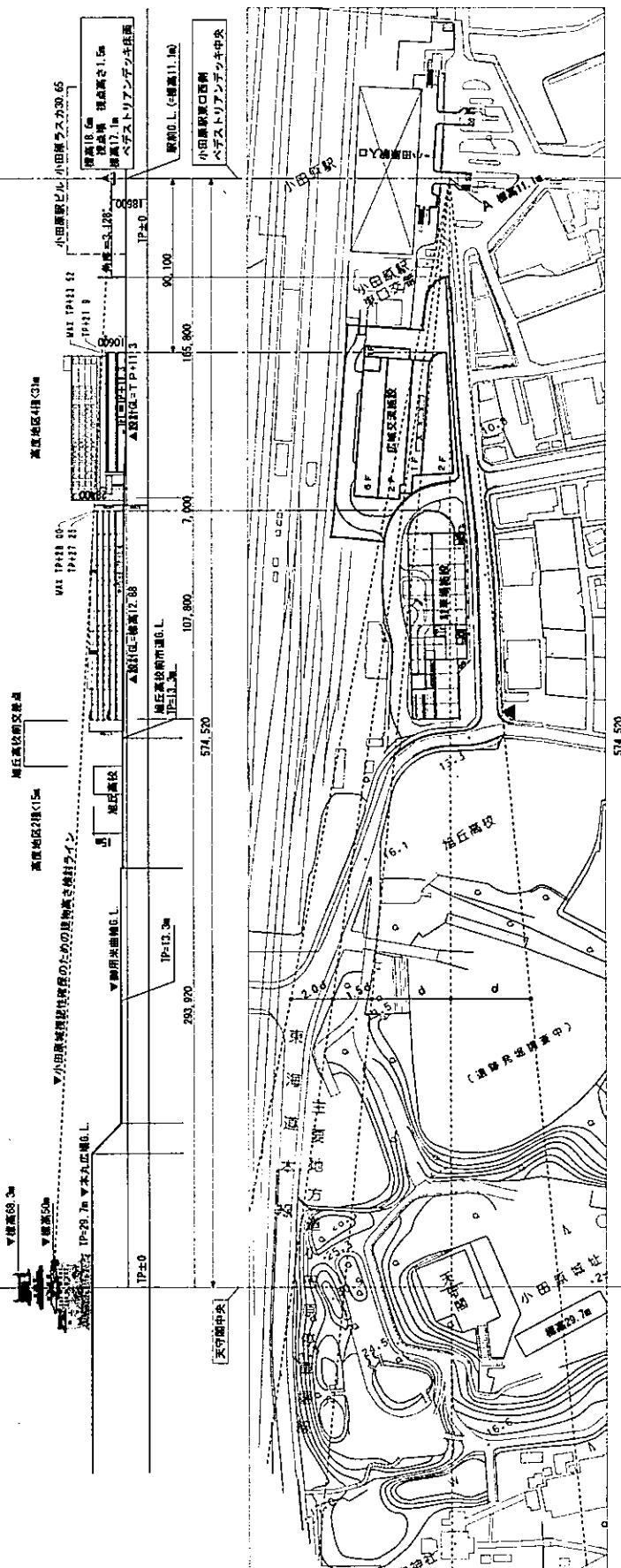
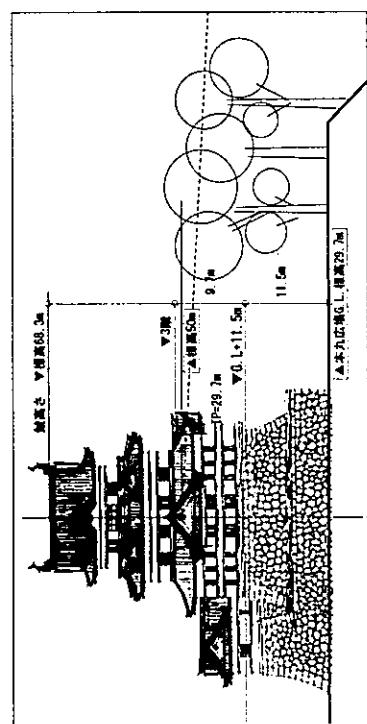
B-B断面図

A-A断面図

小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 検討案3 (バス・プール複合案)

屋根状図・断面図 S=NS

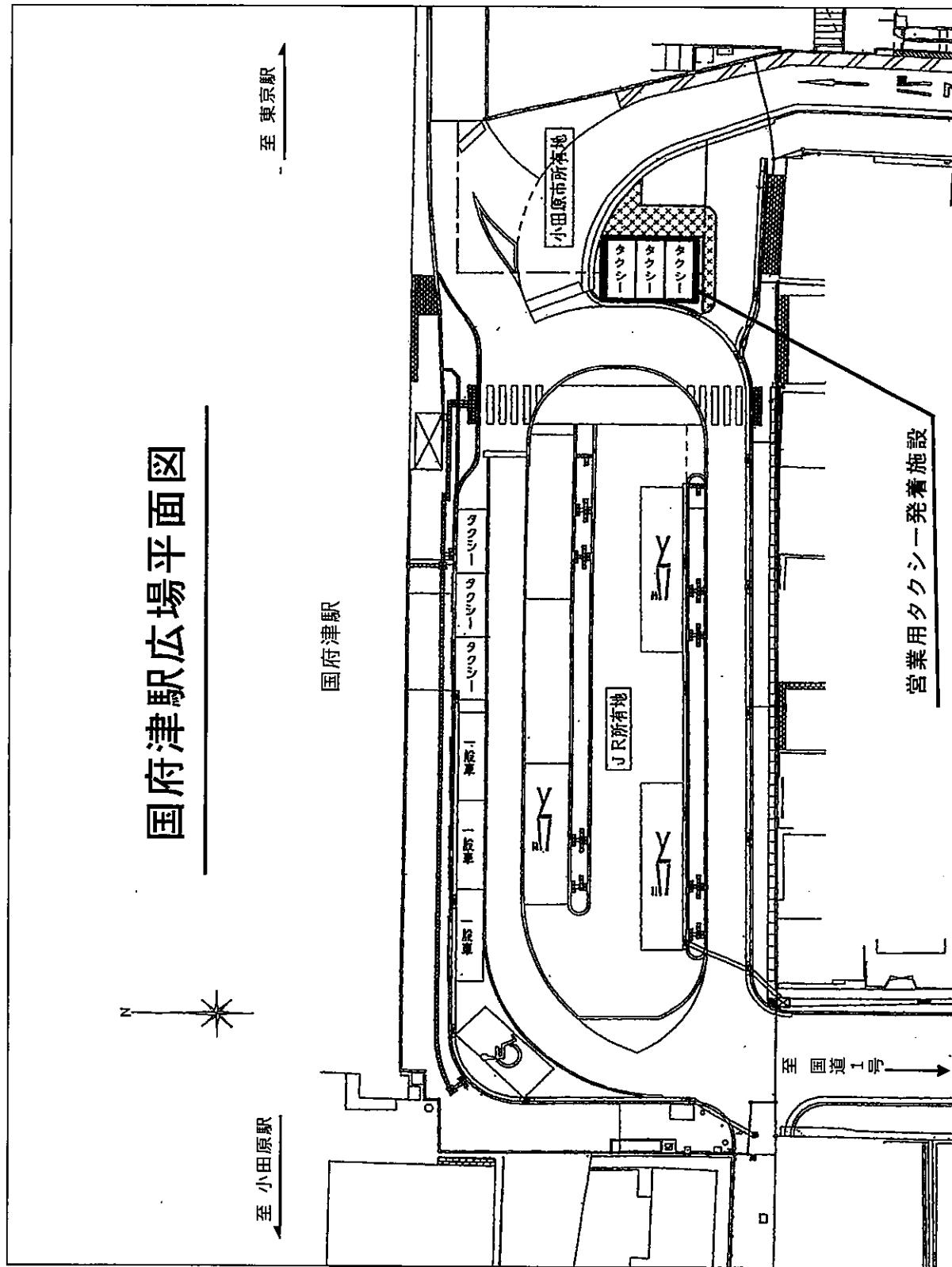
3 檢討案



小田原駅東口お城通り地区広域交流施設ゾーン 基本計画 桜井案 3 小田原城への眺望 S=N

公の施設を利用する権利に関する処分に係る審査請求の裁決について

国府津駅広場平面図



国府津駅広場営業用タクシー発着施設の占用許可処分に係る主な経過

期 日	主 な 経 過
平成 27 年 3 月 24 日	既存事業者 2 社に許可処分、新規事業者 3 社に不許可処分
平成 27 年 5 月 21 日	新規事業者 3 社から、市の処分に対する異議申立てを受理
平成 27 年 9 月 1 日	異議申立てを棄却することについて、市議会に諮問 (平成 27 年 9 月 14 日 答申の議決)
平成 27 年 10 月 1 日	新規事業者 3 社に、異議申立ての棄却の決定を通知
平成 27 年 10 月 29 日	新規事業者 3 社が、神奈川県に市の処分に対して審査請求書を提出
平成 27 年 12 月 17 日	新規事業者 3 社が、神奈川県に審査請求の補正書を提出
平成 28 年 1 月 5 日	神奈川県から、審査請求書の副本の送付と弁明書の提出依頼がある (平成 28 年 1 月 6 日 収受)
平成 28 年 1 月 19 日	神奈川県に、弁明書を提出
平成 28 年 2 月 9 日 ～平成 28 年 3 月 7 日	事業者 5 社からの、平成 28 年度分の許可申請書を受理
平成 28 年 2 月 16 日	神奈川県から、弁明書に係る説明の照会がある
平成 28 年 2 月 25 日	神奈川県に、弁明書に係る説明について回答
平成 28 年 3 月 1 日	神奈川県から、弁明書に対する反論書の副本が送付される (平成 28 年 3 月 2 日 収受)
平成 28 年 3 月 25 日	神奈川県が、審査請求に対して裁決を行う (平成 28 年 3 月 28 日 裁決書収受)
平成 28 年 4 月 6 日	事業者 5 社を対象に、許可申請に係る説明会を開催
平成 28 年 4 月 12 日	事業者 5 社から、平成 28 年度分の許可申請書の取下届を受理
平成 28 年 4 月下旬	事業者 5 社から、合同で利用する許可申請書を受理（予定）
平成 28 年 4 月下旬	事業者 5 社に、合同で利用する許可処分（予定）

※既存事業者：小田原報徳自動車株式会社、太陽自動車株式会社

※新規事業者：ケイエム大箱根自動車株式会社、日本交通横浜株式会社小田原営業所、
箱根観光自動車株式会社

審査庁（神奈川県）の裁決の概要と市の対応について

1　主文について

- (1) 新規事業者 3 社に対して行った平成 27 年度分の不許可処分を取り消す。
- (2) 既存事業者 2 社に対して行った平成 27 年度分の許可処分を取り消す。
- (3) 新規事業者 3 社がした平成 27 年度の許可の請求は却下する。

2　審査庁の事実認定と判断について

- (1) 小田原市の条例施行規則においては「更新」の文言はなく、占用許可の更新を前提としたものとは解されない。
- (2) 占用許可を判断するための「審査基準」が定められていないことが、小田原市行政手続条例に違反しているおそれがある。
- (3) 審査庁に占用許可処分を求める新規事業者 3 社の請求は不適法である。

3　この裁決を受けての対応と課題について

- (1) 行政不服審査法における審査庁の裁決は拘束力を持つことから、速やかに適切な対応を行う必要がある。(概ね 1 月が目安となる。)
- (2) この法律上は、処分庁が審査庁に対して裁決に対する訴えを提起することはできない。裁決書に記されている教示文は、審査請求人（及び利害関係人）に対して示したものである。
- (3) 平成 27 年度分の許可申請に対する処分及び平成 28 年度分の許可申請に対する処分の方法の検討。(審査基準が未制定の状態での平等原則の確保が必要となる。)
- (4) 平成 29 年度分の申請受理前に条例及び規則の改正、審査基準の制定等を行う必要性がある。



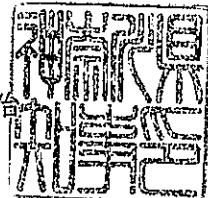
市町第1406号

平成28年3月25日

收受

小田原市長 加藤 憲一 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



裁決書の謄本について（送付）

平成27年10月29日付けで、ケイエム大箱根自動車株式会社 代表取締役 関根 嗣史
から提起のありました審査請求について、裁決をしましたので、行政不服審査法第42条第
4項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

問い合わせ先

市町村課行政グループ 四宮

電話：045-210-1111 内線3177

裁 決 書

審査請求人

神奈川県小田原市寿町4丁目13番5号

ケイエム大箱根自動車株式会社

代表取締役 関根 嗣史

処分庁

小田原市長 加藤 憲一

審査請求人が平成27年10月29日付けで提起した小田原市の公の施設を利用する権利に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成27年3月24日付けで審査請求人に対してした駅前広場占用許可申請の不許可処分、同日付けで小田原報徳自動車株式会社に対してした駅前広場占用許可申請に対する許可処分及び同日付けで太陽自動車株式会社に対してした駅前広場占用許可申請に対する許可処分を取消し、審査請求人が平成27年2月24日付けで処分庁に対してした駅前広場占用許可申請のうち1台分についての占用を許可するとの請求を却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が小田原市駅前広場条例施行規則（以下「本件規則」という。）第2条第1項（以下「当該規定」という。）の規定に基づき、平成27年2月24日付けでした国府津駅広場の営業用タクシー発着施設（以下「本件施設」という。）の占用許可申請（以下「本件申請」という。）に対し、処分庁が同年3月24日付けでした不許可処分（以下「本件処分1」という。）、処分庁が同日付けでした小田原報徳自動車株式会社に対する本件施設の許可処分（以下「本件処分2」という。）及び処分庁が同日付けでした太陽自動車株式会社に対する本件施設の許可処分（以下「本件処分3」という。）を取消し、本件申請のうち本件施設の1台分について占用の許可を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人の審査請求書、反論書における主張は、要約すると次のとおりであり、請求人はこれらの点から、本件処分1ないし3を取消し、本件施設の1台分について占用の許可を求める主張する。

(1) 小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社（以下「既存事業者2社」という。）の申請に対する本件処分2及び3が、既存の権利の承認であるとの処分庁の前提にそもそも誤りがあり、占用許可期間の経過後は、当該許可によって生じた公の施設の使用権原は消滅することとなるため、既存の権利が存在することはありえない。

当該規定は「既存の権利」の「承認」を前提とする文言ではなく、その趣旨は、占用を継続しようとするものについて、一定期間前に次の占用許可申請を提出することを要求することにあり、同規定の存在により当然に従前の占用許可が継続することを意味するものではない。

また、本件施設は地方自治法第244条第1項に定める「公の施設」であるところ、地方自治法令上、「既存事業者の利益」を保護すべき根拠となる規定は存在しないため、当該規定後段に定める申請が「既存の権利の承認」を前提とする根拠とはなりえない。

結局、処分庁の「既存の権利の承認」という主張には理由がない。

(2) 本件施設の設置目的は、国府津駅におけるタクシー利用者の利便性を向上することにあると解するところ、既存事業者2社が本件施設を独占使用することにより、他のタクシー会社が事実上同駅構内にタクシーを乗り入れることができないため、本件処分2及び3が本件施設の設置目的を阻害していることは明らかである。

本件施設は地方自治法第244条第1項に定める「公の施設」であるところ、使用を認めるか否かの判断にあたっては、「住民の福祉の増進」にとってより有利か否かが最も重要な判断要素となるべきところ、処分庁は判断にあたり、住民の利便性の比較を全くしておらず、既存事業者2社のみに占用が認められているため、タクシー利用者が不便を来たしていることは明らかである。

(3) 処分庁は、何らの審査を経ずに本件処分2及び3をしている。

(4) 既存事業者2社は、JR東日本から国府津駅構内において営業を許可されていない車両を駅構内に進入させている。既存事業者2社のみをもつてしては、同駅におけるタクシー需要を賄いきれておらず、JR東日本との契約に違反してまでタクシーを配車することを余儀なくされており、処分庁は本件処分2及び3によって、その違法行為を助長させている。

また、本件施設について、平成25年10月ころ、請求人は2台以上の太陽自

動車株式会社の車両が駐車されているのを現認しており、小田原市駅前広場条例（以下「本件条例」という。）第12条の「転貸」に明白に違反している。

- (5) 本件施設は、処分庁が地方自治法第244条第1項に規定される公の施設として設置したものであり、同条第3項は、住民に対する不当な差別を禁止している。

不当な差別に当たるか否かについて、本件施設の占用に係る申請者及び既存事業者2社の権利は、いずれも憲法第22条第1項に規定される営業の自由に係るものと解されるところ、処分庁が行使できる裁量権の範囲は、当該施設の設置目的からみて、施設の状況、占用の態様、従前の占用態様を変更する場合に双方に与える利益及び不利益の程度、利用者の利便性等当該目的に関連する諸事情を考慮し、一方の占用を認め、他方の占用を認めないとすることについて合理的関連性があるか否かによるべきである。

この合理的関連性の判断に当たり、考慮すべきでない事情を考慮し、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮せず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた処分は、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法となるべきところ、本件において考慮すべき次の事項について処分庁は考慮していない。

- ・ 既存事業者2社が事実上同一の会社と解され、これらが本件施設を独占的に占用していること
 - ・ 本件施設が複数台のタクシーを駐車させることができることについて適切な考慮がなされていないこと
 - ・ 既存事業者2社が本件施設を独占しなくとも、既存の権利の承認は図られること
 - ・ 既存事業者2社が実際にJR東日本との契約に違反していること
 - ・ 請求人が占用許可を受けることにより災害時において適切な対応が可能となること
- (6) さいたま地方裁判所平成18年12月13日判決の事案は、タクシープールの占用許可を、道路法に基づく道路の占用許可に関するものと解した事案であること及び占用許可に係る準則が定められており、当該準則の合理性が問題とされた事案であることから、本件とは性質を異にし、同判決は本件において妥当しない。
- (7) 本件処分2及び3は、請求人を名宛人とするものではないが、本件施設の車両収容台数は3台であるため、請求人が本件施設の占用許可を受けるためには、既存事業者2社が受けた占用許可のうち、1台分についての許可の取消しが不可欠であり、審査請求申立適格を有する。

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明書における主張は、要約すると次のとおりであり、処分庁はこれらの点から、本件審査請求について審査請求書の審査請求の趣旨中第1項を却下し、その余の部分を棄却する裁決を求めている。

- (1) 審査請求書の審査請求の趣旨中第1項について、請求人は、請求人が処分庁に対して行った異議申立てに対する平成27年10月1日付け棄却の決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めているが、行政不服審査法第4条第1項の規定により、同法に基づく処分には審査請求ができないことから、この部分は明らかに不適法であって、却下すべきである。
- (2) 本件処分1ないし3において、継続申請すなわち更新は、新たな権利の設定ではなく、既存の権利の承認としての性格を有するものであるから、占用許可を受けてきた既存事業者による占用を継続させることができない特別の理由がない限り、その許可を取消してまで、第三者に新たに占用許可を与える必要はない。そのため、結果的に既存事業者が占用許可を受け続け、請求人を含む第三者が占用許可を受けられないとしても、処分庁に裁量権の濫用はない。
- (3) 請求人は、処分庁が、既存事業者に対する占用許可を既存の権利の承認としている前提に誤りがあると主張している。たしかに、本件条例には占用許可に係る期間を延長し、又は更新する規定は存在しないが、当該規定後段は、占用許可の更新を前提としたものであって、既存事業者に対する占用許可は、明らかに既存の権利の承認としての性格を有している。
- (4) 請求人の主張する本件において考慮すべき事項について、それぞれの事項につき相当の考慮をしたとしても、既存事業者2社による占用を継続させることができない特別の理由に該当するものとはいえない。
- (5) 請求人は、本件施設を既存事業者に独占させることにより利便性が低下していると主張しているが、本件施設において、待機タクシーが不在となる事態が常態化しているという事実は認められず、本件施設の本来の設置目的が阻害されているとまではいえない。
- (6) 請求人は、本件処分2及び3に係る審査の具体的な内容が本件決定中何ら示されていないと主張しているが、審査の内容は、本件決定における棄却の理由と同一であり、十分に示されている。
- (7) 請求人は、既存事業者の本件施設の利用形態が本件条例第12条に違反する転貸に当たると主張しているが、本件施設は、1台のタクシーが長時間連続して駐車することは少なく、駅利用者を順番にタクシーに乗車させるための待機スペースとして、複数の車両が頻繁に出入りすることが一般的な利用形態であると考えられるところ、既存事業者が、本件施設3箇所のうちの特定の部分を利用していないことをもって、そのことが直ちに転貸に該当するものではない。

また、駅構内において運送営業を行うためのJR東日本からの利用の承認の有無を除き、既存事業者とJR東日本との間の契約関係に関しては、処分庁が直接関与すべきものではない。

第3 認定事実及び判断

1 認定事実

本件審査請求に係る当庁の認定事実は、次のとおりである。

- (1) 本件施設を含む国府津駅広場は、小田原市により設置された地方自治法第244条第1項に規定される公の施設である。
- (2) 請求人は処分庁に対し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までを許可期間とする、本件申請を行った。
- (3) 処分庁は、継続申請に対する既存の権利の承認として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までを許可期間とする、本件処分2及び3を行った。
- (4) 処分庁は請求人に対し、本件申請について、(3)の結果、占用許可をする場所がなくなったことを理由として、本件処分1を行った。
- (5) (4)の処分については、本件規則第2条の規定により提出された申請書及び書類により、営業用タクシー発着施設という施設の設置目的に合致するものであることを審査するものであり、この他に具体的な審査項目を定める必要性が認められないことを理由として、処分庁は審査基準を定めていない。
- (6) 請求人は、平成27年5月21日付で処分庁に対し、本件処分1ないし3を不服として、異議申立てを行った。
- (7) 処分庁は、本件決定を行った。
- (8) 本件処分2及び3は、請求人が処分の相手方ではないが、本件施設の占用許可可能台数は3台であるため、請求人が本件施設の占用許可を受けるためには本件処分2及び3の取消しが不可欠であり、請求適格を有する。

2 判断

本件審査請求に係る当庁の判断は、次のとおりである。

- (1) 請求人が求める本件処分1ないし3の取消しについて
処分庁がその裁量権を行使するに当たっては、当然守られるべき平等原則等条理上の制約がある。
平等原則とは、一般に合理的な理由なく差別的取扱いをすることを禁ずるものである。
処分庁は、既存の権利の承認として本件処分2及び3を行っているが、このことが合理的な理由となるか検討する。
当該規定後段について、処分庁は、占用許可の更新を前提としたものであって、本件処分2及び3は、明らかに既存の権利の承認としての性格を有し

ていると主張する。

しかし、当該規定には、処分庁が弁明書の添付資料3として提出した、類似事案の裁判例（さいたま地方裁判所平成18年12月13日判決）における富士見市駅前駐車施設使用に関する規則第6条の2と異なり、「更新」という文言はないことからも、「占用、掘削許可の申請」と題する当該規定は、占用許可の更新を前提としたものではなく、引き続いて占用しようとするものに対する、申請書の提出期限を定めたものと解するのが文理解釈としては妥当である。

当該規定後段が占用許可の更新を前提としたものとは解されない前提において、本件のように占用許可の対象となる施設台数を超えて競願者が複数いる場合、申請の公正な処理を確保するために審査基準を定めるべきところ、上記1(5)のとおり、処分庁にはその定めがない。

以上のことから、合理的な理由なく差別的取扱いをすることは許されないなど裁量権の行使に当たって当然守られるべき平等原則等条理上の制約があることを鑑みれば、本件処分1に関して、処分庁には裁量権の濫用が認められ、本件処分1は違法であると言わざるを得ない。

また、本件のような競願関係の事案において、処分庁が改めて請求人からされた本件申請の適切な諾否を判定するためには、平等原則等条理上の制約があることを鑑みるまでもなく、本件処分1と表裏の関係にある既存事業者2社に対しても本件処分2及び3も取消す必要がある。

(2) 本件処分1ないし3に係る手続違背について

請求人の主張にはないが、審査において処分庁の手続違背のおそれが明らかになった。上記(1)とも密接に関連するため、この点について付記する。

本件処分1ないし3は、本件規則第2条に基づく申請に対する許可、不許可処分である。

処分庁の条例処分に関する審査基準は、小田原市行政手続条例第5条第1項で「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとする」と、同条第2項で「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない」と規定されている。

本件についてみると、処分庁には本件規則第2条に基づく申請についての審査基準の定めがなく、当該規定が占用許可の更新を前提としたものであるならば、申請しようとする者にもその旨が明確に示されるべきであるが、当該規定をもって一般の申請者が既存の権利の承認により審査されることを見することは困難である。

したがって、小田原市行政手続条例第5条に違反しているおそれがあり、

公の施設の設置目的に合致する申請であるかを公正に判断するためにも、処分庁は審査基準を定めるべきであったことを付記する。

- (3) 請求人が求める本件申請のうち本件施設の1台分の占用許可について
審査庁は処分庁の上級官庁ではなく、本件施設の許可処分を行う権限を有しないため、本件申請のうち本件施設の1台分の占用許可を求めるとの請求は不適法であり、処分庁がその諾否を適切に判断すべきものである。
- (4) 処分庁が求める審査請求書の審査請求の趣旨中第1項の却下について
審査請求書の審査請求の趣旨中第1項に記載のある本件決定を取消すとの裁決を求ることについて、審査請求に係る処分に記載がないため審査しない。

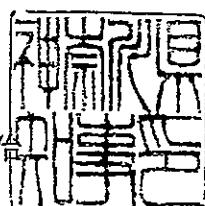
以上のとおり、本件申請のうち本件施設の1台分について占用の許可を求めるとの請求は不適法であるから、行政不服審査法第40条第1項の規定を適用し、本件審査請求は本件処分1ないし3の取消しを求めるとの請求は理由があるので、同条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

なお、本件裁決の効力発生後、処分庁が本件施設の占用許可処分を再度行うこととなるが、その間、国府津駅広場に乗り入れる営業用タクシーの台数が減少して、一般の利用者が不利益を被る可能性が考えられる。

処分庁は裁決の趣旨に従い、再度の占用許可処分を速やかに行うこと及び請求人は当該一定期間中の国府津駅広場への積極的なタクシー運行を行うことにより、一般の利用者に不利益が及ぶことのないよう最大限努めることができます。

平成28年3月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。



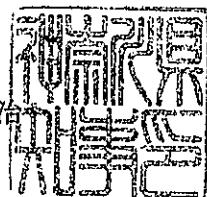
市町第1406号

平成28年3月25日

收受

小田原市長 加藤 憲一 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



裁決書の謄本について（送付）

平成27年10月29日付けで、日本交通横浜株式会社小田原営業所 代表取締役 鈴木 要
から提起のありました審査請求について、裁決をしましたので、行政不服審査法第42条第
4項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

問い合わせ先

市町村課行政グループ 四宮

電話：045-210-1111 内線3177

裁 決 書

審査請求人

神奈川県小田原市浜町3丁目6番5号

日本交通横浜株式会社小田原営業所

代表取締役 鈴木 要

処分庁

小田原市長 加藤 嘉一

審査請求人が平成27年10月29日付けで提起した小田原市の公の施設を利用する権利に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成27年3月24日付けで審査請求人に対してした駅前広場占用許可申請の不許可処分、同日付けで小田原報徳自動車株式会社に対してした駅前広場占用許可申請に対する許可処分及び同日付けで太陽自動車株式会社に対してした駅前広場占用許可申請に対する許可処分を取消し、審査請求人が平成27年2月18日付けで処分庁に対してした駅前広場占用許可申請のうち1台分についての占用を許可するとの請求を却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が小田原市駅前広場条例施行規則（以下「本件規則」という。）第2条第1項（以下「当該規定」という。）の規定に基づき、平成27年2月18日付けでした国府津駅広場の営業用タクシー発着施設（以下「本件施設」という。）の占用許可申請（以下「本件申請」という。）に対し、処分庁が同年3月24日付けでした不許可処分（以下「本件処分1」という。）、処分庁が同日付けでした小田原報徳自動車株式会社に対する本件施設の許可処分（以下「本件処分2」という。）及び処分庁が同日付けでした太陽自動車株式会社に対する本件施設の許可処分（以下「本件処分3」という。）を取消し、本件申請のうち本件施設の1台分について占用の許可を求めるものである。



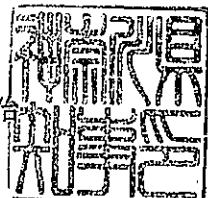
收受

小田原市長 加藤 憲一 殿

市町第1406号

平成28年3月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治



裁決書の謄本について（送付）

平成27年10月29日付けで、箱根観光自動車株式会社 代表取締役 市川 隆弘から提起のありました審査請求について、裁決をしましたので、行政不服審査法第42条第4項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

問い合わせ先

市町村課行政グループ 四宮

電話：045-210-1111 内線3177

裁 決 書

審査請求人

神奈川県小田原市中町3丁目1番6号

箱根観光自動車株式会社

代表取締役 市川 隆弘

処分庁

小田原市長 加藤 憲一

審査請求人が平成27年10月29日付けで提起した小田原市の公の施設を利用する権利に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成27年3月24日付けで審査請求人に対してした駅前広場占用許可申請の不許可処分、同日付けで小田原報徳自動車株式会社に対してした駅前広場占用許可申請に対する許可処分及び同日付けで太陽自動車株式会社に対してした駅前広場占用許可申請に対する許可処分を取消し、審査請求人が平成27年2月19日付けで処分庁に対してした駅前広場占用許可申請のうち1台分についての占用を許可するとの請求を却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が小田原市駅前広場条例施行規則（以下「本件規則」という。）第2条第1項（以下「当該規定」という。）の規定に基づき、平成27年2月19日付けでした国府津駅広場の営業用タクシー発着施設（以下「本件施設」という。）の占用許可申請（以下「本件申請」という。）に対し、処分庁が同年3月24日付けでした不許可処分（以下「本件処分1」という。）、処分庁が同日付けでした小田原報徳自動車株式会社に対する本件施設の許可処分（以下「本件処分2」という。）及び処分庁が同日付けでした太陽自動車株式会社に対する本件施設の許可処分（以下「本件処分3」という。）を取消し、本件申請のうち本件施設の1台分について占用の許可を求めるものである。

小田原こどもの森公園わんぱくらんど における遊具事故について

1. 小田原こどもの森公園わんぱくらんどの概要

公園設置目的	平成の新しい時代の幕開けを記念し、21世紀を担う子供達の健やかな成長に資するため、公園整備の基本テーマを「遊びに熱中できる感動と発見の公園」とし、自然環境の中で子供達が自然とふれあい、学び、のびのびと遊びを創造することのできる公園として設置したものである。
公園名称	小田原こどもの森公園わんぱくらんど
所在地	小田原市久野4377-1
面積	12.5 ha
公園種別	都市公園法に基づく都市公園（総合公園）
設置年月日	平成12年4月29日部分開園 平成22年4月 1日全面開園
公園設置者	小田原市
指定管理者	小田原市事業協会・日比谷アメニス・緑栄造園共同事業体 (平成22年4月1日～平成27年3月31日) (平成27年4月1日～平成32年3月31日)
その他	年間入園者数：約44万5千人（H26年度推計値）

2. エア遊具（すべり台）横転事故について（H28.3.30）

（1）設置の背景

経緯	エア遊具の設置運営については、公園利用者に対するサービス向上や、より魅力ある公園とするため、指定管理者が自主的に企画し、3年前から自主事業として実施していたものであり、その運営等は指定管理者による確認のもとで設置運営会社（以下「運営会社」という。）が実施していた。
運営会社	株式会社インターリコム 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビル11階 代表者 戸井田 和久
契約	指定管理者との契約に基づき、エア遊具の設置・運営を実施。

(2) 事故概要について

発生日時 平成28年3月30日（水）14時11分
場 所 小田原こどもの森公園わんぱくらんど エントランス広場
発生状況

- 春休み期間中の仮設遊具として設置していた、エア遊具（すべり台）が、斜め後方からの突風にあおられて横転し、遊具利用者及び周辺の来園者が負傷したものである。

負傷者

- 負傷者数13名（1歳～75歳）

【内訳】

- ・子供7名（男児1名、女児6名）、大人6名（女性6名）
- ・救急搬送11名
- ・帰宅2名（※4月1日に連絡受け、4月2日に確認。）

(3) エア遊具（すべり台）及び運営状況について

寸法等 幅3.5m、奥行8.5m、高さ5.0m、重さ約200kg
料金 1回15分間で300円
運営従事者 指定管理者職員による確認のもと、運営会社の職員5名（責任者1名（男性）、アルバイト4名（男性3、女性1））で運営していた。
運営状況 運営会社では業界団体が定めたものよりも厳しい基準による運営マニュアルを設けており、各現場で風速計により計測しながら営業することとなっていたが、事故発生日は設置していないかった。

(4) 事故発生日の主な経緯

9：30	エア遊具営業準備開始
10：30	エア遊具営業開始
14：11	事故発生
14：12	負傷者の救助・救護
14：13	119番通報 小田原市へ事故発生を通報
14：15	110番通報
14：26～	救急車4台が順次到着し救急搬送

(5) その他

事故発生時の気象状況

- 小田原市に午前4時26分から23時18分まで、強風注意報が発表されていた。
- 気象庁の記録では、小田原市（観測箇所：扇町地内の酒匂川流域下水道右岸処理場敷地内）において、14時10分に瞬間最大風速10.8mが観測されていた。

3. こども列車「なかよし号」脱線事故について（H28.4.9）

(1) 設置の背景

経緯 こども列車の設置については、公園利用者の園内移動を円滑化するため、公園東側のエントランス広場と、公園中央の冒険の丘を結ぶ路線で、平成12年4月の開園当初から運行しているものである。

製造会社 泉陽興業株式会社
大阪市浪速区元町1丁目8番15号

代表取締役会長 山田三郎

点検管理 株式会社トーゴサービス
神奈川県横浜市港北区綱島東5丁目5番12号
代表取締役社長 内野 浩靖

(2) 事故概要について

発生日時 平成28年4月9日（土）12時43分

場所 小田原こどもの森公園わんぱくらんど こども列車

発生状況

- エントランス広場駅の手前約15mの軌条の分岐器付近で、運転手が何かに乗り上げた感覚があったため列車を停止させ、確認したところ、機関車の前2輪が脱線していた。

負傷者

- なし

※定員の大人36名に対し、未就学児17名と保護者など約30名が乗車していた。

(3) こども列車「なかよし号」について

車両編成 機関車1両+客車2両（定員36名（大人））
総重量約3トン（機関車2トン、客車0.5トン×2両）
軌条 線路全長526m・分岐器2箇所・踏切2箇所
運行速度 時速約4km
営業開始 平成12年4月29日
定期点検 列車は半年に1回、軌条は1年に1回、専門業者に委託。

(4) 事故発生日の主な経緯

8:30 列車及び軌条の安全点検を実施（異常なし）
9:30 運行開始
12:43 満席で運行中に、エントランス広場駅約15m手前の
分岐器付近で機関車の前輪が脱線
直ちに乗客の負傷の有無を確認（負傷者なし）
乗客を下車させエントランス広場駅まで誘導
13:10 指定管理者から市へ事故発生の第一報が入る（みどり
公園課受信）

4. 事故後の初期対応

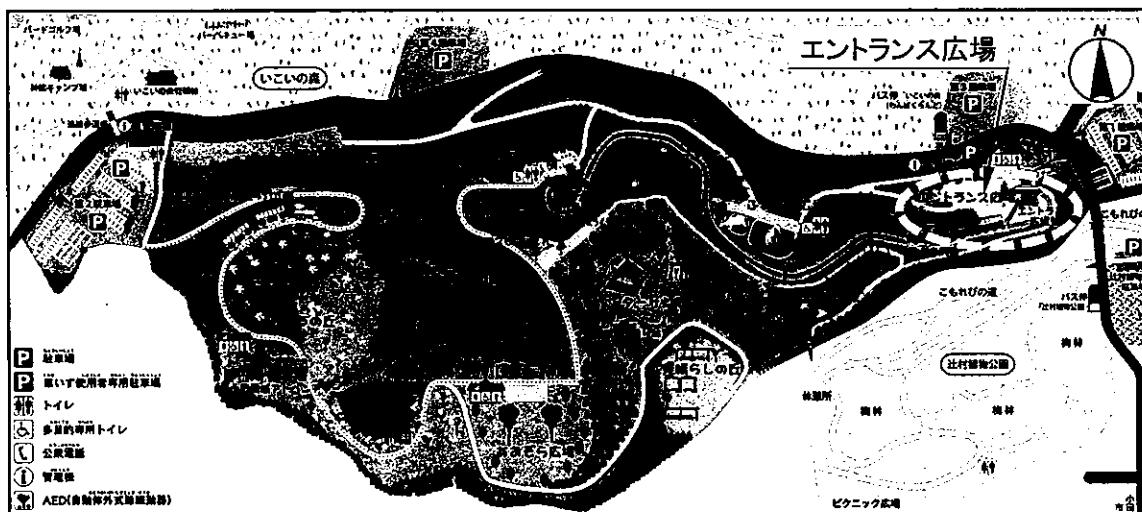
- 被害者へのお詫び及び怪我等の確認。
- 類似事故の再発防止のため、市内全ての公園の遊具等について、指定管
理者職員及び市職員等による安全点検の実施。
- エア遊具の使用中止及び当面の使用自粛。
- 市所有のエア遊具の貸し出しの中止。
- 指定管理者等からすみやかに事故報告を提出させ、その内容を確認。

（平成28年4月9日の事故を受けて）

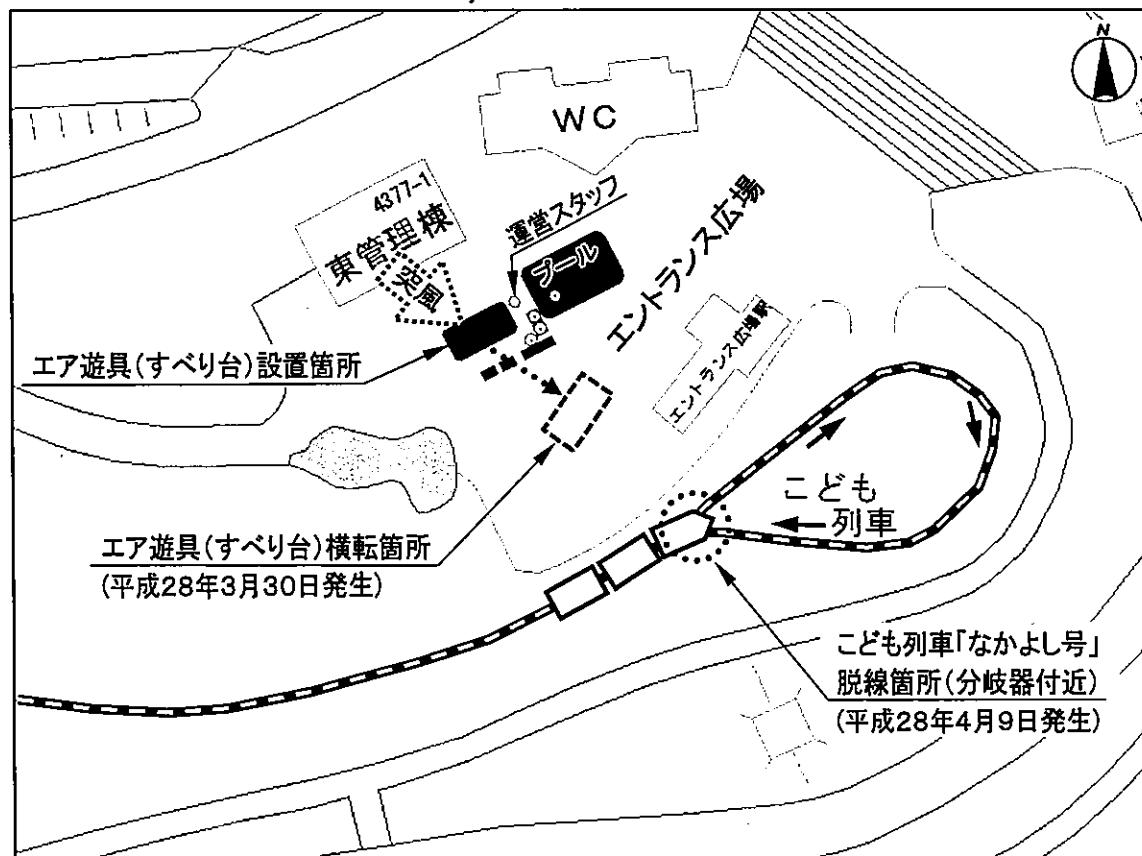
- 指定管理業務に関する改善を勧告（平成28年4月10日）。
- 指定管理者提出（平成28年4月11日）の改善計画に基づく、施設の
総点検の実施及び閉園措置。
- 指定管理者等による管理運営スタッフの再教育。

小田原こどもの森公園わんぱくらんど事故発生箇所

位置図

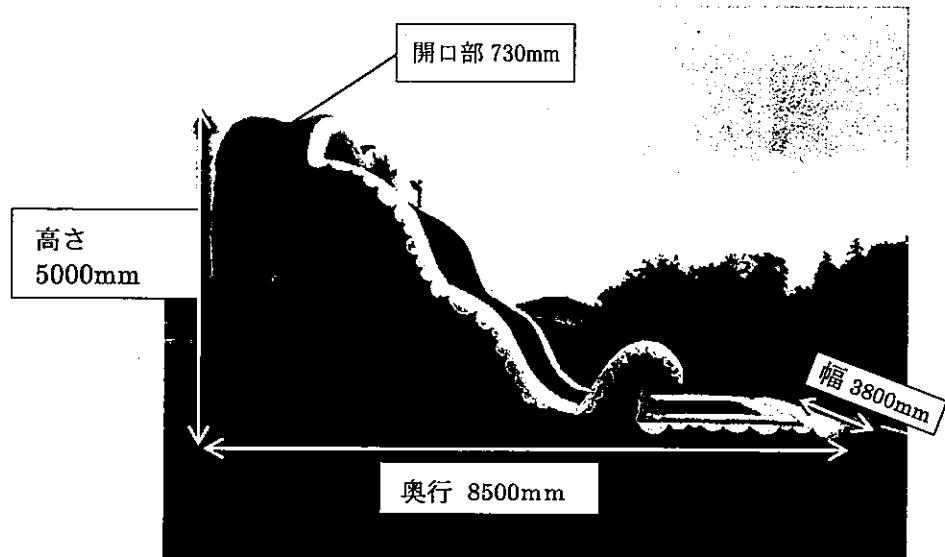


詳細図

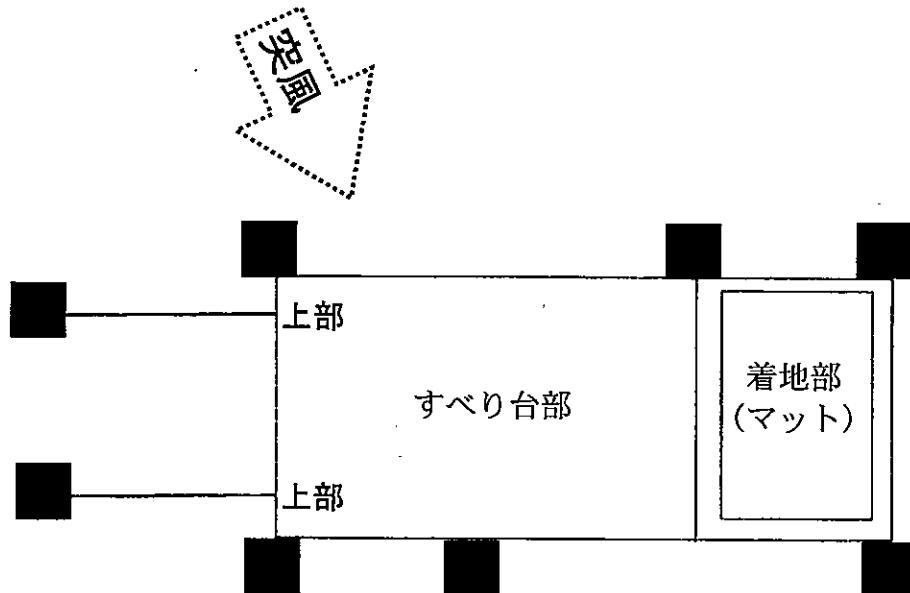


エア遊具（すべり台）横転事故（H28.3.30）

エア遊具（すべり台）の寸法（側面写真）



重り取り付け状況（平面図）



■ = 重り（土のう）

➤ 重りの重さ 約20～23kg／個（砂に水分が含まれていたため。）

事故発生時の状況 (H28.3.30)

No1



14:11 事故発生

No4



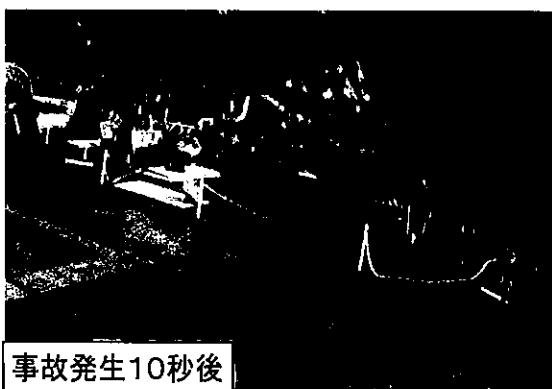
No2



No3



No5



事故発生10秒後

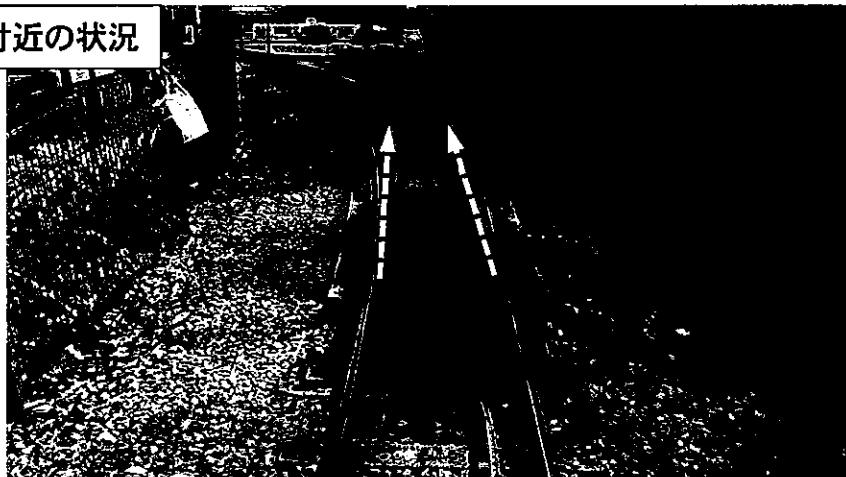
こども列車「なかよし号」脱線事故（H28.4.9）

事故発生時の状況（H28.4.9）

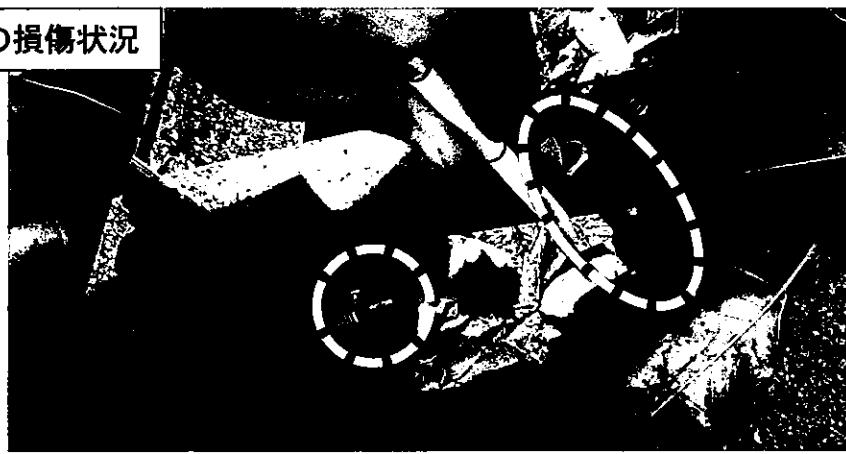
事故発生後



分岐器付近の状況



分岐器の損傷状況



小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおける 遊具事故への対応について

1. 指定管理業務の改善勧告について (H28.4.10)

(1) 指定管理業務の改善勧告

勧告日 平成28年4月10日(日)

勧告対象

小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園指定管理者

(小田原市事業協会・日比谷アメニス・緑栄造園共同企業体)

※指定管理期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

勧告の根拠

平成27年3月31日付け「小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の管理に関する基本協定書(以下「協定書」という。)」の規定による。

勧告の理由

平成28年3月30日のエア遊具横転事故及び平成28年4月9日のこども列車「なかよし号」脱線事故が、協定書【別記1】指定管理業務基準書3に規定する、施設の管理に関する業務の基準の履行ができなかったことに該当するため。

(2) 指定管理者の対応

勧告への対応

指定管理者から、平成28年4月11日付けで提出された改善計画書を受理・承認。

【改善計画書の概要】

①園内遊具及び施設の総点検の実施

- ・業者による点検(こども列車、ロードトレイン、遊具)
- ・職員による点検(その他の公園施設)

②スタッフの再教育

③総点検等のための4日間の臨時閉園ほか

2. 臨時閉園による総点検について (H28.4.12~4.15)

(1) 臨時閉園

期間 平成28年4月12日(火)~平成28年4月15日(金)の4日間とした。

範 囲 等	期間中は園内への立入りは一切禁止としている。ただし、いこいの森等の近隣施設利用者のため、第2駐車場及び西管理棟のトイレ等は利用可能とした。
周知方法	指定管理者ホームページ、本市ホームページに掲載するとともに、報道機関へ情報提供を行った。

(2) 園内施設の総点検について

点検対象

遊 具	全遊具 13基（固定式11基、こども列車、ロードトライン）
建 物	管理棟、便所、動物舎、東屋
その他の	園路、樹木 ほか

点検方法

遊 具	専門業者による点検（市及び指定管理者職員が立会い）
建 物	市職員による点検
その他	指定管理者職員による点検（市職員が立会い）

3. 今後の事故対応について

(1) 市の対応

- 指定管理者の改善計画について実施状況を確認
- 指定管理者と連係した負傷者への対応

(2) 指定管理者の対応

- 改善計画内容の実施（施設点検・修繕等、職員の安全教育ほか）
- 点検の結果、安全が確認された施設の利用再開
- 点検の結果、不具合のある施設の修理等
- 運営業者や市と連係した負傷者への対応
- 運営スタッフの再教育
- 事故原因の究明と、再発防止策に係る市との協議等

大写

公 第 1 号

平成28年4月10日

小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園指定管理者

小田原市事業協会・日比谷アメニス・緑栄造園共同事業体

代表者 一般社団法人小田原事業協会

代表理事 柴田 正光 様

小田原市長 加藤 憲



小田原こどもの森公園わんぱくらんどの指定管理業務について（改善勧告）

小田原こどもの森公園わんぱくらんどの指定管理業務について、平成27年3月31日付け「小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第35条第1項の規定に基づき、次の理由により指定管理業務の改善等必要な措置をとることを勧告する。

については、第35条第2項の規定に基づき、可及的速やかに本市と協議の上、改善方法及び期限を記した改善計画書を作成すること。

（理 由）

平成28年3月30日午後2時11分頃に発生したエア遊具横転事故及び平成28年4月9日午後0時43分頃に発生したこども列車「なかよし号」の脱線事故が、協定書【別記1】指定管理業務基準書3に規定する、施設の管理に関する業務の基準「公園利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるよう、常にこれらを適正な状態に維持する。」の履行ができなかったことに該当するため。

（担当：みどり公園課 管理係 33-1586）

小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の管理に関する基本協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原市事業協会・日比谷アメニス・緑栄造園共同事業体（以下「乙」という。）は、小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年小田原市条例第26号。以下「手続条例」という。）第6条の規定により、小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園（以下「施設」という。）の指定管理業務に關し、次のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

(協定の目的)

第1条 この協定は、施設の指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性の尊重等)

第2条 乙は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに、施設の効用を最大限に發揮するよう指定管理業務を遂行しなければならないものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第4条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う指定管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- (2) 「仕様書」とは、第7条第2項に規定する指定管理業務において満たさなければならない条件のことをいう。
- (3) 「提案書」とは、指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業提案書のことをいう。
- (4) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）等通常の管理義務を尽くしても回避することができず、かつ甲及び乙の責めに帰すことができない事由をいう。ただし、利用者数の増減及び施設設備備品の自然損耗及び経年劣化等は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「制度等の変更」とは、法令等（すべての法律、法規、条例、例規及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。）の変更、税制度の変更のうち指定管理業務の実施に關して影響を与えるものの変更をいう。
- (7) 「政治又は行政上の理由による指定管理業務の変更」とは、政治、行政上の理由から指定管理業務の継続に支障が生じた場合に、指定管理業務の内容等を変更することをいう。

(8) 「募集要項」とは、平成26年8月に発表された小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園指定管理者募集要項のことをいう。

(9) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。

(管理物件)

第5条 指定管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、施設と管理物品からなる。管理物品は、年度協定に定める管理物品台帳において提示するものとする。

2 管理物件は、平成27年4月1日の状態を原状とし、乙は、これを下回ることがないよう管理しなければならない。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(協定期間及び指定管理期間)

第6条 本協定の効力は、協定締結の日から指定期間の終了日である平成32年3月31日まで及ぶものとする。ただし、第12条第2項、第14条、第15条、第22条、第30条、第31条、第39条、第46条、第47条及び第55条に基づき乙又は乙を構成する各構成員が負担する義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

2 乙が本協定に基づき指定管理業務を履行する期間（以下「指定管理期間」という。）は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、第7条第1項第3号ア及びエに掲げる業務は、この限りでない。

第2章 業務範囲

(業務範囲)

第7条 この協定に基づき乙が行う指定管理業務の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 施設園地管理運営に関する業務

ア 施設設備の維持管理等業務

イ 樹木植栽等育成保存管理業務

ウ 動物飼育展示等業務

エ 利用者への安全指導及び繁忙期における周辺通行の確保に関する業務

オ 施設内外の警ら及び利用者の安全確保に関する業務

カ その他備品修繕設置等業務

(2) 有料施設管理運営に関する業務

ア 利用料金の徴収及び減免業務

イ 有料施設の運転及び維持管理等業務

(3) その他の業務

ア 事業計画書、事業実績報告書等作成

イ 利用者満足度調査の実施及び報告書作成

ウ 自己評価の実施

エ 指定期間終了前の引き継ぎ業務

オ その他日常業務の調整等

2 前項各号に掲げる指定管理業務の細目及び乙が指定管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、別記1に定める指定管理業務基準書及び別記2から5に定める各種仕様書等（以下「業務基準等」という。）並びに年度協定に定めるとおりとする。

3 前2項の定めに関わらず、乙は、施設利用者の利便性の向上又は施設の利用促進を目

的として自ら提案して行なう事業（以下「自主事業」という。）を実施できるものとする。

- 4 前項に定める自主事業を行なうに当たっては、乙が自己の費用と責任において実施しなければならない。

（業務の内容及び仕様書の変更）

第8条 甲又は乙は、必要と認める場合には、前条に定める業務の内容及び業務基準等の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

- 3 指定管理業務の範囲若しくは実施条件の変更又はそれらに伴う事業計画等若しくは指定管理料の変更については、前項の協議において決定するものとする。

（事業計画）

第9条 乙は、第7条に定める指定管理業務を行うに当たっては、提案書に基づき、毎年度、事業計画、人員配置計画及び収支計画（以下「各計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する各計画をその前年度の7月末日までに作成し、甲に提出しなければならない。甲及び乙は、その計画について協議を行い、当該年度の年度協定を定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に規定する各計画を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

第3章 指定管理業務の実施

（指定管理業務の実施）

第10条 乙は、指定管理業務の実施に当たっては、関係例規及び関係法令、その他行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等を遵守し、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 乙は、本協定、年度協定、関係例規及び関係法令等のほか、募集要項等、別表に記載する業務基準等及び提案書に従って管理業務を実施するものとする。
- 3 本協定、年度協定、募集要項等、業務基準等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、募集要項等、業務基準等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 4 乙は、指定管理業務を実施するに当たり、小田原市都市公園指定候補者選定委員会により付された次の各号の要望事項を満たすよう努めなければならない。
- （1）市他事業との連携も視野に入れ、公園利用者へのサービス向上、事業の充実に努めること。
- （2）効率的な人員配置に努めること。
- （3）より良い施設管理並びに運営に繋がるよう、施設利用者からの意見聴取等についての工夫をすること。

（開業準備）

第11条 乙は、指定管理期間の開始に先立ち、指定管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行い、指定管理期間の開始とともに円滑に施設を管理運営する準備を行なわなければならない。

- 2 乙は、指定管理期間の開始に先立ち、施設に在駐する職員との引継ぎを行い、指定管理期間の開始とともに円滑に施設を管理運営する準備を行わなければならない。

3 前2項に定める人材の確保、研修及び引継ぎ等の開業準備に当たり、乙に生じる費用は、乙の負担とする。

(指定管理業務の一括委託の禁止)

第12条 乙は、指定管理業務を一括して第三者に対して委託してはならない。ただし、指定管理業務の一部についてあらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、乙が負担しなければならない。

(事故、災害等への対応)

第13条 乙は、指定管理業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、次の各号に掲げる事項については、その内容について、第32条に規定する業務日報に記録したうえで、直ちに甲に報告しなければならない。

- (1) 利用者の生命及び財産に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合
- (2) 施設に重大な損害を及ぼす事案が発生した場合
- (3) 施設が原因となって、近隣住民の生命及び財産に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合
- (4) 施設の維持及び管理上、関係行政機関との調整が必要な事案が発生した場合

(守秘義務に関する事項)

第14条 乙は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。指定の期間が終了し、又は指定の取り消しを受けた後も同様とする。

2 前項の規定は、乙の従業員及び乙が再委託を行う者にも及ぶものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この指定管理期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後においても同様とする。

- 2 乙は、指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 3 乙は、指定管理業務を行うに当たり個人情報を収集するときは、本協定の目的を達成するために必要な範囲内で、限定的に適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 乙は、指定管理業務を行うに当たり収集又は作成した個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなしに本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 6 乙は、甲が承諾した場合を除き、指定管理業務を行うに当たり、個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 乙は、個人情報の取扱いの状況について甲が隨時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 8 前項の調査の結果、甲は、個人情報の取扱いが不適正と認めるときは、乙に対し必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は、甲の勧告に誠実に従うものとする。

9 乙は、指定管理業務を行うに当たり、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この指定の期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が特段の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

(環境への配慮)

第16条 乙は、指定管理業務を行うに当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 電気・化石燃料等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。
- (3) 化学物質・感染症廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- (4) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

第4章 指定管理者の収入

(指定管理料)

第17条 指定管理料の額は、甲の歳出予算の範囲内で、年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の支払方法等)

第18条 指定管理料の支払の方法及び支払時期等は、年度協定に定めるものとする。

(利用料金制の採用)

第19条 施設内の有料施設使用に係る利用料金収入は、乙に帰属するものとする。

- 2 利用料金を定めるに当たっては、小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例（以下「利用料金条例」という。）の定めに従い、利用料金条例に掲げられた額の範囲内で乙が甲の承認を得て定めなければならない。
- 3 乙は、利用料金の徴収に当たり、甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(自主事業に係る収入)

第20条 第7条第3項に規定する自主事業に係る収入については、乙に帰属するものとする。

(経理に関する事項)

- 第21条 乙は、指定管理業務に係る経理をその他の業務に係る経理から明確に区分して整理しなければならない。
- 2 第7条第3項に規定する自主事業に係る収支については、前項の指定管理業務に係る経理区分に含めないものとする。
 - 3 指定管理業務に係る会計年度は、乙の決算期にかかわらず毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 危険負担

(危険負担)

第22条 管理物件の改修、改造、新設又は移設については、当該管理物件において瑕疵が発生した時期が指定管理期間に存するか否かにかかわらず、第7条及び第8条に規定する場合を含め、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、甲が計画的に整備又は更新するもの及び甲と乙の間で協議が成立したものについては、この限りでない。

2 前項により乙が改修、改造、新設又は移設した管理物件又は管理物件の価値の増分は、甲に帰属するものとする。ただし、指定管理期間の満了又は指定の取消しに当たり、甲がその除却を命じた場合は、この限りでない。

(物品類の使用、帰属に関する事項)

第23条 甲は、乙に対し管理物品を、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年4月1日小田原市条例第7号）第4条の規定により無償で貸し付けるものとする。

2 管理物品の修繕又は更新若しくは管理業務に必要な新たな物品の購入に係る費用については、乙が負担するものとする。

3 指定管理業務の開始以降、指定管理料により乙が更新又は新たに購入した物品等については、甲の帰属するものとする。ただし、甲がその除却を命じた場合は、この限りでない。

4 乙は、年度協定に定める管理物品の更新又は新たな物品の購入を行おうとする場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

5 前3項の規定は、乙が管理物品の更新又は新たな物品の調達をするに当たり、これをリースで行うことを妨げるものではない。ただし、この場合においては、乙はあらかじめ甲に協議するものとする。

6 乙は、第4項に基づく更新又は購入を行った結果、年度協定に定める管理物品台帳の変更が必要な場合には、当該台帳の修正を行い、甲に通知するものとする。

7 乙は、管理物品の使用に当たって、善良な管理者の注意義務のもとに使用するとともに、故意又は過失により管理物品をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し又は当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を乙の負担により購入若しくは調達しなければならない。

8 乙は、指定管理期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後は、管理物品を速やかに甲に返還し、又は甲が指定する者に引き継ぐものとする。

(物価及び金利変動によって発生した費用等の負担)

第24条 人件費、物品費等の物価変動、金利変動又は法人税、消費税及び地方消費税の税率改正等の一般的税制改正に起因して発生した損失又は増加費用は、乙が負担するものとする。

(指定管理料の支払遅延によって発生した費用等の負担)

第25条 甲からの指定管理料の支払遅延に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙はその内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合には、支払遅延の原因を調査した上で乙と協議を行い、支払遅延の原因が乙の責めに帰すことができない理由によると判断された場合には、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法

律第256号) 及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大告991号)に定められた遅延利息の率で計算した額を負担するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

- 第26条 不可抗力が発生した場合には、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく直ちに対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 乙が不可抗力の発生に起因して指定管理業務の一部を実施できなかった場合には、甲は、乙と協議の上、当該実施できなかった業務に関する費用を指定管理料から控除することができるものとする。
 - 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
 - 4 甲は、前項の通知を受け取った場合には、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定、指定管理業務の継続の可否及び費用負担等を決定するものとする。
 - 5 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、当該費用について合理性が認められる範囲内で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補される金額相当分については、甲の負担から控除するものとする。不可抗力により指定管理業務の全部が実施できなくなった場合及び当該事由による指定の取消しの場合も同様とする。
 - 6 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、当該費用については甲が負担するものとする。

(制度等の変更によって発生した費用等の負担)

- 第27条 制度等の変更に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合には、制度変更の影響を調査した上で乙と協議を行い、影響を受けた指定管理業務の範囲の認定、指定管理業務継続の可否及び費用負担等を決定し、合理性が認められる範囲内で甲が負担するものとする。

(政治又は行政上の理由による指定管理業務の変更によって発生した費用等の負担)

- 第28条 政治又は行政上の理由による指定管理業務の変更に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合には、指定管理業務の変更状況の確認を行った上で乙と協議を行い、影響を受けた指定管理業務の範囲の認定、指定管理業務継続の可否及び費用負担等を決定するものとする。
 - 3 政治又は行政上の理由による事業変更に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、当該費用について合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。政治又は行政上の理由による指定管理業務の変更により指定管理業務の全部が実施できなくなった場合及び当該事由による指定の取消しの場合も同様とする。
 - 4 政治又は行政上の理由による指定管理業務の変更の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力等による免責)

- 第29条 第26条第4項、第27条第2項又は第28条第2項の協議の結果、指定管理

業務の一部又は全部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は、影響を受けた限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(管理物件に対する損害賠償等)

第30条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認められたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第31条 指定管理業務を実施するに当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。また、甲の責めに帰すべき事由又は甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により第三者に損害が生じた場合には、甲がその損害を賠償しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、甲が第三者に対して当該損害を賠償した場合には、乙は、甲からの請求に従い、直ちに当該賠償額を甲に対して弁済しなければならない。

第6章 モニタリング

(指定管理業務の業務日報)

第32条 乙は、指定管理業務の実施に関し自ら次の各号に掲げる項目を日報管理し、指定管理業務の実施状況を把握しなければならない。

- (1) 指定管理業務の業務別実施状況
- (2) 有料施設の利用状況（利用料金の徴収状況を含む。）
- (3) 施設の損傷等に関する状況
- (4) 利用者からの苦情又は意見等及びそれに対する対応状況
- (5) 自主事業の実施状況

2 甲は、必要に応じて隨時に乙に前項の業務日報の提出又は管理業務全般に関する実施状況の報告を求めることができる。

(管理業務の実施状況の確認)

第33条 甲は、乙が行う指定管理業務等の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次の各号に掲げる指定管理業務等の実施状況の確認を行うものとする。

- (1) 月例の指定管理業務の実施状況の確認（以下「例月履行確認」という。）
乙は、業務日報等に基づき、月例業務報告書を作成し、業務日報とともに翌月10日までに甲に提出し、指定管理業務の実施状況の確認を受けなければならない。
- (2) 立入りによる指定管理業務の確認（以下「随時履行確認」という。）
甲は、前号に定める例月履行確認のほか、乙による指定管理業務の実施状況を確認することを目的として、隨時に施設へ立ち入り、指定管理業務の実施状況を確認し、又は関係書類の提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する例月履行確認及び随時履行確認に係る報告書等の作成費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、甲が第38条の規定に基づいて年度途中に乙の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から10日以内に、指定取消日までの期間について第1項第1号に規定する月例業務報告書を提出しなければならない。
- 4 月例業務報告書の詳細は、年度協定に定めるものとする。

(指定管理業務の実施状況の確認の方法)

- 第34条 甲は、前条第1項に規定する履行確認により、乙の指定管理業務が第7条第2項に定める業務基準等を充足しているかを確認する。
- 2 甲は、前項の確認終了後20日以内に、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 履行確認の通知書の詳細は、年度協定に定めるものとする。

(改善勧告)

- 第35条 甲は、乙の指定管理業務が第7条第2項に定める業務基準等を充足していないと判断した場合には、乙に指定管理業務の改善等必要な措置をとることを勧告(以下「改善勧告」という。)することができる。
- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合、甲と協議の上、改善方法及び期限を記した改善計画書を作成し、甲の承認を得て、速やかにその達成に努めなければならない。

(改善命令)

- 第36条 甲は、前条第1項に定める改善勧告を行った場合で、同条第2項に定める改善期限の後に調査した結果、指定管理業務の改善等が行われなかつたと判断した場合には、改めて改善期限を定めて乙に対し業務の改善を命じる(以下「改善命令」という。)ことができる。

(甲による改善の執行)

- 第37条 甲は、施設の修繕等について前条に定める改善命令を行った場合で、前条に定める改善期限の後に調査した結果、施設の修繕等が実施されていない場合には、施設利用者の安全確保に必要な範囲に限り、甲自ら当該施設の修繕等を行うことができる。
- 2 甲は、前項に定める修繕等に要した費用を、乙に支払うべき指定管理料から控除することができる。

(指定の取消し)

- 第38条 甲は、第36条に定める改善命令を行った場合で、同条に定める改善期限の後に調査した結果、指定管理業務の改善等が行われなかつたと判断した場合には、指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止又は解除を命じることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の指定管理業務の実施状況等が指定の取消事由に該当すると認めるときは、指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止又は解除を命じることができるものとする。
- 3 甲は、指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止又は解除を命じようとする際には、小田原市行政手続条例(平成9年小田原市条例第24号)に定める手続によるものとする。
- 4 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲に対して速やかに報告しなければならない。この場合に、乙は、指定の取消し又は期間を定めての指定管理業務の全部若しくは一部の停止又は解除を、甲に対して申し出ることができる。甲は、当該申出に対して誠実に対応するものとする。

(指定の取消しに伴う損害賠償)

- 第39条 前条第1項又は第2項の規定により甲が指定を取り消し、期間を定めて指定管

理業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は乙の責めに帰すべき事由により指定管理業務の全部若しくは一部が履行されず、甲に損害が生じた場合には、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に定める場合において乙に生じる損害、損失又は増加費用については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(指定管理料の返還)

第40条 乙は、第38条の規定により、指定を取り消され、又は指定管理業務の全部又は一部について停止を命じられた場合において、指定管理業務の当該部分に関してすでに指定管理料が交付されているときは、甲が指定する期日までに当該部分に関してすでに支払われた指定管理料として甲が計算して定める金額を返還しなければならない。

(利用者需要の把握)

第41条 乙は、指定管理業務のサービス水準向上を目的として、利用者の需要を把握（以下「利用者需要把握」という。）するものとする。

- 2 利用者需要把握は、年間2回実施するものとし、その詳細については、年度協定に定めるものとする。
- 3 乙は、利用者需要把握により把握した利用者の要望又は苦情等を真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。
- 4 乙は、利用者需要把握の実施翌月の例月履行確認の報告書に添えて、利用者需要把握の結果及び利用者需要把握への乙の対応等を記した報告書（以下「利用者需要把握報告書」という。）を、甲に提出するものとする。
- 5 甲は、管理業務のサービス水準向上を目的として、利用者需要把握報告書を基に仕様書又は事業計画等の改善について、乙に協議を申し出ることができる。
- 6 乙は、前項の協議に誠実に対応しなければならない。

(市に対する苦情及び意見等への対応)

第42条 甲は、利用者から直接苦情又は意見等を受け付けた場合には、当該苦情又は意見等への対応について、乙に対して必要な指導を口頭若しくは文書により行い、又は協議を申し出ることができる。

- 2 乙は、前項の指導又は協議の申出を受けた場合には、誠実に対応しなければならない。
- 3 甲は、管理業務のサービス水準向上を目的として、甲が受け付けた苦情又は意見等を基に、仕様書又は事業計画等の改善について、乙に協議を申し出ることができる。
- 4 乙は、前項の協議に誠実に対応しなければならない。

(実績報告書及び財務書類の提出)

第43条 乙は、会計年度の終了後30日以内に、指定管理業務の実績を記載した実績報告書及び財務書類に、必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の財務書類を評価した上で、その内容に疑義がある場合には、乙の説明を求めることができる。
- 3 甲は、前項の説明に合理性を認めない場合は、第21条第1項の規定により区分を行った指定管理業務に係る経理の範囲に限り、乙の財務運営について指導及び助言を行うことができる。ただし、甲は、当該指導及び助言を理由として、乙の財務運営について一切の責任を負担するものではない。
- 4 乙は、前項の指導及び助言を受けた場合には、誠実に対応するものとする。

- 5 第1項の実績報告書及び財務書類の作成費用は、乙の負担とする。
- 6 実績報告書及び財務書類の詳細は、年度協定に定めるものとする。

(帳簿類の提出要求等)

第44条 甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。

第7章 その他

(保険の付保)

第45条 乙は、指定管理業務の実施に当たり、施設及び施設の運営により利用者及び利用者の所持物件に対し生じる危険を担保するため、施設賠償責任保険を付保しなければならない。

- 2 前項に定める保険の付保のみでは施設全体の危険担保ができない場合、乙は当該担保できない施設の一部につき別途対人及び対物損害賠償保険を付保しなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第46条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、指定管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による施設の視察及び業務研修の受講を申し出ができるものとする。
- 3 乙は、前項の申出を受けた場合には、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。
- 4 第2項及び第3項の指定管理業務の引継ぎ及び施設の視察若しくは業務研修の実施に当たり、乙に生じる費用は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第47条 乙は、本協定の終了に際し、第5条第2項に定める日を基準として管理物件を原状に回復し、又は原状以上の状態で甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第48条 前2条の規定は、第38条の規定により指定が取り消された場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はこの限りでない。

(年度協定)

第49条 本協定に定めるものの他、年度ごとに定める必要がある事項については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第50条 乙は、本協定により生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(利用者への周知)

第51条 乙は、自らの名称と連絡先、甲の所管所属名を施設内に表示し、又は配布物等に明記しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第52条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、勧告、命令、申出、報告、承諾又は解除等は、本協定に特段の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(指定管理業務に係る責任の所在)

第53条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、乙の責任において行うべき指定管理業務の全部又は一部について甲が責任を負担し、又は乙の責任の一部又は全部を免除するものと解釈してはならない。

(協定の変更)

第54条 指定管理業務の履行に当たり、指定管理業務の前提条件若しくは内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(乙の構成員の義務)

第55条 乙内部で定め甲に届け出た業務分担にかかわらず、乙を構成する各法人（以下「構成員」という。）は、指定管理業務を履行するに当たり連帯して責任を負うものとする。

2 本協定に関する甲からの請求、通知、勧告、命令、申出、承諾又は解除等は、乙の代表者に対して行うことをもって乙の全構成員に効力を生じるものとする。

3 次項の承認を除き、本協定に関する乙からの請求、通知、申出又は承諾等は、乙の代表者が行うことをもって乙の全構成員の意思表示であるものとする。

4 構成員は、甲及び他のすべての構成員の承認を得なければ、指定管理期間の満了前に乙から脱退することができない。

5 構成員のうち社会的信用を著しく失墜する行為を行うものが生じた場合、甲は、乙に対し、当該信用失墜行為を行った構成員の除斥を命じることができる。

6 前項に定める命令に対し、乙が正当な理由なく従わないときは、甲は、第38条第2項の指定の取消事由に該当するものとして、乙の指定を取り消すことができるものとする。

7 第4項又は第5項の定めにより乙から脱退する構成員が生じる場合、乙に残存する構成員が連帯して当該脱退する構成員が分担すべき指定管理業務を履行しなければならない。

8 構成員のうち指定管理期間の満了前に解散するものが生じた場合、乙に残存する構成員が連帯して当該解散する構成員が分担すべき指定管理業務を履行しなければならない。

(協議事項)

第56条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特段の定めがない事項については、地方自治法及び小田原市例規に基づくほか、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第57条 本協定に定める指定管理業務について甲及び乙の間で争いが生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の係属裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 3月31日

甲 小田原市荻窪300番地

小田原市長 加藤 憲

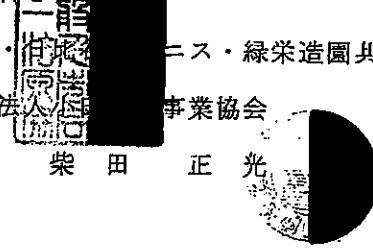


乙 小田原市南町一丁目1番40号

小田原市事業協会・株式会社ニス・緑栄造園共同事業体

代表者 一般財団法人ニス・緑栄造園共同事業体

代表理事 柴田 正光



市と指定管理者の業務区分(第7条関係)

業務の種類		指定管理者	小田原市
公園施設の維持管理	植物管理 (樹木・草本・芝生・草地・花壇等の維持・育成)	○	
	工作物管理 (園路・広場等の維持管理)	○	
	安全衛生管理、清掃 (便所清掃、施設清掃等)	○	
	施設・設備の保守点検・法定点検	○	
	巡回点検 (植物・遊具・工作物等の点検)	○	
	施設の原状への修繕及び改修	○	
	施設設備の計画的更新		○
公園の管理運営	巡回警ら (パトロール、救護等)	○	
	利用指導 (施設案内、利用方法指導、苦情対応)	○	
	利用促進 (利用促進活動、広報活動等)	○	△(市広報)
警備保安	施設の施錠及び開錠を含む	○	
物品管理	維持修繕を含む	○	
災害時対応	待機連絡体制確保 (被害調査・報告、応急措置)	○	
	本格復旧		○
法的管理	施設管理許可、占用許可 (行為許可、利用の禁止)		○
	有料施設の利用承認、 利用料金徴収、減免	○	
包括的管理責任	管理瑕疵を除く		○

市と指定管理者のリスク分担(第 22 条～第 29 条関連)

種類	内 容	負担者	
		指定管理者	小田原市
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対・訴訟・要望への対応	○	
	上記以外		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の改正	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	
行政的理由による事業変更	行政的理由から施設管理及び運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、失火を除く火災、争乱、暴動その他通常の管理義務を尽くしてもその発生を回避できず、かつ市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象。ただし自然摩耗によるものを含めない。)に伴う施設及び設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		○
書類の誤り	管理基準書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によって生じたもの		○
	指定管理者の請求遅延又は指定管理者からの経費の支払い遅延によって生じたもの	○	
施設、設備及び備品の自然損耗又は損傷	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、失火を除く火災、争乱、暴動その他通常の管理義務を尽くしてもその発生を回避できず、かつ市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象。ただし自然損耗によるものを含めない。)によるものを除く	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備又は過失による情報の漏洩、犯罪発生(物品の盗難又は施設の損壊)	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び引継ぎに要する費用	○	

【別記1】

指定管理業務基準書

1 施設の名称及び範囲

公園名	所在地	面積(ha)	有料の公園施設
小田原こどもの森公園 わんぱくらんど	小田原市久野 4377番地1 外	12.5 (確定測量未了)	こども列車 園内周遊自動車 ボニー 駐車場
辻村植物公園	小田原市荻窪 1579番地8 外	4.7	駐車場

2 施設の運営に関する業務の基準

小田原こどもの森公園わんぱくらんどは、アミューズメントパーク的施設であり、辻村植物公園は学術公園的施設である。したがって、各公園ごとの性格を的確に理解し、市民の憩いの場、レクリエーションの場及び植物見本園など、公園が持つ様々な機能を十分に發揮させ、指定管理者の専門知識の活用及び創意工夫により自主事業を提案展開し、利用者に対し高品位のサービスを提供するために、以下のとおり業務基準を定める。

(1)園地及び施設の運営について

ア 運営体制の確保

(ア) 本書に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を円滑に遂行できるよう、必要な管理要員を配置して運営にあたる。

(イ) 管理要員のうち1名は、施設管理の長とする。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を満たす組織体制を保持し、円滑な運営及び職員の育成に必要な研修を実施し、指定管理業務に臨むものとする。

イ 開園時間及び有料施設休場日

(ア) 駐車場の開門及び閉門時間

駐車場は午前8時に開門し、午後5時に閉門する。

ただし、利用者の状況に応じ、指定管理者の判断により臨機に開門時間を早め、又は閉門時間を遅延させることを妨げない。

(イ) 有料施設等休止日

a. 月曜日(休日の場合は、その直後の平日)

b. 休日の直後の平日

- c. 年末年始(12月28日から1月3日)
- d. 施設の安全性を確保するため緊急に利用中止とする必要性が生じ、市の承認を得た日※ただし、繁忙期については、d. の場合を除き、指定管理者の判断により営業することを妨げない。

ウ 管理事務所の運営業務

窓口は常に利用者に開かれたものとし、以下の業務を行う。

(ア)公園利用者に対する接遇

(イ)有料施設利用料金の収納

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第158条第1項の規定に基づき利用料金制を採用し、有料施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(ウ)団体等への利用促進活動

(エ)自主事業の推進

利用者や地域住民のニーズ把握と公平な運営に留意しつつ、利用者サービス向上に寄与するイベント等を積極的に企画実施する。

(オ)要望及び苦情の処理

(カ)国旗・市旗の掲揚・降納

指定場所に午前8時から午後6時まで掲揚する。

(キ)緊急事態への対応

a. 指定管理者内部で予め緊急連絡網を整備し、事故、災害、犯罪等の緊急事態が発生した場合には、これを用いて即時に対応体制を確立するものとする。

b. 発災時において、事態の規模や種類、程度等を考慮し、指定管理者により解決できない場合は、直ちに市と協議のうえその指示に従い、必要に応じて警察、消防署等を始めとする当該緊急事態に対応できる関係各機関へ迅速かつ的確な情報伝達及び応援要請を行う一方で、非常配備体制を敷き、職員を参集し、施設各所の点検、状況報告、応急処置等必要な措置を取り、早期の事態收拾に努める。

c. 被災者が発生した場合は、その救護、保護等の応急措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、病院等の関係機関と連絡を取り、適切に対応する。

d. 発災時の状況、情報等の記録については、国土交通省から配信されている事故報告書の様式を参考として行うこととし、記録後はその写しを速やかに市へ提出するものとする。

e. 報道対応については、市を介して行うこととする。

(ク)避難訓練の実施

a. 異常気象や災害発生時に備え、年1回の避難訓練を実施することとする。

b. 訓練の内容は、避難訓練や避難誘導放送訓練等、指定管理者の判断で行う。

(ケ)利用者の意見、要望の収集

a. 指定管理者は、施設利用者の利便性の向上を図る観点から、半期ごと(5月及び11月)にアンケート方式による施設利用者の満足度調査を行い、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告する。

- b. 「ご意見箱」を設置し、公園利用者の意見や要望を書面にて受け付け、定期的に開函して、内容を別の書面に取りまとめて市へ報告する。
- c. このほか、指定管理者による公園ホームページの作成等、様々な方法で利用者の意見、要望を収集し、自らの業務に有効に反映するものとする。

エ 光熱水費等

管理運営上必要となる上下水道料金、電気料金、電話料金及び受信料等は、指定管理料に含む。

オ 拾得物・残置物の処理

- (ア) 拾得物は台帳を作成し、原則として所轄の警察署または派出所に届け出る。
- (イ) 園内に残置された自転車等で、持主が不明であり明らかに廃棄物と判断されるものについては、一定期間保管した後に処分する。廃棄されたものかどうか疑わしい場合は、一定期間撤去要請の告示(貼り紙)をした後、所有者が不明の場合に処分する。

カ 保険の付保

指定管理業務を遂行するに当たり、指定管理者に発生する賠償責任を填補するため、施設賠償責任保険の付保を義務付ける。なお、保険料は指定管理料に含む。

キ ホームレスの取扱い

ホームレス等が起居の場所として使用する等の不適正な公園利用により、一般の公園利用者の適正な利用の妨げとなる場合は、市の福祉政策課と連携をとり、必要な措置をとる。

ク 気象情報・注意報・警報等が発表された場合の対応

- (ア) 荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行う。
- (イ) 荒天後は園内を巡回し災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに市に報告を行うとともに2次被害を引き起こさないよう処置を行う。
- (ウ) 雷注意報、光化学スモッグ注意報又は気象情報が発表された場合は、園内アナウンス放送により公園利用者に注意を喚起する。また、気象警報、光化学スモッグ警報が発表された場合は、同様に園内アナウンス放送により公園利用者に警告する。

ケ その他

危険行為等による事故の防止及び利用者の安全確保等のために、適宜施設内を巡回し、園内利用状況を把握し必要に応じて安全指導等を行う。

(2) 有料施設の運営について

ア 営業(開場・運行)時間及び休止日

- (ア) 開場・運行時間は、次のとおりとする。ただし、繁忙期については、指定管理者の判断により開始時刻を早め、又は終了時刻を遅延させることを妨げない。
 - a. 駐車場 8時から17時まで
 - b. ポニー乗馬 10時から11時30分まで及び13時30分から15時30分まで
 - c. こども列車及び園内周遊自動車 9時30分から16時まで(夏季は16時30分迄)

(イ)休止日

休止日は、次のとおりとする。ただし、繁忙期等については、d. の場合を除き、あらかじめ市の承認を得たうえで開場することを妨げない。

- a. 月曜日(休日の場合は、その直後の平日)
- b. 休日の直後の平日
- c. 年末年始(12月28日から1月3日)
- d. 安全を確保するために緊急に利用休止とする必要が生じ、市の承認を得た日

(ウ)有料施設の範囲

指定管理者は、次に掲げる施設を利用する者に対し、小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例(以下「利用料金条例」という。)に基づき利用料金を課するものとする。

- a. 駐車場(5箇所)
- b. こども列車
- c. 園内周遊自動車
- d. ポニー

(エ)利用料金の金額設定

指定管理者が利用料金の額を定めるにあたっては、利用料金条例第2条に規定する利用料金の額を超えてはならない。

(オ)券売機の貸与

市は、次に掲げる有料施設の利用料金を徴収するに当たり、券売機を指定管理者に貸与する。なお、貸与物品に関する消耗品費及び維持管理等に要する費用は、指定管理費に含む。

- a. こども列車
- b. 園内周遊自動車
- c. ポニー

(カ)駐車場利用料金徴収に当たっての留意事項

a. 利用料金徴収の手段

駐車場利用料金の徴収に当たっては、チケット制による人力徴収を行うものとする。利用料金徴収に要する人件費及び領収証書印刷費は指定管理料に含むが、費用対効果の視点等から指定管理者の提案により機械徴収とすることを妨げない。

b. 再入場の取扱い

利用料金条例に定める駐車場利用料金は、1日当たりの金額であるため、中途退場及び再入場を行える制度としなければならない。ただし、中途退場した者に対する駐車区画の確保は行わないものとする。

c. 繁忙期の取扱い

連休期間中等の繁忙期にあっては、駐車場利用者による周辺道路の交通遮断が生じないよう、交通管理者、道路管理者及び周辺施設管理者等に対応策を事前説明の上、遠隔地駐車場及び輸送手段の確保に努めると共に、誘導員や迂回路

誘導看板等を適宜配置し、通行の確保に努めなければならない。

(キ)利用料金の収納の報告

収納した現金につき、収入金日計表(小田原市財務規則様式第42号)及び収納金出納簿(小田原市財務規則様式第95号)に必要事項を記載し、毎月10日までに市に前月分の報告を行う。

(ク)利用制限

次のいずれかに該当する者に対し、有料施設の利用を拒否し、又は退園させることができる。

- a. 泥酔者。
- b. 感染症等、他の利用者に危害を及ぼす可能性がある病気等の罹患者であると認められる者。
- c. 危険物取締法に抵触する等、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす物品等を持ち込もうとする者。
- d. ペット等、身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬以外の動物を持ち込もうとする者。ただし、駐車場を除く。
- e. 他の利用者に不快感を与えるおそれがあると認められる者。
- f. 施設の使用により、本人の身体及び生命に危険が生じると認められる者。

(ケ)身体障害者補助犬の扱い

身体障害者が有料施設を利用する場合において、ポニー乗馬を除き身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

(コ)その他

- a. 施設利用者に対し必要な安全指導又は助言を行う。
- b. 災害時は、「小田原市災害対策本部分担業務実践マニュアル」に従い利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う。
- c. 施設内及び案内リーフレット等に、指定管理者により管理運営されている施設である旨及び指定管理者の連絡先を表示しなければならない。

3 施設の管理に関する業務の基準

公園利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるよう、常にこれらを適正な状態に維持する。

施設・設備は正常な状態に保持し、適正な利用に供せるよう日常的な保守点検を行い、部品交換、油脂等の補給及び施設の補修・修繕を行う。

また、辻村植物公園においては、外国産植物等の見本植物園であるため、植物展示及び樹種等の保存を目的とした維持管理を行う。

なお、植栽管理作業等において、やむを得ず薬剤を使用しようとする場合には、事前に必ず市に連絡するとともに、周辺住民や公園利用者に対する周知に努め、実施にあたっては農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)等の各種法令を遵守の上、立入制限の実施又は利用者が少ない時期時間を選ぶ等、利用者及び周囲への迷惑や健康被害を及ぼすことのないよう最

大限の配慮を行うとともに、「住宅地等における農薬使用について(25消安第175号 農林水産省消費・安全局長通知)」に基づいた記録を行い、実施後は速やかに市にその記録内容を報告するものとする。

(1)植栽地管理業務

来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等最も適切な時期や方法を選び管理するものとする。

なお、辻村植物公園については、植物見本園としての性格を理解し、適正な展示栽培及び希少樹種等の保存に配慮し、管理しなければならない。

ア 植栽林・高木・中低木管理業務

(ア)病害虫の防除にあたっては、捕殺等の初期防除に留意するとともに、やむを得ず薬剤を散布する場合には、各種法令を遵守の上、来園者及び周辺住民に健康被害を及ぼすことのないよう最大限の配慮をする。

(イ)枯損木、枯れ枝、支障枝等は早期に除去し、利用者の危険を回避するとともに、植物見本園としての美観を損なわないよう努める。

(ウ)植込み地等の除草を隨時行い、美観の保護に努める。

(エ)株物刈込みについては、枝の密生箇所は中すかしを行い、刈地原形を考慮し、樹冠周縁小枝の輪郭線を作り刈り込み、樹姿を整える。花木類剪定は花芽の分化時期及び着生位置に充分注意のうえ行う。

(オ)植栽管理に関する詳細については、別記1の植栽管理追加説明書のほか、農林水産省や厚生労働省が配信した、あるいは配信する方針のとおりとする。

イ 特殊樹木・草花管理業務

果樹及び外国産樹木等については、樹木又は草本等の特性を把握したうえで適正な管理を行い、美観の向上及び樹種等の保存に努める。なお、果樹等の果実等(梅の実及び筍等)は、市に帰属するものであるが、これを用いた自主事業を積極的に提案すること。

ウ 地被管理業務

草刈及び芝刈込みは、樹木や施設等の損傷に注意し、刈り残し又は刈り斑がないよう均一に刈込む。刈込み後は屑をきれいに清掃する。また、必要に応じ除草及び病害虫防除を行う。芝の除草についてやむを得ず薬剤を散布する場合には、各種法令を遵守の上、最小限度の散布にとどめ、周囲への飛散により健康被害又は他の展示草本の枯死を引き起こすことがないよう最大限の配慮をする。

エ 花壇・プランター管理業務

球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病害虫防除及び除草等を適宜行う。

(2) 施設設備保守管理業務

ア 施設保守管理業務

(ア)こども列車

- a. こども列車の運転に当たっては、常時運転員1名及び補助員1名（以下本号において合わせて「乗務員」という。）が乗車するものとし、乗客の安全を確保しなければならない。
- b. 乗務員は、こども列車の運行に当たり、軌道周辺の状況を把握し、他の公園利用者の安全にも配慮しなければならない。
- c. 日常的に軌道及び付帯施設の運行前点検を行う。
- d. 日常的に車両の始業点検及び終業点検を行う。
- e. 年2回、車両の安全点検を行う。
- f. 年1回、軌道の安全点検を行う。

(イ)園内周遊自動車

- a. 園内周遊自動車の運転に当たっては、常時運転員1名及び補助員1名（以下本号において合わせて「乗務員」という。）が乗車するものとし、乗客の安全を確保しなければならない。
- b. 園内周遊自動車の運転員には、牽引車の運転経験がある者を選任しなければならない。
- c. 乗務員は、園内周遊自動車の運行に当たり、運行園路周辺の状況を把握し、他の公園利用者の安全にも配慮しなければならない。
- d. 特に西管理棟への運行に当たっては、園内周遊自動車が駐車場内を通過するため、乗務員が周辺への見張りを強化するとともに、駐車場利用料徴収員又は第二管理棟駐在職員が駐車場利用車を誘導し園内周遊自動車の通行路を確保するなど、安全確保に努めなければならない。
- e. 日常的に運行道路及び付帯施設の運行前点検を行う。
- f. 日常的に車両の始業点検及び終業点検を行う。
- g. 定期的に車両の安全点検を行う。

(ウ)ポニー・パドック及び動物飼育等

- a. ポニー乗馬に当たっては、乗馬補助員として常時1名熟練した飼育員を配置しなければならない。
- b. 乗馬補助員は、ポニー乗馬補助に当たり、乗客の安全を確保しなければならない。
- c. 乗馬補助員は、ポニー乗馬補助に当たり、パドック周辺の状況にも注意を払い、他の公園利用者の安全を確保しなければならない。
- d. 日常的にポニー・パドックの使用前点検を行う。
- e. 日常的にポニー・パドックの清掃及び不陸修正、整地を行う。
- f. 飼育動物の展示に当たっては、展示動物の行動に注意を払い、公園利用者の安全を確保しなければならない。
- g. その他動物飼育等については、別記2動物飼育展示等業務仕様書のとおりとする。

(エ)遊具

国土交通省から発出された「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改

訂第2版)」(平成26年6月30日付通知)及び社団法人日本公園施設業協会から発表された「遊具の安全に関する規準」(平成20年8月社団法人日本公園施設業協会)に基づき、点検を週1回行う。

また、定期点検として遊具専門業者(遊具設置業者等)による点検を年1回行い、補修については、必要な都度行う。

なお、今後「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が改訂された場合は、常に最新の情報に基づいて保守管理作業を実施する。

イ 建築物の保守管理業務

公園内の建築物について、内外装材の汚損、ひび割れ、はがれ又はかび等の発生を防ぎ、かつ美観及び効用を保つよう努める。

ウ 建築設備の保守管理業務

建築設備(給排水施設、浄化槽、電気工作物、放送設備等)は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、原状の性能を維持する。

(ア) 浄化槽管理業務

- a. 浄化槽点検:毎月2回
- c. 汚水処理施設の維持管理に当たっては、「浄化槽法」(昭和58年5月18日法律第43号)及び「環境省関係浄化槽法施行規則」(昭和59年厚生省令第17号)第2条及び以下に定める基準に従い、汚水処理施設維持管理業務を行う。
- d. 汚水処理施設に浄化槽管理士を派遣し、機械・電気設備等の保守点検、曝氣槽・沈殿槽等の処理機能点検、水質管理、場内の清掃及び消毒薬の補給の業務を関係法令の基準に従い行い、汚水処理施設の目的を維持する。
- e. 作業の実施に当たり協定に定める様式に記録し、作業状況写真とともに月報を市へ提出する。
- f. 処理水の水質分析は、3か月に1回実施(BOD、COD、SS、pH、大腸菌群数)し、結果を市に報告する。
- g. 厚生機関が指定する検査機関による汚水処理施設の定期検査がある場合には、技術管理者を立会わせ、検査結果に不備が認められた場合は、速やかに適切な処置を行う。

※浄化槽の詳細については、51ページ「設置浄化槽の設置場所及び規格」参照。

(イ) 自家用電気工作物保安業務

- a. 電気管理技術者を派遣し、電気事業法の規定により定める保安規程に基づく保安業務を誠実に履行し、自家用電気工作物の性能保持を図る。
- b. 仕様
 - (a) 設備容量 255kVA
 - (b) 契約種別 業務用電力
 - (c) 受電電圧 6,600V
- c. 点検の回数

- (a) 月次点検(主として施設を運転中に点検するもの) : 毎月1回
- (b) 年次点検(主として施設の運転を停止して点検するもの) : 每月1回
- (c) 精密点検 : 必要の都度

(ウ) 放送設備保守点検業務

放送設備について、年に1回以上外観試験、動作試験、接地抵抗試験、絶縁抵抗試験、音圧測定等の保守点検を行う。

エ 備品等保守管理業務

(ア) 消耗品

施設の管理運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行う。不具合が生じたものについては随時更新を行う。消耗品費は、指定管理費に含む。

(イ) 事務備品

- a. 施設の管理運営に支障をきたさないよう事務備品の管理を行う。
- b. 市が作成する物品管理簿の加除を行う。
- c. 破損、不具合等が発生した場合は速やかに市に報告する。

(ウ) 大型備品

- a. 施設の管理運営に支障をきたさないよう保守点検を行う。
- b. 破損、不具合等が発生した場合は速やかに市に報告する。

(エ) その他備品

- a. 適宜、資材・機材の整理整頓を行う。
- b. 機材の使用後は洗浄清掃整備を行うとともに、定期的に油脂補給、消耗品交換等の保守整備を行う。保守整備に要する費用は、指定管理費に含む。

(3) 環境維持管理業務

ア 清掃等業務

(ア) 園地・広場等

- a. 園内全域を対象とし、ゴミを拾いビニール袋に入れて集積する。特に汚れている場所は、熊手・竹箒等で清掃する。L型溝やU型溝・雨水樹上に溜まったゴミや土砂等を取除く。
- b. 落葉時期は園路や施設周辺等を日常的に清掃する。
- c. ゴミの収集は所定の分別を行い、風及び動物等による散乱を防ぐ。

(イ) 便所

- a. 作業中は「清掃中」等の表示を行うなど利用者の利便に配慮し、用具入れ及び倉庫等は常に整理整頓する。
- b. 清掃は週4回以上行う。ただし、12月第1週から翌年1月第5週の間は週3回以上行う。なお、繁忙期は適宜回数を増やし清潔に保つ。
- c. 天井・壁・隔壁・扉等のほこり及びくもの巣を除去する。
- d. 施設の内外に落書き等を発見した場合は直ちに消去し、極力痕跡が残らないように努

める。

- e. 便所・し尿流水溝(便槽含む)・建物のコンクリート・タイル部分及び手洗所は、ブラシ等(汚れが著しい場合は、洗剤又は薬品を使用)を利用し入念に清掃する。
- f. 清掃に係る用具は施設を損傷することのない物を用いる。
- g. 便器の詰りはスポット等を使用し、原因物を取除き通水させる。
- h. 便器から蚊等が発生した場合は、薬剤等による駆除を行う。
- i. 必要に応じて、トイレットペーパー及び石鹼液の補充を行う。

(ウ)その他

- a. 四阿及びパーゴラは、利用に支障がないよう整備する。
- b. 水遊び場については、夏期の利用期間前に水質検査を行い、利用期間中は水路に堰板を設置するとともに適宜清掃を行うなど衛生面、安全面に留意し整備・管理する。
- c. 各種サイン、案内板、ベンチ、手すり等の工作物の清掃を隨時行うとともに、視認性及び利用に配慮し付近の樹木の枝の剪定等を行う。
- d. 園内から発生したごみは、分別収集し環境事業センターへ搬出する。
なお、処分費用は免除とする。
- e. 営業時に園内を定期的に巡回する要員を配置し、利用者の安全確保に留意する。

イ 警備保安業務

(ア)公園内の秩序を維持し、事故、迷惑行為、盗難及び破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を抑止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、警備保安業務を別記3に定める警備保安業務仕様書に基づき適切に行う。

業務の実施に当たっては、警備業法に基づき都道府県公安委員会の認定を受けた者により実施するものとする。

- a. 事故、災害、犯罪等から施設及び利用者を適切に掩護できる状態とする。
- b. 施設利用者の入退出等を適切に管理する。
- c. 夜間及び休日における警備保安業務の遂行に当たっては、公園に2名以上を常駐させるものとする。
- d. この他、警備保安業務の実施に当たっては、別記4「警備保安業務実施要領」に定めるとおりとする。

(4) その他

ア 施設設備及び備品の修繕及び設置等

(ア)指定管理者は、園内施設、設備の維持修繕及び備品等の修繕を行う。修繕等に要する費用は、指定管理料に含む。

(イ)市は、指定管理者に対し、原状への修繕又は改善を要する箇所を指示できるものとする。

この場合において、正当な理由なく指定管理者が市に従わないときは、市は、自ら当該

修繕又は改善を行ったうえで、これに要した費用を指定管理料から差し引くことができるものとする。

(ウ) 指定管理業務を行うに当たり修繕又は改善した部分に関する価値の増分及び自主事業の提案により指定管理者が設置した施設の所有権は、市に帰属するものとする。

(エ) 指定管理期間の満了又は指定の取消しの際に、市は必要に応じて、指定管理者に対し自主事業の提案により設置した施設の撤去を求めることができる。

イ 用地の保全

公園外周の境界及び不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は直ちに市に報告する。

ウ 車両の調達

指定管理業務を遂行するに当たり必要となる車両は、指定管理者において調達するものとする。車両の調達及び運行に要する費用は、指定管理料に含む。なお、当該車両の調達に当っては、リースにより行うことを妨げない。

エ 管理に関する留意事項

(ア) 園内にごみ箱は設けないこととする。

(イ) 公衆電話等を設置する場合は、市長に対し目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けたうえで使用料を納付しなければならない。

(ウ) 臨時売店等を設置する場合は、市長に対し公園内行為の許可申請書を提出し、許可を受けたうえで使用料を納付しなければならない。

4 その他の業務

(1) 日報及び履行確認書の作成及び提出

指定管理者は、一日の業務内容(有料施設運営、点検、清掃、修繕、警備保安、その他維持管理業務等)及び利用者対応等の特記事項を記載した日報を作成し、月単位にまとめて履行確認書とともに翌月10日までに市に提出する。日報及び履行確認書の様式は、協定により定めるものとする。

(2) 事業計画書及び收支予算書等の作成及び提出

次年度の事業計画書及び收支予算書、年間作業実施計画書は、市と内容調整のうえ、毎年度7月末までに作成し市に提出する。

(3) 事業報告書の作成及び提出

前年度の以下の内容につき記載した事業報告書を毎年度4月末までに市に提出する。

ア 有料施設利用実績(利用人数、利用料金等)

イ 収支決算書等

ウ 自主事業の実施状況

(4) 自己評価の実施

ア 利用者等より、施設運営に関する意見を聴取する。

イ 施設運営に関して、適宜自己評価を行う。

(5) 指定期間終了にあたっての引き継ぎ業務

指定管理者は指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑に当該公園の管理運営業務を遂行できるよう、時期指定管理者への事務引継ぎ及び市への情報提供等を行わなければならない。

このとき、円滑な引継を行うため、次期指定管理者が当該公園における担当指定期間前の実務研修を希望する場合、指定管理者はこれを拒んではならない。

(6) その他日常業務の調整

5 留意事項

(1) 公園施設の管理運営に従事する職員は、利用者に施設職員と判別できる被服及び名札を着用するものとする。

(2) 管理運営及び経理状況に関する帳簿類は、常に整理し、市から公園の管理運営業務若しくは経理状況に関する報告又は立入調査を求められた場合は、速やかに市の担当者の指示に従い、誠実に対応しなければならない。

(3) 植物管理並びに施設管理業務(作業状況等)の記録類及び作業記録写真は、市から求めがあった際に速やかに提示できるように常に整理し、指定期間の終了後は、市の立会いの下に新たな指定管理者に引き継ぐものとする。

(4) 市から公園の管理運営若しくは公園の原状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うものとする。

(5) 各種設備の法定点検等に当たっては、それぞれの点検に応じた有資格者による点検を行うものとする。

(6) 指定管理業務の遂行に当たっては、資源循環促進の観点から、剪定枝及び落葉等の有効再利用に積極的に努めなければならない。

(7) 緑のカーテンによる緑陰を設けるなど、利用者の熱中症予防に努めなければならない。

(8) 指定管理者は、次に掲げる法令及び例規の内容を理解の上、公園の管理運営業務を行うに当たって遵守しなければならない。

都市公園法、同施行規則、小田原市都市公園条例、同施行規則、小田原市体育施設条例、同施行規則、労働安全衛生法、健康増進法、農薬取締法、身体障害者補助犬法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、消防法、電気事業法、行政手続法、同条例、個人情報保護法、小田原市個人情報保護条例等。

(9) 植栽管理業務ほか作業全般において、やむを得ず薬剤を散布する場合は、事前に市に通

告し、散布情報公開とともに散布した日時、場所、天候、薬剤名、用量、用法等について、「住宅地等における農薬使用について(25消安第175号 農林水産省消費・安全局長通知)」に基づいた記録を行い、使用履歴として書面にて年度ごとに編綴保管し、市から求めがあった場合に、速やかに提示できるよう整理しなければならない。

(10)その他、本書に定めのない事項については、双方の協議により定めるものとする。

【別記2】

樹木植栽等育成保存管理業務追加説明書

基本協定書第7条に定める樹木植栽等育成保存管理業務についての詳細は、以下のとおりとする。

管理に当たっては、最善の努力を払うものとする。

管理項目		管理水準	詳細・考え方
植 栽 林 ・ 高 木 ・ 中 木 管 理 業 務	整枝剪定	修景上必要な樹木を中心に行なう。	枯枝、中枝等の除去を中心に行う。 ただし、梅については、冬期剪定及び夏期間引き剪定の年2回行う。
	病害虫防除	発生時のみ	病害虫の発生状況により、その部分を剪定除去又は最少限度の薬剤散布を行い、駆除できればそれ以上の散布は行わない。病害虫が発生した樹木についてのみ、限定期に実施する。
	臨時処置	自然災害時の倒木処理等	自然災害等の発生に伴う倒木等により、園路等の通行に支障が生じた場合、通行確保に対する適切な処置を行う。ただし、大規模な倒木処理については、別途協議とする。
低 木 管 理 業 務	刈り込み	毎年2回	ツツジ等花木は年1回とし、1年を通じて成長が著しい樹木については年2回程度とする。
	病害虫防除	発生時のみ	現在、低木に関しては病害虫等の発生は報告されていないが、今後の発生を想定し、管理項目に記載した。実施に当たっては、植栽林・高木・中木管理業務と同様最少限度の散布にとどめる。
	植付け	補植等	美観を保つため、必要に応じて早めに行う。
	灌水	夏場の異常渇水時ほか	開園以来夏場の異常渇水等は発生していないが、今後の発生を想定し管理項目に記載した。
臨時処置	緊急対応	自然災害時の倒木処理等	自然災害等の発生に伴う倒木等により、園路等の通行に支障が生じた場合、通行確保に対する適切な処置を行う。台風等による倒木等大規模なものについては別途協議するが、小規模のものについては指定管理者が処理する。

【別記3】

動物飼育展示等業務仕様書

1. 目的

小田原こどもの森公園わんぱくらんど内ふれあい広場及びその周辺(以下「ふれあい広場等」という。)において、ポニー及びヒツジ等の動物等の飼育管理及び展示を行うとともに、来園者に対しポニーの乗馬営業を行い、小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園の来園促進及び利用者サービスの向上に資することを目的とする。

2. 業務内容

指定管理者は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 次項に掲げる動物等の調達、飼育及び展示
- (2) ポニーの乗馬営業
- (3) 閑散期等における集客企画の立案及び実施

3. 飼育展示動物等

指定管理者は、以下に掲げる動物を調達飼育し、ふれあい広場等に展示しなければならない。ただし、動物等の死亡、罹病等による場合は、市と協議の上、再調達等に必要な期間、飼育展示動物等の頭数を減じることができるものとする。

(1) ポニー	5頭以上
(2) ヒツジ	4頭以上
(3) ヤギ	6頭以上
(4) カブトムシ 「カブトムシの家」展示期間通期で常時100匹以上	

4. 飼育展示に関する留意事項

指定管理者は、飼育展示を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物等の飼育及び展示に当たっては、動物を常に正常で健康な状態で展示できるよう給餌、手入れ、運動、施設の清掃及び衛生管理を行わなければならない。
- (2) 展示動物が来園者に危害を加えないよう、訓練を行わなければならない。特にポニーは、乗馬営業に用いるため、事故の発生を未然に防止しなければならない。

(3) カブトムシ幼虫の飼育に当たっては、飼育動物の排泄物及び敷き藁等の廃棄物を有効利用し、資源循環に心掛けるものとする。

(4) カブトムシ展示に当たり、「カブトムシの家」の設営を行わなければならない。なお、カブトムシ展示の期間については、市と協議のうえ定めるものとする。

5. その他

(1) 飼育員は、常に動物に愛情を持ち、朗らかな態度で執務に服するものとする。

(2) 飼育員は、来園者に対し常に朗らかな態度で接するものとする。

(3) 動物飼育及び展示に関する事項は、日誌に記録し施設管理の長に提出して確認を受けるものとする。

(4) 動物飼育及び展示に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律その他動物の保護法令を遵守するものとする。

(5) 動物の飼育及び展示等に関する業務を遂行するに当たり、必要な生草若しくは藁及び発生する排泄物若しくは敷き藁等は、資源循環の観点から周辺地域を含めた再利用に取り組むものとする。

(6) その他協定書及びこの仕様書に定めがない事項については、市と協議の上定めるものとする。

【別記4】

警備保安業務仕様書

1. 目的

小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園(以下「管理施設」という。)敷地内における盗難・火災・迷惑行為及び破壊行為等を未然に防止することにより、管理施設の保全を図るとともに利用者の安全を確保し、もって指定管理業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 管理施設内外の警ら(火災・盗難の予防、発見及び夜間における不用電灯の消灯)
- (2) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど駐車場入口の開閉
- (4) 郵便物等の受け取り
- (5) 火災、盗難又は事故等の連絡及びその処置
- (6) その他指定管理業務基準に定める施設管理の長が指示する事項

3. 警備員

- (1) 警備員は身元が確実で心身共に健康な者が4月1日から翌年3月31日まで2名以上が夜間及び有料施設休止日に常駐するものとする。
- (2) 警備員の服装は、常に清潔に保ち、胸部に名札を着用するものとする。

4. 提出書類

業務に先立ち警備員の氏名、資格等を記載した書類に写真を貼付して、市に提出するものとする。

5. その他の事項

- (1) 警備員は、管理事務所を定位置とし業務に当たり、警ら等業務遂行上の目的以外にみだりに定位置を離れてはならない。
- (2) 警備員の仮眠室は、管理棟内に設置するものとし、仮眠用品等は指定管理者において用意するものとする。

- (3)火災、風水害、その他の非常事態が発生又は発生が予測されるときは、各関係者に通報しなければならない。
- (4)勤務時間中に取り扱った事項及び警邏記録等は、警備業務日誌に記載し施設管理の長に提出して確認を受けるものとする。
- (5)警備員は、勤務時間内において常に服装を正し、言動を慎み、規律ある厳正な態度で執務に服するものとする。
- (6)警備員が病気、事故等により執務に服せなくなった場合は、直ちに当日の勤務に支障がないよう熟練者を配置しなければならない。
- (7)その他警備業務実施に当たっては、別途定める警備保安業務実施基準に基づき行うものとする。

【別記5】

警備保安業務実施基準

1. 公園内の警ら

(1) 警ら実施時刻

①有料施設営業日：18時・21時・23時・4時・6時

②有料施設休止日：9時・11時・14時・16時・18時・21時・23時・4時・6時

※週に2回、警ら実施時刻を、1時間程度変更するものとする。

(2) 警らによる確認内容

①発火源・危険物・特殊可燃物の点検・確認及び処置

②火気使用場所・ガス元栓・湯沸室・たばこの吸殻並びに灰皿等の点検確認及び処理

③照明器具の点灯・消灯

④消火器の外観点検及び不具合の場合の処置

⑤火災の早期発見及び初期消火

⑥事故発生時における消防署・警察署及び関係者に対する通報連絡

⑦扉・窓・シャッターその他出入箇所の施錠点検及び確認

⑧潜伏者・徘徊者・不審者の発見及びその処置

⑨建物・設備等の不良箇所の発見及びその処置

2. 施錠箇所の開閉

(1) 施錠箇所

①わんぱくらんど第一駐車場、同第二駐車場、同第三駐車場及び同第四駐車場

②第一管理棟待合室及び第二管理棟待合室

(2) 施錠箇所の開閉時刻

午前8時00分に開錠し、午後5時00分に施錠する。

なお、施設の使用状況に応じ、指定管理者において開錠時刻を繰り上げ、又は施錠時刻を繰り下げることができる。

(3) 鍵の取扱い

業務中の出入口の鍵は、警備員が保管する。鍵の授受は「鍵受渡簿」により行い、不要な貸出しを行ってはならない。

3. 有料施設休止日における施錠箇所の取扱い

- (1) 有料施設休止日においても、原則として施錠箇所を開放する。
- (2) 駐車場については、利用者数に応じて一部施錠のままですることは差し支えない。

4. 郵便物等の取扱い

管理事務所担当者不在時に送達された郵便物等を保管し、翌営業日に管理事務所担当者に引き渡すものとする。

5. 災害発生時における対応

(1) 火災

火災が発生した場合は、直ちに初期消火等の適切な措置を講じるとともに、消防署又は警察署、施設管理の長及び市担当者に通報する。また、施設近隣の火災により、施設に被害が生じるおそれがある場合についても、同様の措置を講じる。

(2) 暴力的行為による施設の破壊等

暴力的行為によって施設が破壊されようとするとき、又は破壊されたときは、前号に準じて措置を講じるものとする。また、拳動不審者の侵入又は盜難等が発生した場合は、速やかに最寄りの派出所(久野駐在所)に通報した上で、施設管理の長及び市担当者に報告する。

6. 事務の引継ぎ

警備員は、夜間及び休止日の警備業務の開始前に施設管理の長から警備業務に必要な次に掲げる簿冊及び物品を受け、業務を終了したときは、必要事項を所定の業務日誌に記載し、物品とともに施設管理の長に引渡す。

- (1) 警備業務日誌
- (2) 施錠部分の鍵

7. その他

- (1) 電話及び来園者への対応は、相手に敬意を払い親切丁寧に接するものとし、不快感を与えてはならない。
- (2) 警備員において判断できない事象が発生した場合は、直ちに施設管理の長に連絡して指示を仰ぎ、事態の収拾に努める。
- (3) 公の施設の管理者としてふさわしい接客を行い、併せて接遇業務等の技術の向上に努めるものとする。



参考資料

(案)

エア遊具の安全確保に関する指針の策定に関する要望書

平成28年3月30日に本市の公共施設（都市公園）内において発生したエア遊具（すべり台）の転倒事故に関しては、大変ご迷惑をおかけ致しましたことお詫び申し上げます。

本市及び同公園の指定管理者、そしてエア遊具の設置・運営を担った運営会社は現在、負傷した方々に誠意をもって対応するとともに、エア遊具の当面の使用自粛、事故の原因の究明、今後の事故防止に向けた安全管理方法等の見直しに取り組んでおります。

さて、都市公園に設置される遊具のうち、固定式の遊具については、都市公園における安全管理の強化を図るため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」により、地方公共団体等の公園管理者に対する国の技術的助言として周知されるとともに、(一社)日本公園施設業協会による遊具メーカーの自主規準となる「遊具の安全に関する規準」が示され、都市公園における遊び場の安全性の確保が図られています。

一方で、固定式でないエア遊具については、(一社)日本エア遊具安全普及協会がエア遊具を安全に運営するための基準として「安全運営の10ヶ条」を策定し普及を図っております。今般の運営会社は、同協会が策定した基準以上の安全管理規則を設けておりましたが、今回は一部が遵守されずに運営されておりました。

このような中でエア遊具は、多くの子供たちから絶大な人気があり、都市公園の機能の増進に今後も大いに貢献するものと考えており、また、現在休止しているエア遊具の再稼働を待ち望む声も少なくなく、今後も、都市公園をはじめとする多くの公共施設等への設置が望まれるものと考えます。

つきましては、類似事故の再発を防止するため、本市では今回の事故を教訓に、最善の安全管理に取り組んでまいりますが、国としても、エア遊具の点検や安全に運営するための指針を策定され、地方公共団体や運営会社等に対する国の技術的助言として周知を図されることを要望いたします。

平成28年4月 日

内閣府特命担当大臣 河野 太郎 様

小田原市長 加藤 憲一

小田原市議会議長 武松 忠

